

第5期 富士宮市地域福祉推進計画

第5期富士宮市地域福祉計画
第5期富士宮市社会福祉協議会地域福祉活動計画

令和8年度▶▶令和12年度



©富士宮市さくやちゃん

令和8年3月
富士宮市
社会福祉法人 富士宮市社会福祉協議会

はじめに

「世代をつなぎ 未来へつなぐ
安心して暮らせる福祉のまち」

私たちの社会は、少子高齢化や家族形態の変化、就労形態の多様化等の環境の変化に伴い、家庭環境や地域コミュニティの希薄化が進行する等、常に変化しております。また、地域や家庭が抱える課題（困りごと）も複雑化しており、従来の福祉制度の枠組みだけでは十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間の課題」も顕在化しています。



このような状況を踏まえ、本市では、地域福祉の推進に当たっての基本的な考え方等を明らかにしていくものとして、令和8年度から令和12年度までの5年間の計画期間とする富士宮市地域福祉推進計画を、富士宮市社会福祉協議会と一体となって策定いたしました。

本計画では、「世代をつなぎ 未来へつなぐ 安心して暮らせる福祉のまち」を基本理念とし、介護・障害・子育て・生活困窮といった分野を超えた包括的支援体制を推進し、地域に暮らす誰もが生きがいと役割をもち、誰もが誰かの「支え手」となる地域共生社会を実現することを目指しております。

計画の推進につきましては、地域の方々や関係者の皆様と共に、より一層連携しながら地域福祉の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、御協力いただきました市民の皆様をはじめ、貴重な御意見や御提言をいただきました地域福祉計画策定専門委員会等の委員の皆様、また関係各位に対しまして心から感謝申し上げます。

令和8年3月

富士宮市長 須藤 秀忠

はじめに

富士宮市社会福祉協議会では、平成 20 年から地域福祉活動計画を策定し、「人にやさしい福祉のまちづくり」を目指し、地域の皆様をはじめとして、関係機関や団体の皆様と協働しながら地域福祉を推進してまいりました。前回計画では、市内 14 か所の地区社会福祉協議会で活動計画を策定し、地域の福祉的課題に地域の皆様と共に取り組んでまいりました。

昨今では、少子高齢化が社会に及ぼす影響が顕著になってきており、令和の米騒動に象徴される物価の高騰による生活困窮世帯の拡大、ひきこもりやダブルケアなど、社会とつながりにくくなっている状況が、地縁血縁の希薄化とともに拡大しております。

このような社会情勢を背景に、本会では富士宮市の第 5 期地域福祉推進計画と連動して、第 5 期地域福祉活動計画を策定いたしました。合わせて、各地区社会福祉協議会でも活動計画を策定しております。ここでは、誰もが「受け手」であり「支え手」である「地域共生社会」の実現を目指し、令和 8 年度から令和 12 年度まで取り組んでいくことを計画しています。

世代を超え未来へつながる、安心して暮らせる福祉のまちを目指し、地域の皆様を始めとして関係機関・団体の皆様と主に地域福祉を推進してまいります。皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり御協力いただきました策定委員会の皆様、アンケートの御協力いただきました皆様、その他関係者の皆様に心から御礼申し上げます。

令和 8 年 3 月

社会福祉法人富士宮市社会福祉協議会 会長 太田 精一



富士宮市 地域福祉推進計画 目次

第1部 富士宮市地域福祉計画

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	1
3 計画の位置付け	2
4 策定体制	3
第2章 富士宮市の状況	4
1 統計からみる富士宮市の現状	4
2 富士宮市の地域福祉を取り巻く課題の整理	16
3 第4期計画の評価	34
第3章 計画の基本理念と基本目標	36
1 基本理念	36
2 基本目標	36
3 計画の体系図	37
第4章 施策の展開	38
基本目標1 地域で支え合える人づくり	38
基本目標2 適切な支援を受けられる仕組みづくり	41
基本目標3 安心していきいきと生活できる場づくり	44
第5章 重層的支援体制整備事業実施計画	47
1 計画の目的	47
2 重層的支援体制整備事業の概要	48
3 計画の位置づけ	50
4 計画の期間	50
5 事業評価（令和6年度・7年度の評価）	51
6 事業の実施体制及び実施内容	53
第6章 成年後見制度利用促進基本計画	59
1 現状と課題	59
2 具体的な取組	61
3 評価指標及び評価方法	65
第7章 計画の推進体制	66
1 計画の周知	66
2 計画の推進体制と管理・評価	66
3 富士宮市が目指す「地域共生社会」のイメージ図	67

第2部 富士宮市地域福祉活動計画

第1章 計画の概要	69
1 地域福祉活動計画策定の趣旨	69
2 計画の期間・評価	69
3 これまでの活動計画のあゆみ	70
4 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係	71
進行管理について	72
進行管理と評価	72
計画に関する意見集約	72
第2章 地域福祉活動計画	73
1 体系図	73
2 地域福祉活動計画の読み方	74
3 活動計画	75
4 個別計画（事業別計画）	81
5 アンケート結果報告	85
6 地域福祉活動計画・社協基本要項つながり表	98
7 策定経過	99
8 第5期地域福祉活動計画策定メンバー	100
第3章 富士宮市地域福祉活動計画＜地区社協版＞	101
大宮地区社会福祉協議会	102
大宮東地区社会福祉協議会	104
大宮西地区社会福祉協議会	110
富丘地区社会福祉協議会	112
大富士地区社会福祉協議会	114
富士根南地区社会福祉協議会	117
富士根北地区社会福祉協議会	119
北山・山宮地区社会福祉協議会	121
上野地区社会福祉協議会	123
上井出地区社会福祉協議会	125
白糸地区社会福祉協議会	127
猪之頭地区社会福祉協議会	129
芝川地区社会福祉協議会	131
柚野地区社会福祉協議会	133
地区担当者名簿（令和8年3月現在）	135

資料編

1	富士宮市保健・医療・福祉計画策定推進委員会設置要綱	136
2	富士宮市地域福祉計画策定専門委員会委員名簿	138
3	富士宮市地域福祉活動計画策定・推進委員会名簿	138
4	富士宮市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定会議	139
5	地域福祉活動計画策定チーム	139
6	富士宮市地域福祉推進計画策定の主な経緯・経過	140
7	用語解説	142

第1部 富士宮市地域福祉計画

第1章

計画の概要

1 計画策定の趣旨

少子高齢化や人口減少社会の進行、ライフスタイルの多様化や核家族化及び産業構造の変化が進む中で、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助の力が弱まり、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉といった、分野ごとの対応だけでは解決が難しい新たな課題が数多く生じています。加えて、自然災害や感染症などによる脅威や不安も高まっています。コロナ禍により、経済的な困窮や社会参加の機会の減少の問題も、より深刻なものとなりました。

地域福祉の充実と推進が、これまで以上に重要性を増す中、8050問題やダブルケアなど多様化する福祉の課題に対応するためにも、地域づくりの基盤を整え、人と地域が互いに理解し支え合う関係を広げていくことが求められています。

国においては、社会福祉法の改正によって、地域福祉の推進に関する「地域生活課題」が明確に定義されました。これに伴い、市町村は地域住民や関係機関と協働し、包括的な支援体制づくりに取り組んでいくこととなりました。こうした体制を実現するために、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設され、包括的な支援体制に努めているところです。

このような背景を踏まえ、社会情勢や制度の変化に対応するため、本市で令和4年3月に策定した「第4期富士宮市地域福祉計画・第4期富士宮市社会福祉協議会地域福祉活動計画」が令和7年度に終了することから、新たに「第5期富士宮市地域福祉計画・第5期富士宮市社会福祉協議会地域福祉活動計画」（以下「本計画」という）を策定します。

2 計画の期間

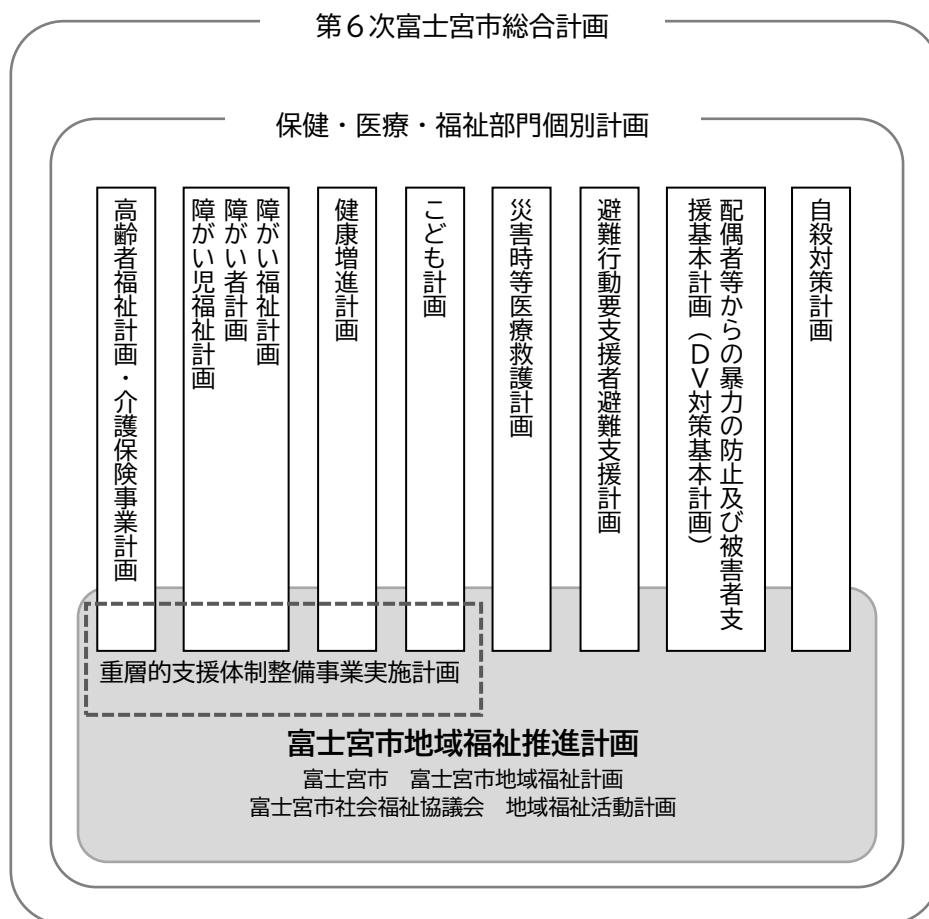
本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況などにより計画の見直しが必要な場合は、計画期間中であっても改定や変更を行うものとします。

3 計画の位置付け

第5期富士宮市地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として、地域共生社会の実現のため、市の地域福祉施策の方向性を示す計画です。本計画は、富士宮市総合計画の分野別計画に位置付けられるものであり、「富士宮市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「富士宮市障がい者計画」、「富士宮市こども計画」などの関連する個別計画と整合するように策定します。なお、この計画は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく成年後見制度利用促進基本計画を兼ねるとともに、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）による改正後の社会福祉法第106条の5に基づく重層的支援体制整備事業実施計画や再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく再犯防止推進計画を包含します。

また、地域福祉活動の中心となる、富士宮市社会福祉協議会の富士宮市社会福祉協議会地域福祉活動計画と一体的に策定し、相互連携を図ります。



4 策定体制

市民の代表からなる「地域福祉計画策定専門委員会」と社会福祉協議会関係者で構成された「地域福祉活動計画策定・推進委員会」の合同会議による検討・協議を重ね、富士宮市保健・医療・福祉計画策定推進委員会に諮り策定しました。

計画の策定に当たり、市民アンケート及び市内の各相談支援機関へのヒアリング調査を実施しました。また、計画に市民の意見を反映させるため、令和8年2月にパブリック・コメントを実施しました。

【地域福祉に関する市民アンケートの概要】

地域：富士宮市全域

対象者：市内の18歳以上の方から1,000人を無作為抽出

期間：令和7年5月28日から令和7年6月20日まで

方法：郵送による配布・回収及びWEB調査

回収結果：522人（回収率52.2%）

【相談支援機関へのヒアリングの概要】

対象機関：地域包括支援センター

基幹相談支援センター

障がい者相談支援事業所

生活困窮者自立相談支援事業所

こども家庭センター

青少年相談センター

富士宮市立病院地域医療連携室

期間：令和7年7月29日から令和7年8月5日まで

第2章

富士宮市の状況

1 統計からみる富士宮市の現状

①人口の推移と人口構成

富士宮市の総人口は、緩やかな減少を続けていますが、65歳以上の人口は増え続けており、高齢化率は3人に1人が高齢者である状況です。

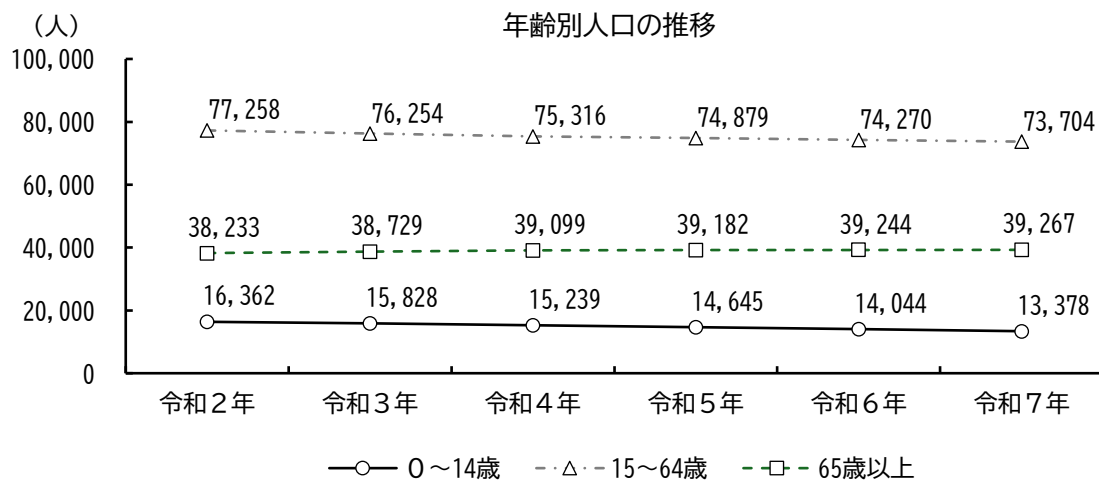
静岡県の高齢化率と比較すると、同程度で推移していますが、国の高齢化率と比較すると高くなっています。

人口構造の推移

単位：人、％

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総人口	131,853	130,811	129,654	128,706	127,558	126,349
年少 (0～14歳)	16,362	15,828	15,239	14,645	14,044	13,378
生産人口 (15～64歳)	77,258	76,254	75,316	74,879	74,270	73,704
高齢人口 (65歳以上)	38,233	38,729	39,099	39,182	39,244	39,267
高齢化率	29.0	29.6	30.2	30.4	30.8	31.1
高齢化率(県)	29.8	30.2	30.5	30.7	31.0	
高齢化率(国)	28.8	28.9	29.0	29.1	29.3	

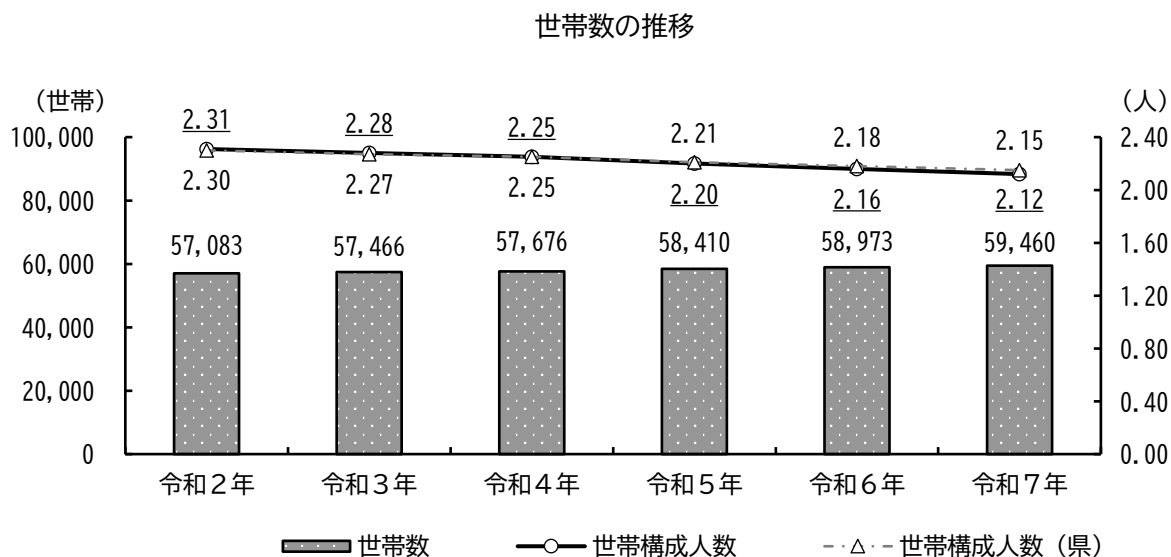
資料：住民基本台帳（4月1日現在）、(県) 静岡県 HP、(国) 高齢社会白書（10月1日現在）



資料：住民基本台帳

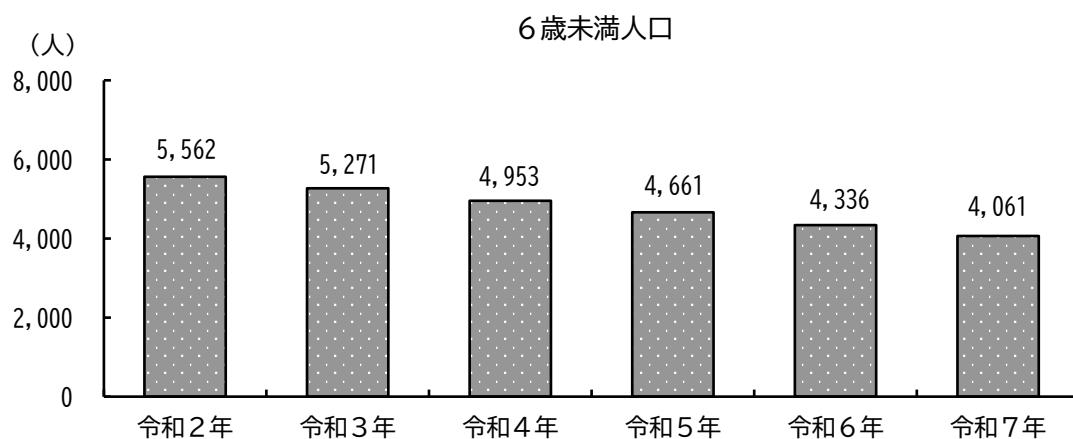
世帯数の推移を見ると、世帯数は毎年増加傾向にある一方で、平均世帯構成人数は、令和2年には2.31人でしたが令和7年には2.12人と減少していることから、核家族化の進行が伺えます。

静岡県の世帯構成人数と比較すると、同程度で推移しています。



資料：住民基本台帳、(県) 静岡県 HP

6歳未満の未就学児童も減少しており、令和4年に5,000人を割り、令和7年には4,061人になっています。

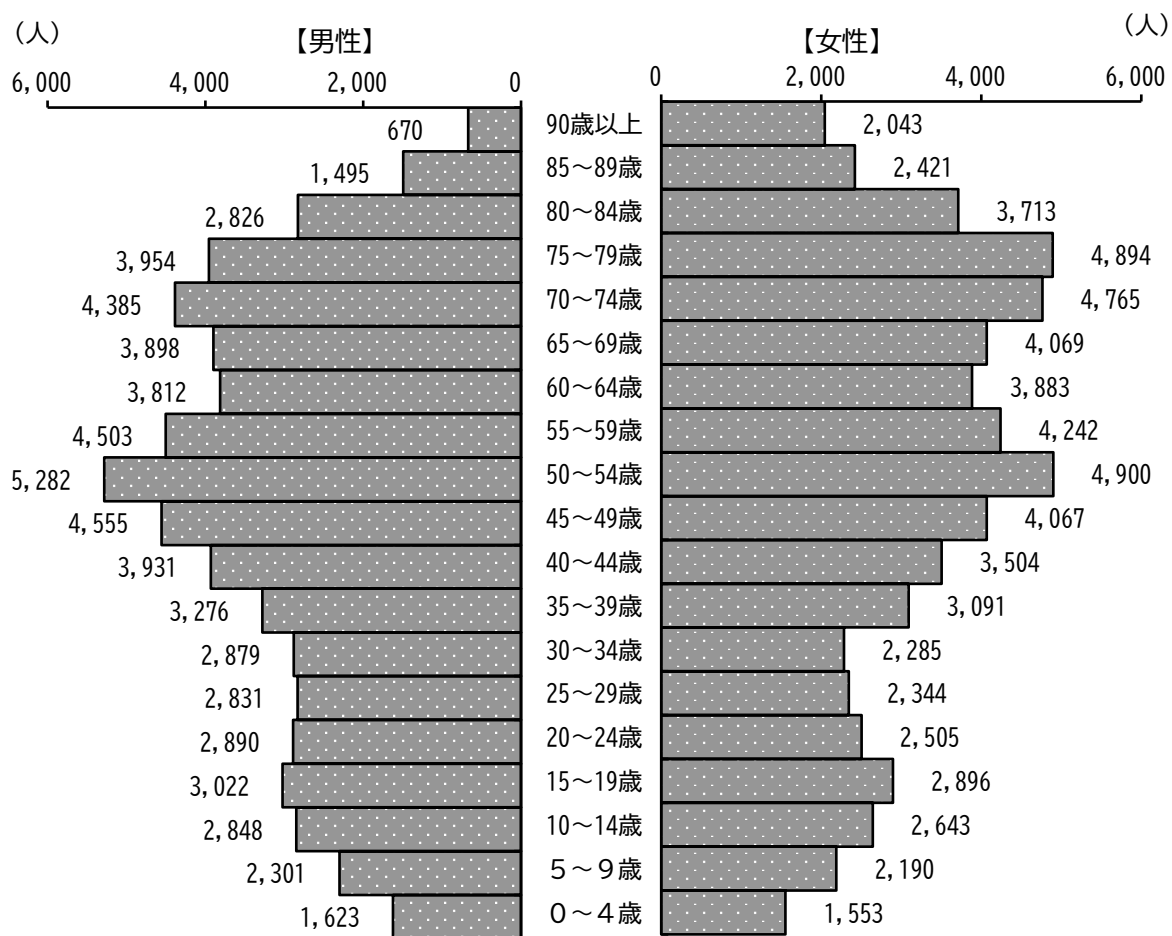


資料：住民基本台帳

令和7年の5歳階級別の人口構成の推移を見ると、最も多いのが50歳から54歳までの世代で、次に多いのが70歳から74歳までの、いわゆる団塊の世代となっています。

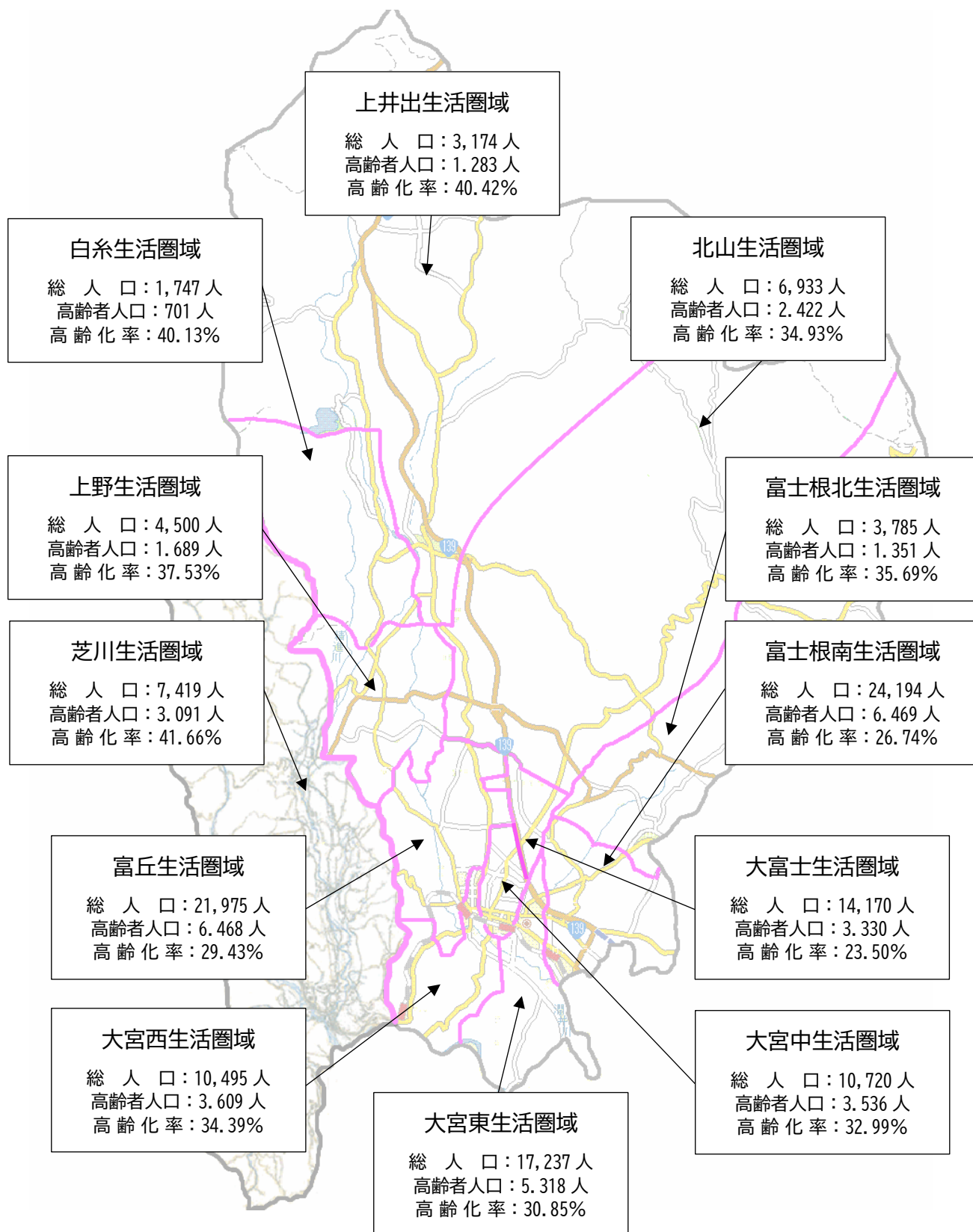
0歳から14歳までの子ども世代の人口には、大きな膨らみが見られないため、高齢化率の上昇は今後も続くと思われます。

5歳階級別の人口構成（令和7年4月1日）



資料：住民基本台帳（令和7年4月1日現在）

生活圏域別人口と高齢化率



資料：人口統計 地域別人口・世帯数一覧（令和7年4月1日現在）

②要介護認定者の状況

要介護認定者を見ると、認定者数は増加傾向にあり、特に要支援2の認定者の増加割合が高くなっています。

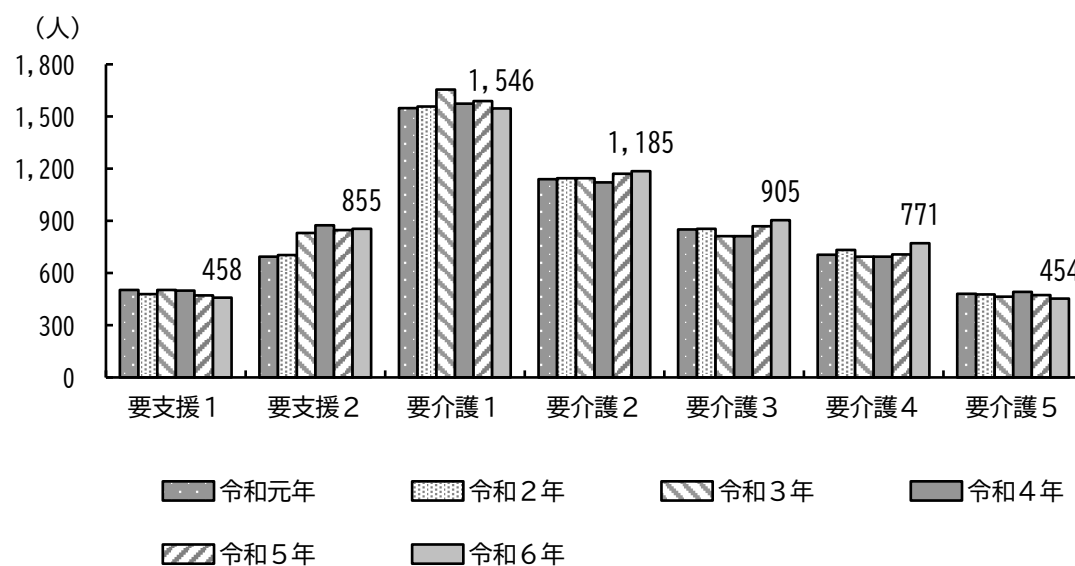
要介護認定者の状況

単位：人

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
要支援1	503	479	502	499	471	458
要支援2	694	704	831	874	847	855
要介護1	1,548	1,558	1,655	1,574	1,588	1,546
要介護2	1,140	1,145	1,146	1,121	1,171	1,185
要介護3	851	854	813	812	869	905
要介護4	706	733	695	695	707	771
要介護5	481	477	464	491	474	454
合 計	5,923	5,950	6,106	6,066	6,127	6,174

(各年3月31日現在)

要介護認定者の状況



(各年3月31日現在)

③障がい者の状況

身体障害者手帳の所持者数は、令和元年度から減少傾向にあります。一方、療育手帳（知的障害等）及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳の所持者数が増えています。

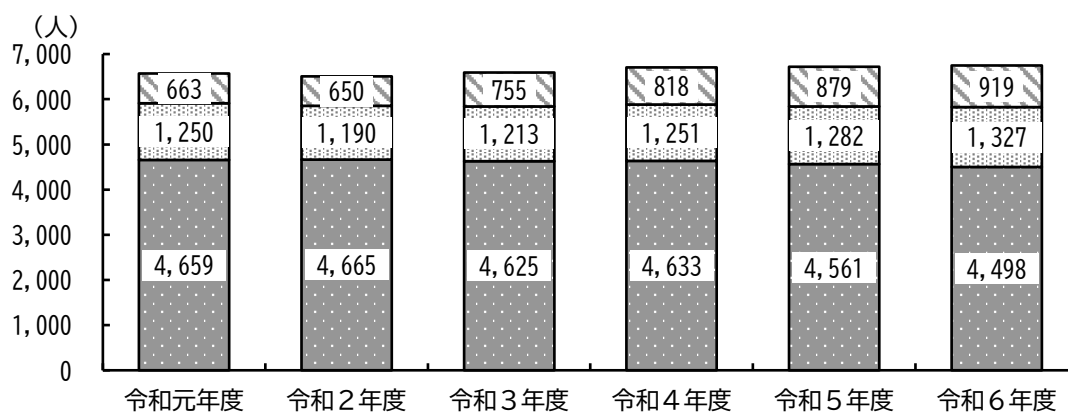
障がい者の状況

単位：人

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体障害者手帳	4,659	4,665	4,625	4,633	4,561	4,498
療育手帳 （知的等）	1,250	1,190	1,213	1,251	1,282	1,327
精神障害者 保健福祉手帳	663	650	755	818	879	919
計	6,572	6,505	6,593	6,702	6,722	6,744

（各年3月31日現在）

障がい者の状況



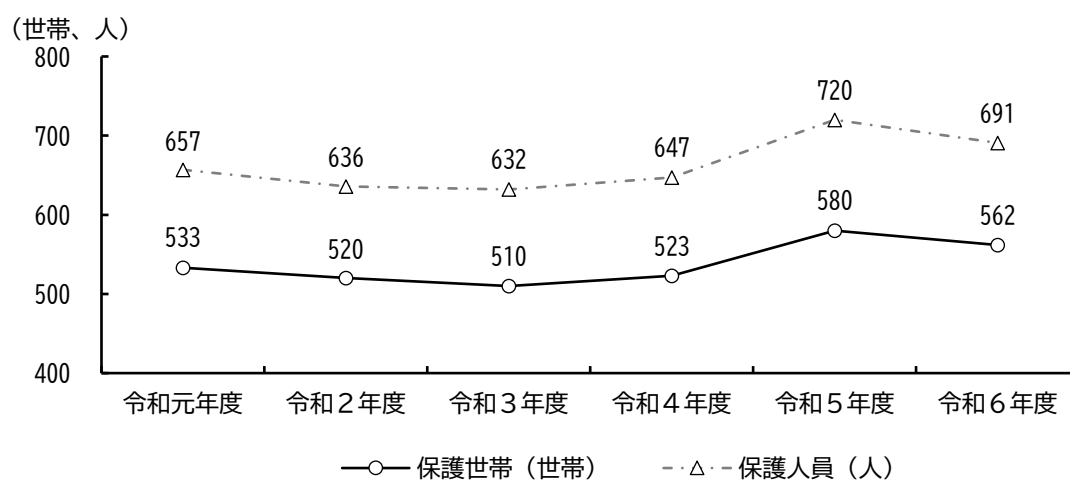
精神障害者保健福祉手帳 療育手帳（知的等） 身体障害者手帳

（各年3月31日現在）

④生活保護受給者数の状況

生活保護受給者数は、令和4年度以降増加傾向にありましたが、令和6年度で減少に転じています。

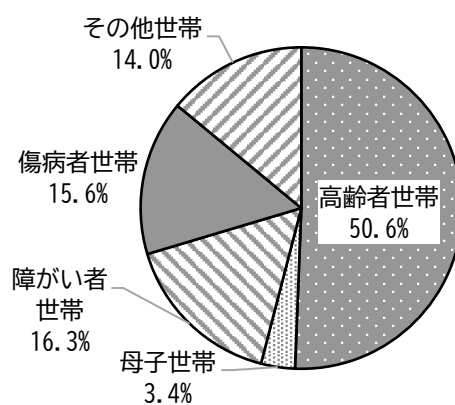
生活保護受給者数の状況



資料：被保護者調査（各年3月31日現在）

また、世帯別に見ると、高齢者世帯が全体の半数以上になっています。

保護世帯の状況別



（令和7年3月31日現在）

⑤地域包括支援センターの相談状況

平成29年の介護保険法の改正に対応するため、市に直営地域包括支援センターを、各地域に委託地域包括支援センターを設置し、平成30年に相談支援体制を再編しました。委託地域包括支援センターは、福祉事業者に業務を委託し運営しています。市は、委託事業者をプロポーザルにて選定し、連絡会議等で連携を密にするとともに、業務を面談等により評価し業務の定着や支援の質の確保に努めています。

地域包括支援センターは、①総合相談支援業務、②権利擁護業務、③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、④介護予防ケアマネジメントの主に4つの業務を行っています。

直営地域包括支援センターは、基幹型と地域型の役割を担っています。基幹型の役割として、委託地域包括支援センター間の連絡調整や、包括的支援事業のマネジメント、処遇困難ケースについて福祉事務所と連携し解決すること等があります。

委託地域包括支援センターは、地域型の役割を担っており担当地域を持ち、住民の身近なところで総合相談を受けています。

地域包括支援センターの相談状況

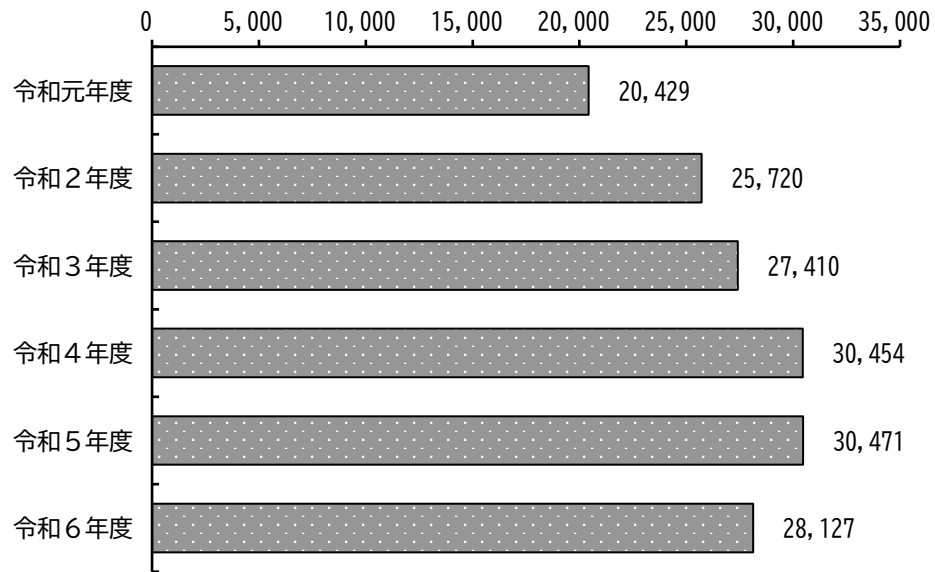
単位：件

相談種別/ 件数	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	地域包括 (直営)	地域包括 (委託)	地域包括 (直営)	地域包括 (委託)	地域包括 (直営)	地域包括 (委託)
高 齢 者	1,912	14,555	1,817	18,072	1,924	17,296
障 が い 者	188	833	157	1,502	148	1,504
権 利 擁 護	563	287	435	612	708	1,203
医 療 保 健	131	426	302	510	366	1,315
児童(障がい児)	6	13	1	32	0	14
経 済 的	177	261	87	679	157	571
そ の 他	8	1,069	15	1,499	55	2,149
合 計	2,985	17,444	2,814	22,906	3,358	24,052
相談種別/ 件数	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	地域包括 (直営)	地域包括 (委託)	地域包括 (直営)	地域包括 (委託)	地域包括 (直営)	地域包括 (委託)
高 齢 者	1,740	20,116	1,590	20,469	1,834	18,742
障 が い 者	147	1,903	150	1,752	64	1,377
権 利 擁 護	782	1,185	664	1,263	528	1,981
医 療 保 健	421	761	253	986	206	665
児童(障がい児)	10	15	12	15	4	11
経 済 的	118	804	120	1,209	72	620
そ の 他	30	2,422	35	1,953	43	1,980
合 計	3,248	27,206	2,824	27,647	2,751	25,376

(各年3月31日現在)

地域包括支援センターの相談件数推移

(件)



(各年3月31日現在)

⑥福祉総合相談課の相談状況

福祉総合相談課（福祉相談支援係）は、高齢者、障がい者、生活困窮者等の属性を問わない福祉総合相談体制の構築等を推進しています。相談者本人のみならず、相談者も含めた世帯全員が抱える困りごとを把握し、適切な相談機関につないでいます。

主な業務として、①福祉総合相談支援、②生活困窮者の自立支援、③女性相談事業・配偶者等からの暴力被害に係る相談支援、④高齢者保護事業、⑤重層的支援体制整備事業における中核機関業務、⑥成年後見制度における中核機関（権利擁護支援推進センター）業務があります。

福祉総合相談課の相談状況

単位：件

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高 齢 者	246	338	279
障 が い 者	214	160	230
権 利 擁 護	77	141	385
医 療 保 健	140	144	113
児 童	31	14	22
経 済 的	1,865	1,628	1,078
そ の 他	48	42	43
合 計	2,621	2,467	2,150

※ 相談内容の主な傾向

- ・ひきこもり：不登校や成人し就労に挫折した等の理由からひきこもりになり、その後親が高齢化し、ひきこもりの子を支援されなくなる事例。
- ・住まい：経済的に不安定、保証人等がないことから住居の確保が難しい事例。
- ・生活困窮：就労の状況、心身の状況、地域社会との関連性など様々な事情から現に経済的に困窮しているものの生活保護制度の要件にあてはまらない事例。
- ・病識や障害受容が無い：精神疾患はあるものの、受診拒否している事例や自身が障害を持っていることを受け入れられずサービスを拒否する事例。

（各年3月31日現在）

⑦障がい者相談支援事業所の相談状況

障がい者相談支援事業は、福祉サービス利用に係る相談やピアカウンセリングの支援、地域のサービス事業者の情報提供、権利擁護のために必要な援助等を行っています。

障がい者が自立した日常生活を営めるよう支援につないでおりますが、中には自身が障害を持っている自覚がなく、困っていない（周囲の人が困っている）事例や、こだわりが強く他人との関わりが難しいためにひきこもりがちになる事例等、支援につなげるのが難しい事例があります。このような相談者への継続的支援や地域生活での支援が求められます。

障がい者相談支援事業所の相談状況

単位：件

年 度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
件 数	23,117	24,007	10,774	12,769	9,223	8,776

（各年3月31日現在）

⑧家庭児童相談室の相談状況

家庭児童相談室では、子育てやこどものしつけ、学校生活や家族関係、虐待等の問題について、相談、助言、関係機関の紹介や家庭訪問等を行っています。

全体の相談（延べ）件数は、その年により増減している状況です。早めに相談いただくことで、虐待等の重篤な状態を未然に防止することにつながっています。

家庭児童相談室における年度別相談状況

単位：件

年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
性格・生活習慣等	〔1〕	230	244	499	233	187	161
知能・言語	〔2〕	116	53	45	41	42	73
学校生活等	人間関係	〔3〕	297	272	317	246	213
	登校拒否	〔4〕	531	602	499	645	623
	その他	〔5〕	1,424	1,416	1,490	1,275	1,368
非行	〔6〕	176	97	40	73	112	136
家族関係	虐待	〔7〕	546	529	579	362	269
	その他	〔8〕	1,928	1,898	2,242	2,026	1,749
環境福祉	〔9〕	980	1,423	1,165	1,918	1,022	1,320
障 が い	〔10〕	494	530	387	437	425	449
そ の 他	〔11〕	385	548	543	443	354	737
計	〔12〕	7,107	7,612	7,806	7,699	6,364	7,042

※1 その他〔5〕 進学、進路相談等

※2 その他〔8〕 児童に係る家庭内の人間関係（親子・兄弟関係）等

※3 その他〔11〕 〔1〕～〔10〕のいずれにも該当しない相談

（各年3月31日現在）

2 富士宮市の地域福祉を取り巻く課題の整理

ここでは、地域福祉を取り巻く社会情勢やアンケート調査結果を踏まえ、第4期富士宮市地域福祉計画の基本目標・基本施策に基づき課題を整理しました。

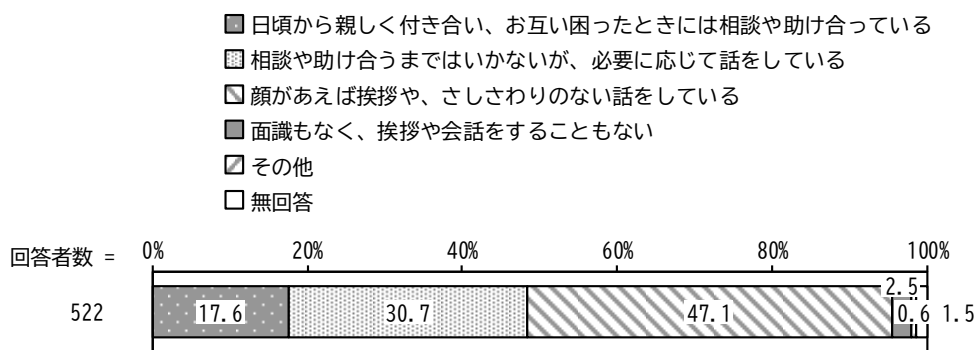
基本目標1 地域で支え合える仕組みづくり

基本施策① 地域共生の意識の醸成についての課題

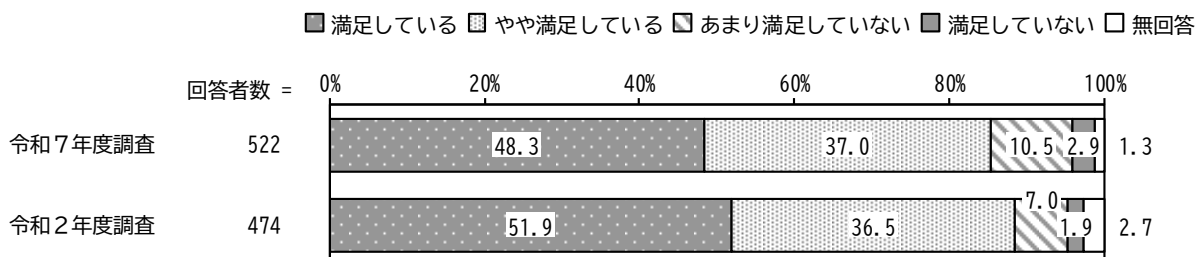
【アンケート調査結果】

○近所づきあいの程度は、「顔があえば挨拶や、さしさわりのない話をしている」が47.1%と最も高く、次いで「相談や助け合うまではいかないが、必要に応じて話をしている」が30.7%とあるが、現在の近所づきあいに満足している人の割合は、「満足している」が48.3%と5年前と比較し3.6ポイント減少しています。

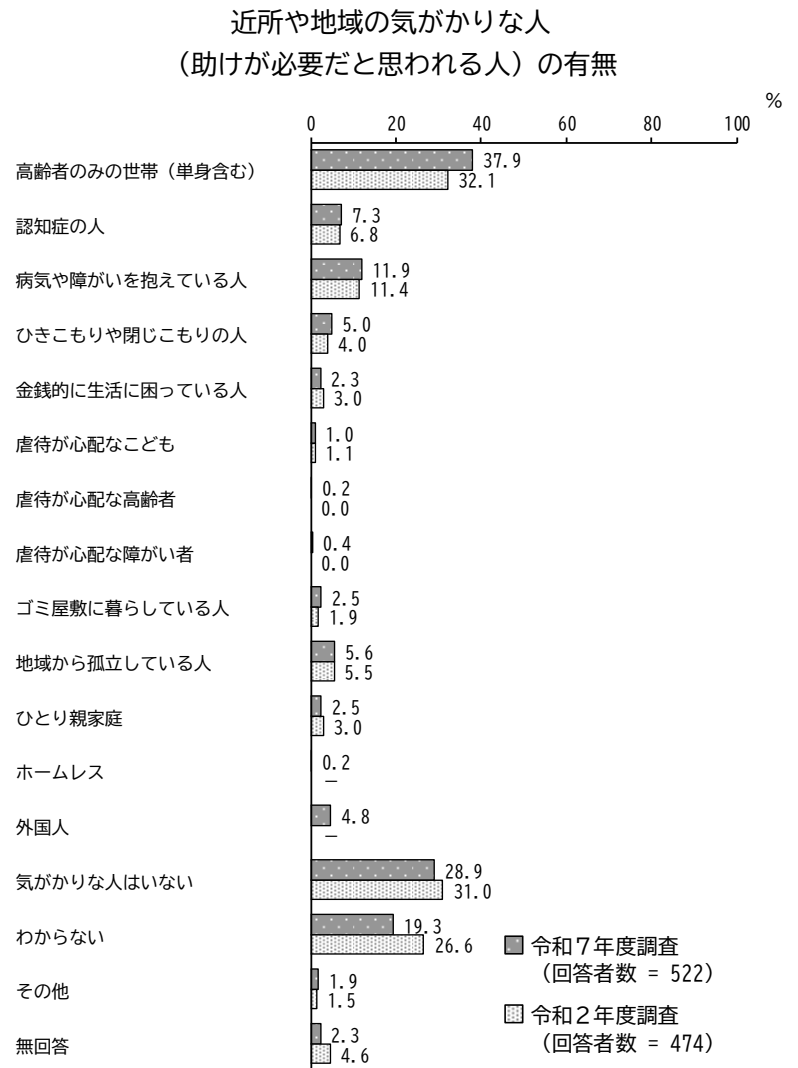
近所づきあいの程度



現在の近所づきあいの満足度

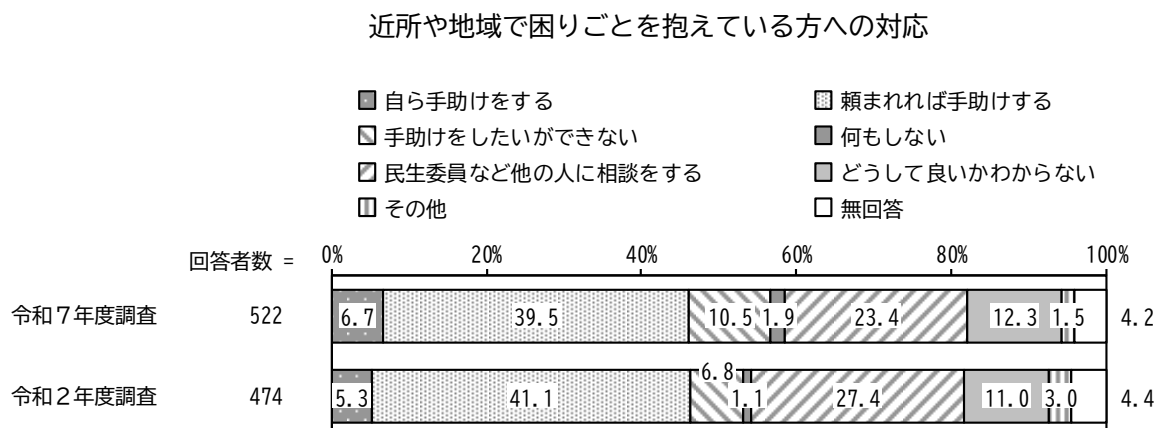


○近所や地域に助けが必要と思われる人がいるかは、「高齢者のみの世帯（単身含む）」が37.9%と最も高く、次いで「気がかりな人はいない」が28.9%、「病気や障がいを持っている人」が11.9%と続きます。



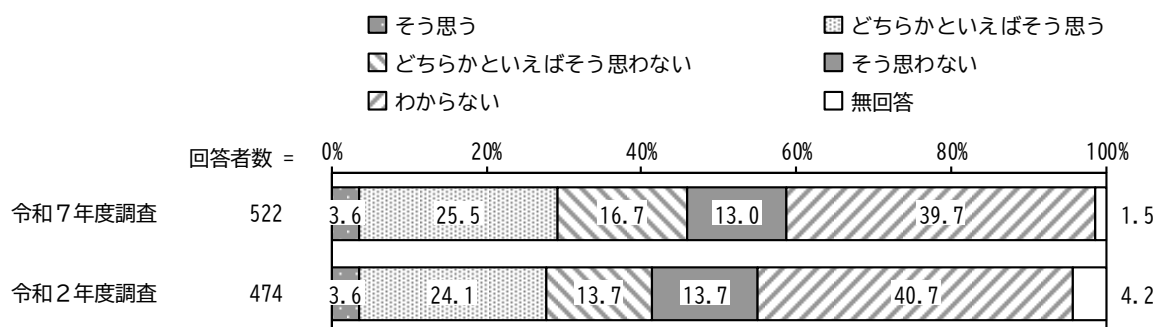
※令和2年度調査では、「ホームレス」、「外国人」がありませんでした。

○近所や地域の人困りごとを抱えていることが分かった場合の対応は、「頼まれれば手助けする」が39.5%と最も高く、次いで「民生委員など他の人に相談をする」が23.4%、「どうして良いかわからない」が12.3%となっています。



○居住地域で「みんなで支える地域福祉の推進」がされていないと思う人と、されているかわからない人が、合わせて約7割にのぼっています。

住まいの地域で「みんなで支える地域福祉の推進」がされていると思うか



【アンケート調査等からの課題】

本市では、障がいがある方や生活に困難を抱える方への理解促進や支援体制の充実を目指し、出前講座や啓発活動、認知症サポーターの養成、小・中学校での交流学习など、様々な取組を進めてきました。

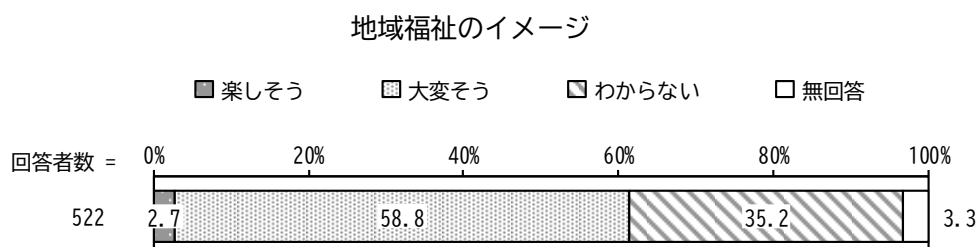
近所や地域の人に困りごと等を頼まれれば手助けすると答えた人が最も多く、周囲に助けが必要と思われる人がいることを認識している人も多くいますが、普段の近所づきあいで困ったときに相談や助け合える関係性を構築できている人が2割程度にとどまっているため、近所や地域の助け合いはあまり活発でないことがうかがえます。また、現状の近所づきあいに問題意識を持っていない人が多いことから、助け合うことができる関係性を築くには、日頃から近所づきあいを深めることの大切さを積極的に発信していく必要があります。

「みんなで支える地域福祉の推進」を実現するために、地域福祉に関して住民に周知啓発を進めることが重要です。

基本施策② 地域福祉の担い手づくりについての課題

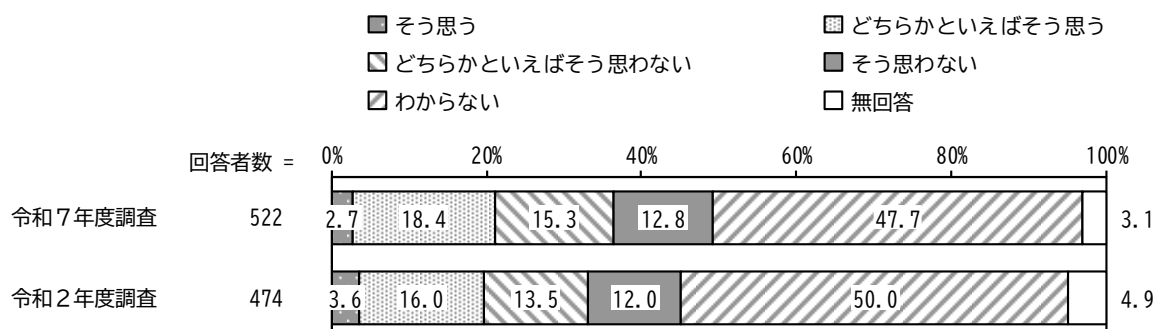
【アンケート調査結果】

○地域福祉に対するイメージは、「大変そう」が58.8%で最も高く、次いで「わからない」が35.2%となっています。



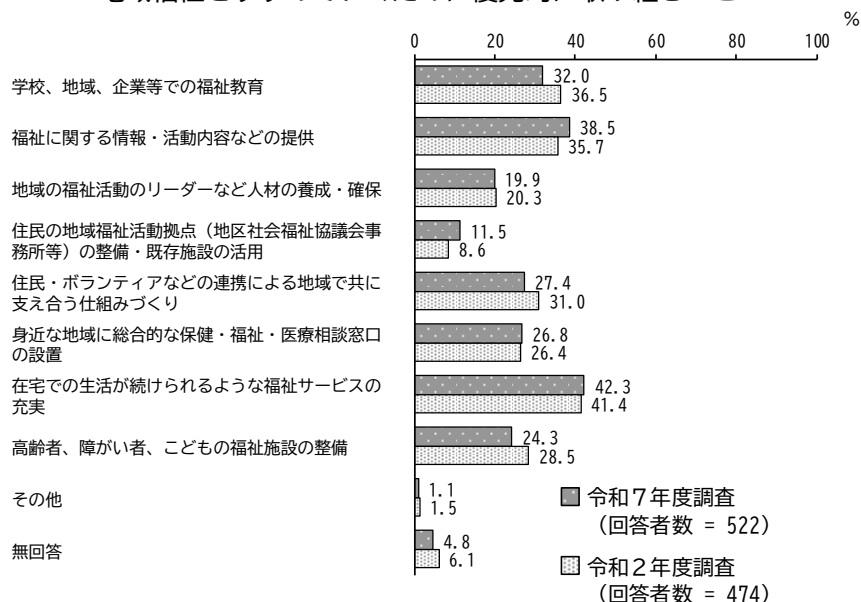
○居住地域で「やさしい心を育む福祉教育の推進」がされているかわからない人が約5割と最も多くなっており、されていない人とな合わせると約8割にのぼっています。

住まいの地域で「やさしい心を育む福祉教育の推進」がされていると思うか



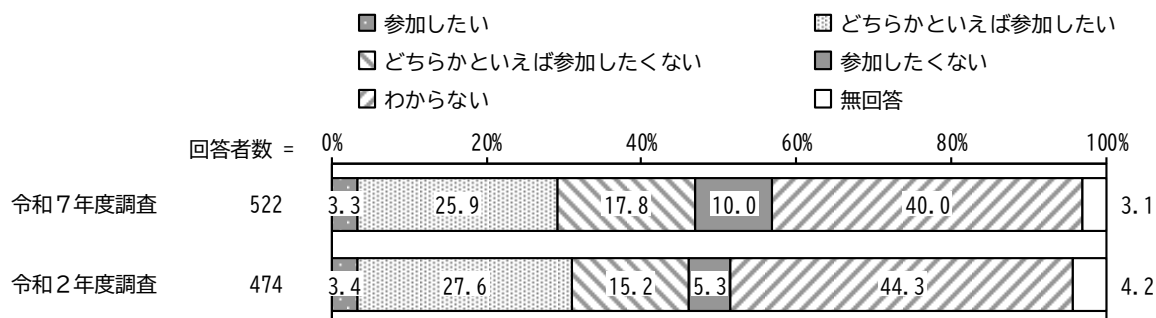
○地域福祉を進めるために優先的に取り組むことは、「在宅での生活が続けられるような福祉サービスの充実」が42.3%と最も高く、次いで「福祉に関する情報・活動内容などの提供」が38.5%、「学校、地域、企業等での福祉教育」が32.0%と続きます。

地域福祉をすすめていくために優先的に取り組むこと

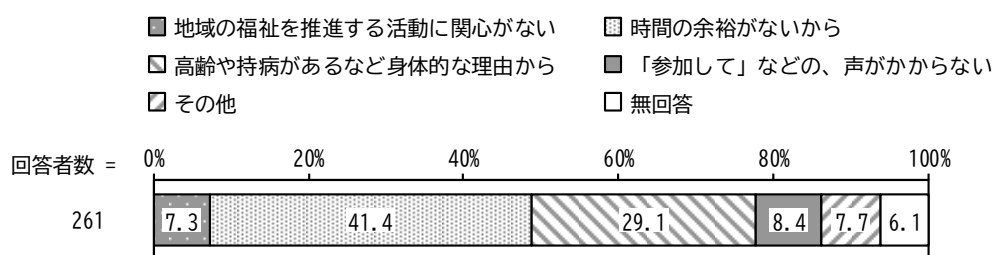


○地域福祉を推進する活動への参加について、「わからない」と答えた人が40.0%と最も高くなっています。また、「どちらかといえば参加したくない」「参加したくない」と答えた人が合わせて27.8%です。活動に参加したくない理由や参加したいかわからない理由は、「時間の余裕がないから」が41.4%と最も高く、次いで「高齢や持病があるなど身体的な理由から」が29.1%となっています。

地域福祉を推進する活動へ参加意向



地域福祉を推進する活動に参加したくない理由



【アンケート調査等からの課題】

本市では、地域福祉の充実を目指し、社会福祉協議会の体制強化や介護予防ボランティアの養成、保健委員・地域活動拠点への支援や援助、住民の自治会加入や若い世代の地域福祉活動への参加の促進など、様々な取組を進めてきました。

今後は、住民の地域福祉に対するイメージを前向きなものに変えていくための取組が必要です。「やさしい心を育む福祉教育の推進」についても、その具体的な内容や成果について、広報活動の強化や、見直しを図る必要があります。福祉に関する情報・活動内容の情報提供や学校、地域、企業等での福祉教育を充実させることも求められています。

また、アンケート調査結果からは、地域福祉活動の具体的な内容について、住民に十分周知されていない可能性がうかがえます。具体的な活動内容等について情報発信を強化していくとともに、時間に余裕がない人でも地域活動に参加しやすくするための取組を進めることが重要です。

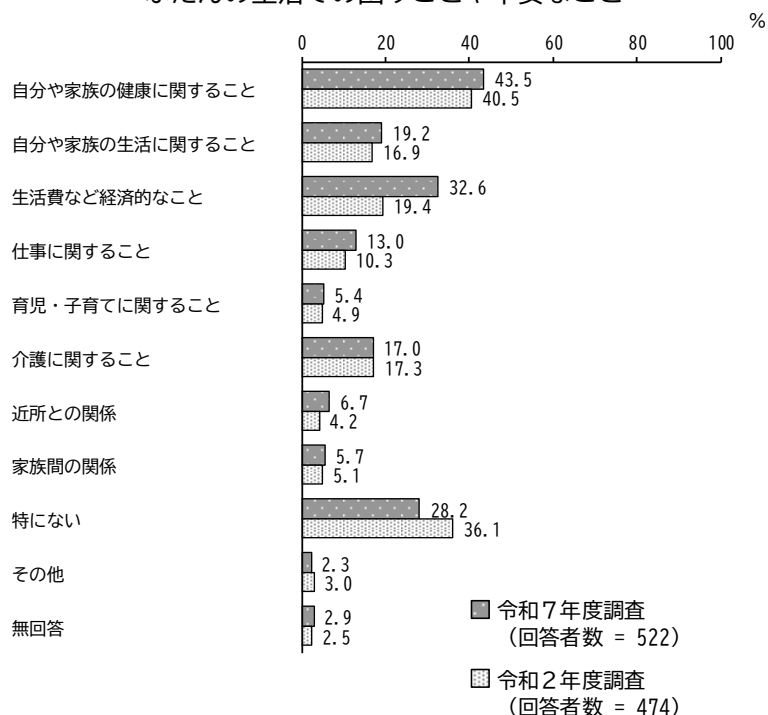
基本目標2 適切な支援を受けられる仕組みづくり

基本施策① 包括的な福祉サービスの整備についての課題

【アンケート調査結果】

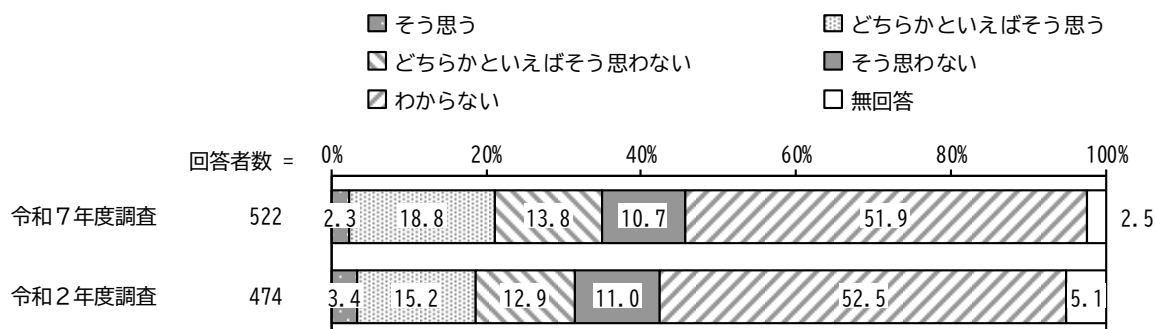
○普段の生活の困りごとや不安は、「自分や家族の健康に関すること」が43.5%と最も高く、次いで「生活費など経済的なこと」が32.6%、「自分や家族の生活に関すること」が19.2%となっています。「生活費など経済的なこと」は、前回調査の19.4%から大きく増加しています。

ふだんの生活での困りごとや不安なこと



○居住地域で「福祉サービスの適切な利用の促進」がされているか「わからない」と答えた人が51.9%で最も高くなっています。また、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と答えた人が合わせて24.5%です。

住まいの地域で「福祉サービスの適切な利用の促進」がされていると思うか



【アンケート調査等からの課題】

本市では、誰もが安心して支援を受けられるよう、相談者の属性にとらわれない継続的な支援体制や地域包括ケアシステムの構築、関係機関との連携強化など、包括的な福祉サービスの整備に努めました。

今後は、福祉サービスの適切な利用について、具体的な利用事例等の情報発信を強化する必要があります。福祉サービスに関する情報が住民に周知されているか見直しを図ることも重要です。

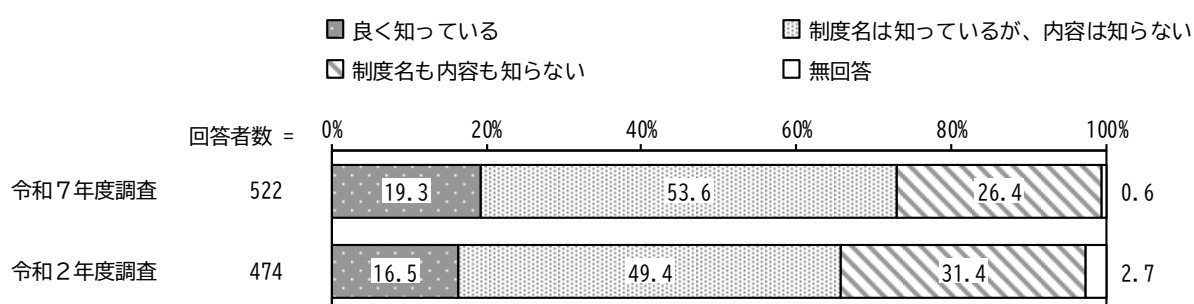
また、健康に関することや生活費等の経済的なことの困りごとを抱える住民が多いことから、これらに関する福祉サービスを充実させていくことも求められています。

基本施策② 福祉サービス利用者の権利擁護の推進についての課題

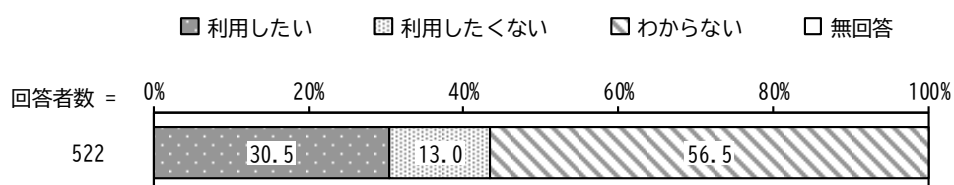
【アンケート調査結果】

○成年後見制度の内容を知らない人が約8割にのぼっており、そのうち約3割は制度名も知らない状態です。成年後見制度を利用したいかについては、「わからない」と答えた人が56.5%と最も高くなっています。利用したくないと答えた人は13.0%で、その理由は、「後見人でなくても家族がいる」が76.5%と最も高く、次いで「後見人に財産などを管理されるのは不安」が29.4%、「費用がどのくらいかかるか心配」が10.3%と続きます。

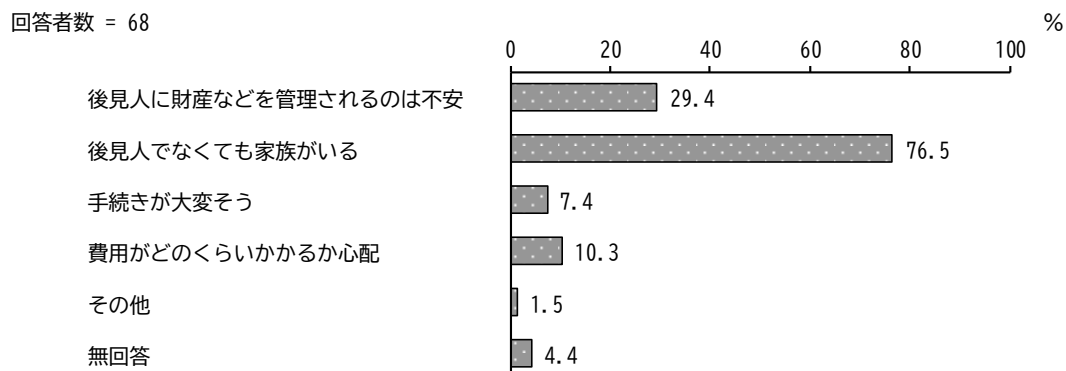
成年後見制度の認知状況



将来必要なときの成年後見制度の利用意向

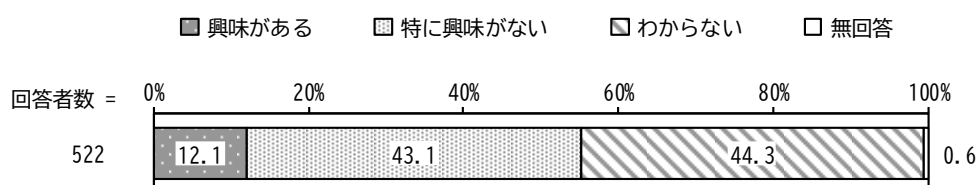


成年後見制度を利用したくない理由

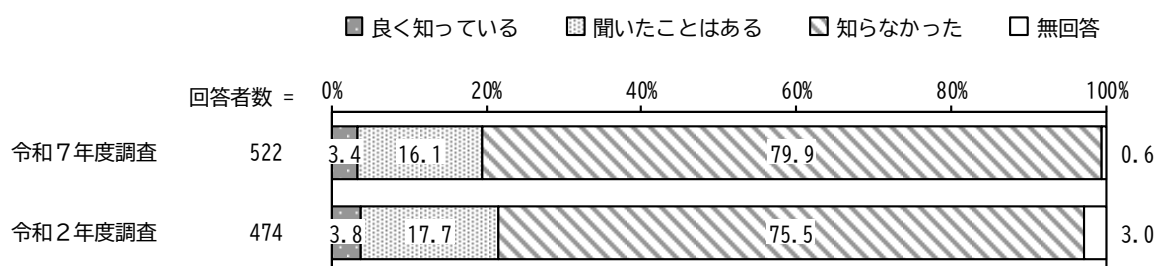


○市民後見人制度については、活動に対して興味がある人が約1割と関心が低く、養成講座の認知度もほとんどない状態です。成年後見制度を利用する意向がある人でも、市民後見人の養成講座の実施を良く知っているとした人は3.4%にとどまっています。

「市民後見人」の活動への興味の有無



市民後見人の養成講座を実施していることの認知度



【アンケート調査等からの課題】

本市では、認知症・知的障がい等により自分一人で適切な判断をすることが難しい人の権利擁護を推進するため、成年後見制度の利用を促進するなど、適切な支援を受けるための仕組みづくりに努めました。

成年後見制度の認知度が低いことが大きな課題です。今後も、制度の内容や目的について、幅広い年代に情報発信を行っていく必要があります。また、制度の利用に関する不安を解消するための情報の提供も求められています。そして、後見人の担い手不足を見据えて、市民後見人の認知度向上と養成を図っていくことも重要です。

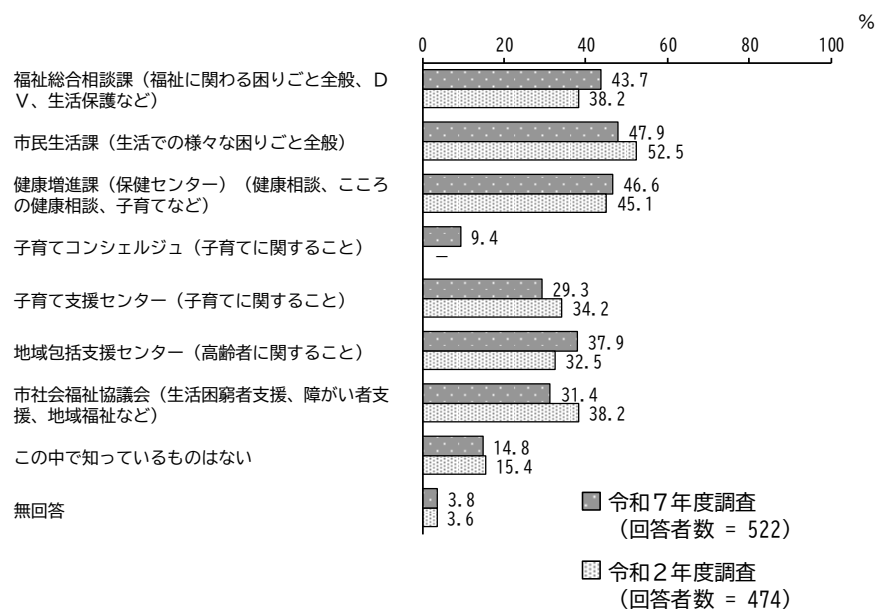
基本施策③ 適切な窓口につながるための情報発信についての課題

【アンケート調査結果】

○相談対応の窓口の認知度

について、「市民生活課(生活での様々な困りごと全般)」が47.9%と最も高く、次いで「健康増進課(保健センター)(健康相談、こころの健康相談、子育てなど)」が46.6%、「福祉総合相談課(福祉に関わる困りごと全般、DV、生活保護など)」が43.7%と続きます。また、相談窓口をまったく知らない人が14.8%います。

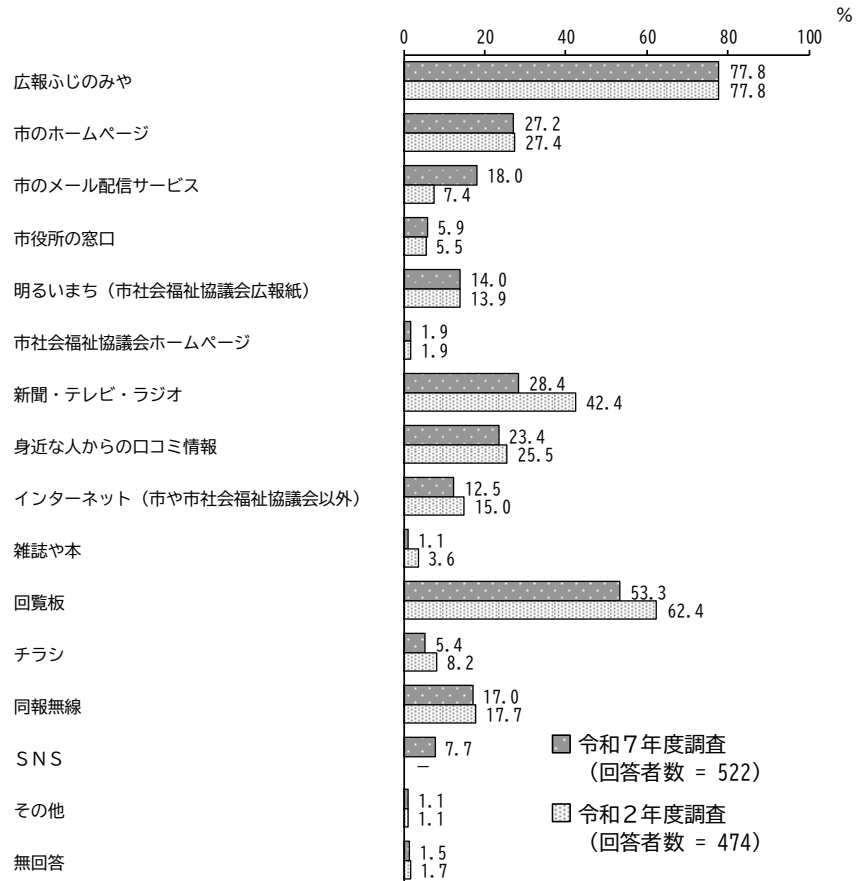
相談対応窓口の認知状況



○生活や地域に関する情報の入手手段

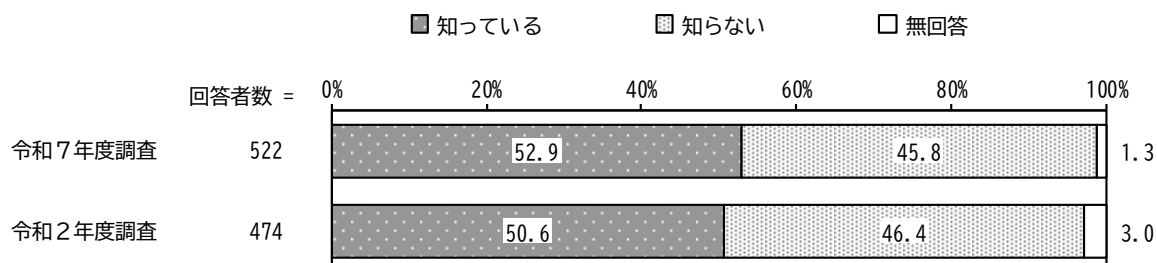
の入手手段は、「広報ふじのみや」が77.8%と最も高く、次いで「回覧板」が53.3%、「新聞・テレビ・ラジオ」が28.4%となっています。

生活や地域に関する情報の入手方法



〇市と市社会福祉協議会に、生活に困っている人を支援する窓口があることを知らない人が45.8%います。

生活に困っている人を支援する窓口が市と市社会福祉協議会にあることの認知度



【アンケート調査等からの課題】

本市では、困っている人が適切な相談窓口につながるための仕組みづくりとして、情報が届いていない人の把握や、相談窓口の周知の強化を図ってきました。また、個別のニーズに合わせた情報提供体制の強化にも努めました。

今後も、「広報ふじのみや」や回覧板、SNS等、住民がよく利用している情報媒体を中心に、適切な相談窓口についての情報提供を行っていく必要があります。また、生活に困っている人の支援窓口についても、情報発信を強化することが求められています。

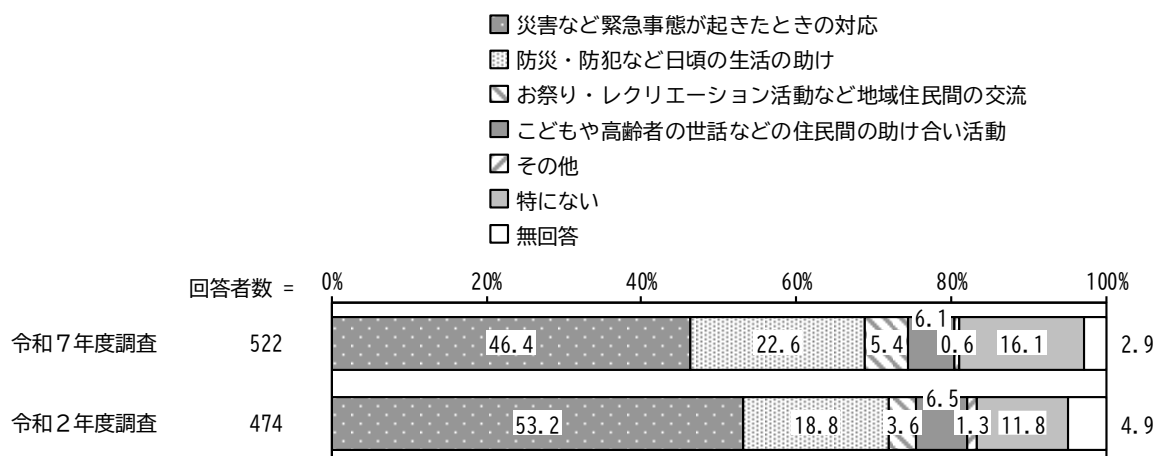
基本目標3 安心して、いきいきと生活できる仕組みづくり

基本施策① 地域防災活動の推進についての課題

【アンケート調査結果】

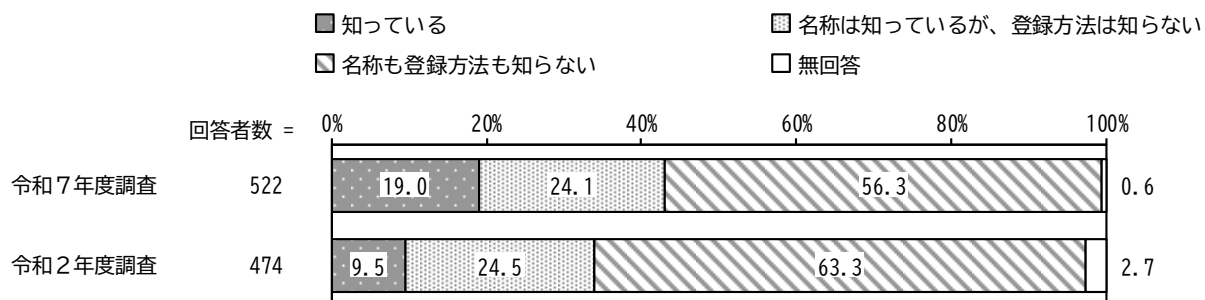
○地域の役割に期待することとして、「災害など緊急事態が起きたときの対応」が46.4%と最も高く、次いで「防災・防犯など日頃の生活の助け」が22.6%となっています。

地域（自治会・町内会等）の役割に期待すること



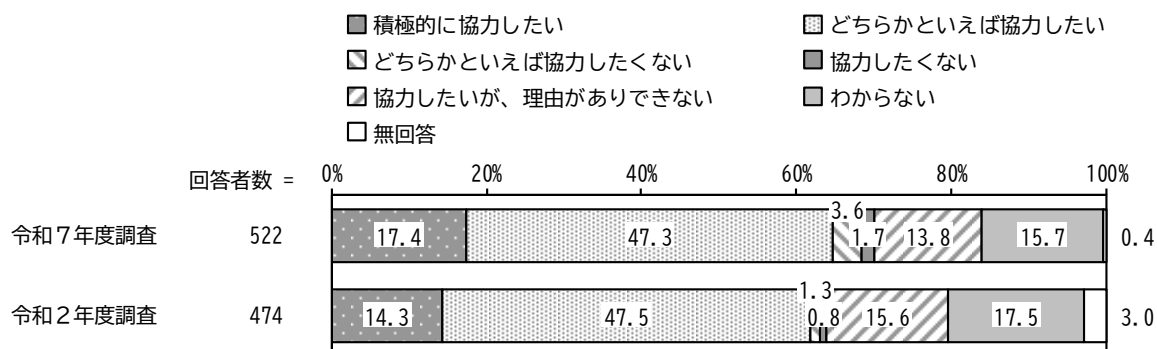
○避難行動要支援者名簿への登録方法を知らない人が約8割にのぼっています。そのうち、約6割には名簿自体も知られていません。

避難行動要支援者名簿への登録方法の認知度

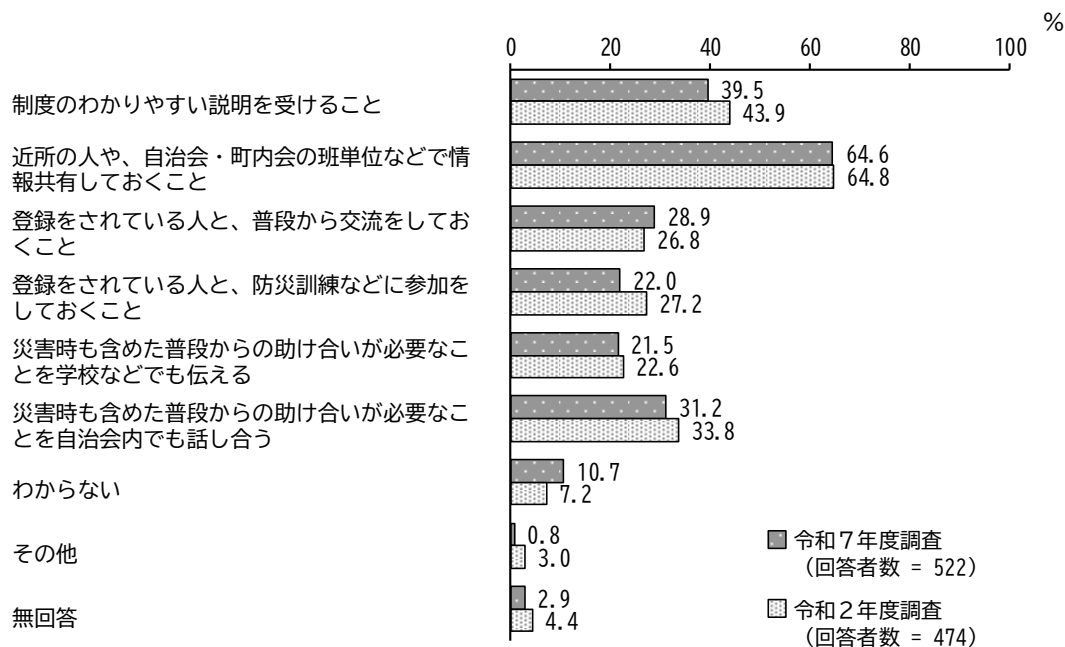


○「避難行動要支援者」が近所にいた場合に手助けしたいかは、「どちらかといえば協力したい」が47.3%と最も高く、次いで「積極的に協力したい」が17.4%となっています。手助けしやすくするための取組は、「近所の人や、自治会・町内会の班単位などで情報共有しておくこと」が64.6%と最も高く、次いで「制度のわかりやすい説明をうけること」が39.5%、「災害時も含めた普段からの助け合いが必要なことを自治会内でも話し合う」が31.2%と続きます。

「避難行動要支援者」に登録している方への手助けについて

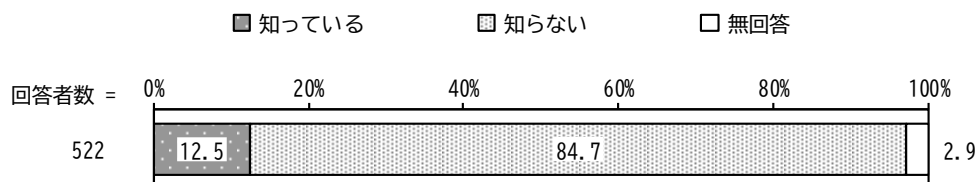


「避難行動要支援者」の方を手助けする際に必要な機会や取組



○市社会福祉協議会が災害時にボランティアを派遣する仕組みについては、知らない人が84.7%と大半を占めています。

「富士宮市総合福祉会館」での市内各所へボランティアを派遣する仕組みの認知度



【アンケート調査等からの課題】

本市では、防災意識の啓発や避難行動要支援者の支援体制強化に向けて、出前講座の実施や制度の周知を図るとともに、避難行動要支援者に対する新たな個別避難計画作成方法の構築や、安否確認のルールづくり、福祉避難所の運営マニュアルを整備するなどの取組を行いました。

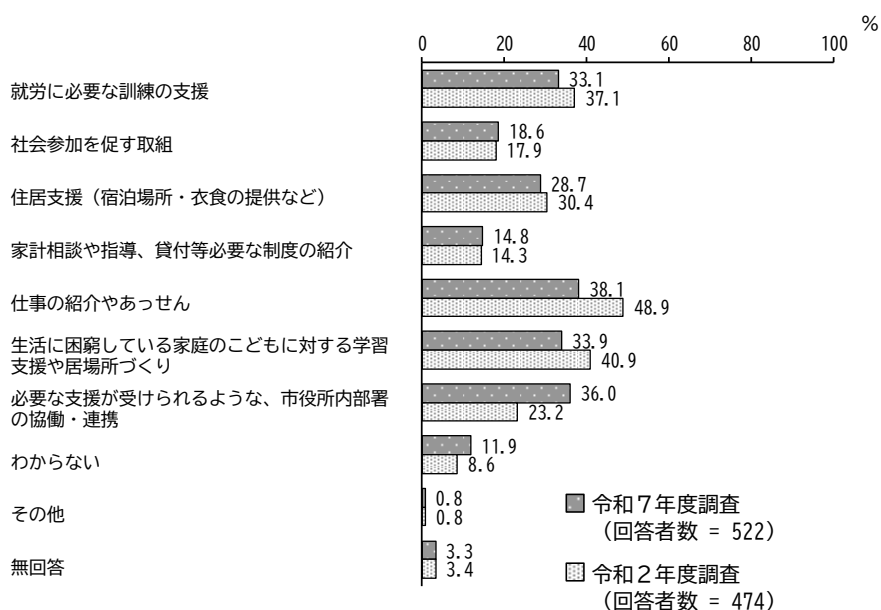
災害時の手助けに前向きな住民が多くみられる一方で、市や市社会福祉協議会の災害時の取組についての認知度が低いことが大きな課題です。制度についての情報発信の強化が求められています。また、地域や近所で、日頃からの防災・防犯や、災害発生時に備えた情報共有を活発化させる取組を進めることも重要です。

基本施策② 地域福祉環境の整備・充実についての課題

【アンケート調査結果】

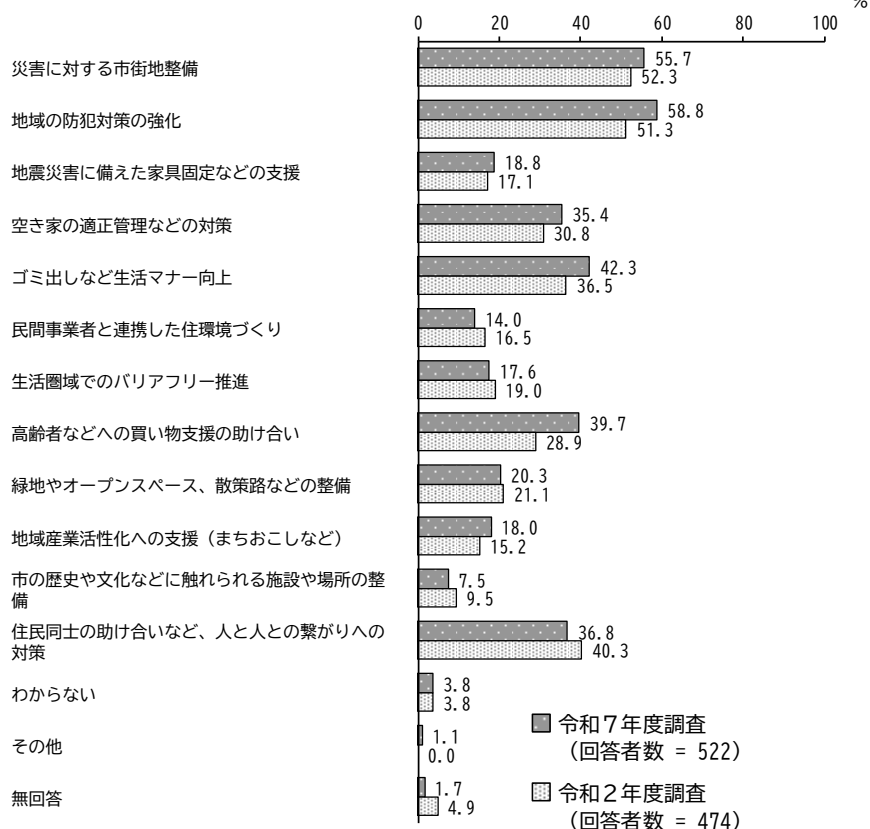
○生活に困っている人の支援として期待することは、「仕事の紹介やあっせん」が38.1%と最も高く、次いで「必要な支援が受けられるような、市役所内部署の協働・連携」が36.0%、「生活に困窮している家庭のこどもに対する学習支援や居場所づくり」が33.9%と続きます。

困っている人の支援として期待する市と社会福祉協議会の取組



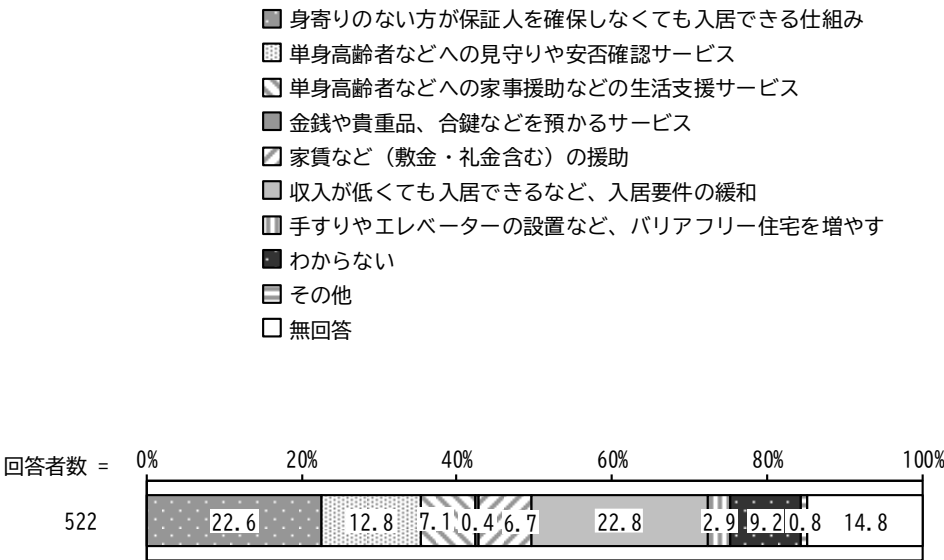
○安心して長く住み続けられるまちづくりで重要なことは、「地域の防犯対策の強化」が58.8%と最も高く、次いで「災害に対する市街地整備」が55.7%、「ゴミ出しなど生活マナー向上」が42.3%となっています。「生活圏域でのバリアフリー推進」は17.6%、「高齢者などへの買い物支援の助け合い」は39.7%です。

安心して長く住み続けるために重要だと思う取組



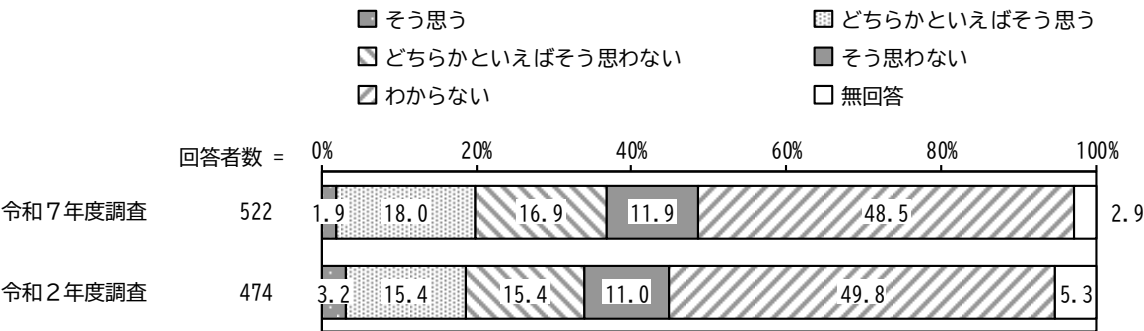
○住宅確保要配慮者が、民間の賃貸住宅に入居しやすくなるための取組は、「収入が低くても入居できるなど、入居要件の緩和」が22.8%と最も高く、次いで「身寄りのない方が保証人を確保しなくても入居できる仕組み」が22.6%、「単身高齢者などへの見守りや安否確認サービス」が12.8%と続きます。

住宅確保要配慮者が民間の賃貸住宅に入居する場合必要な仕組みやサービス



○居住地域で「くらしやすい地域福祉環境づくりの推進」がされているかわからない人が約5割と最も多くなっており、されていないと思う人と合わせると約8割にのぼっています。

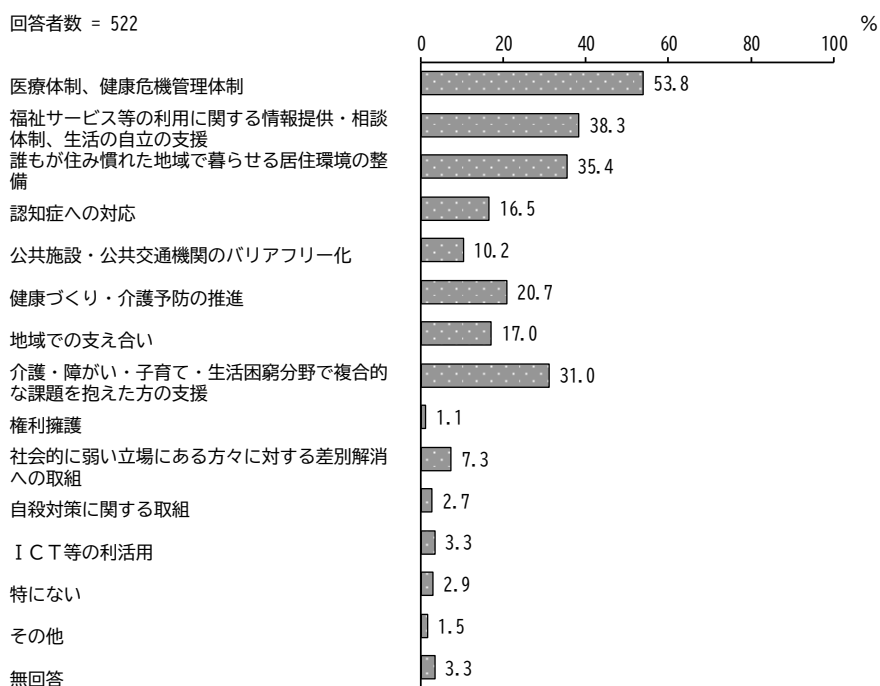
住まいの地域で「くらしやすい地域福祉環境づくりの推進」がされていると思うか



○保健福祉分野全般で今後力を入れるべきことは、「医療体制、健康危機管理体制」が53.8%と最も高く、次いで「福祉サービス等の利用に関する情報提供・相談体制、生活の自立の支援」が38.3%、「誰もが住み慣れた地域で暮らせる居住環境の整備」が35.4%となっています。「公共施設・公共交通機関のバリアフリー化」は10.2%です。

保健福祉分野全般で、今後富士宮市が力を入れていくべき内容

回答者数 = 522



【アンケート調査等からの課題】

本市では、バリアフリー化やユニバーサルデザインの推進を通じて公共施設の機能充実に努めるとともに、居住に課題を抱える人への横断的な支援の在り方について検討してきました。

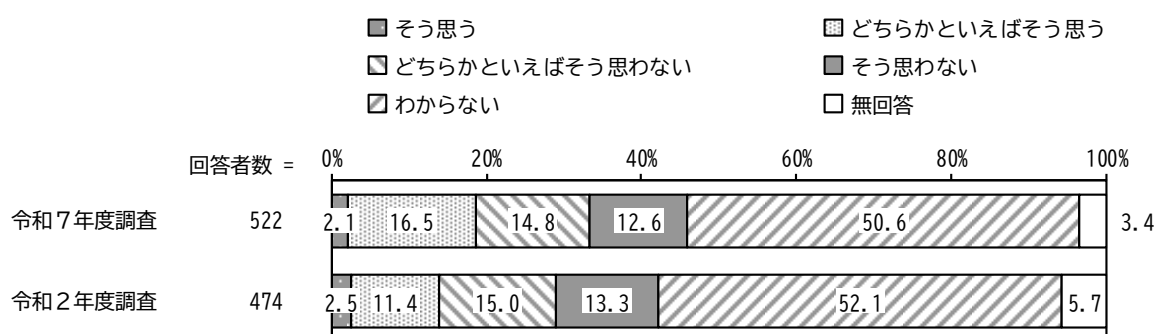
大多数の人が、居住地域で「くらしやすい地域福祉環境づくりの推進」がされている実感を持っていないことが大きな課題です。今後は、住民からの意見や要望を反映した取組を進めつつ、誰もが安心して長く住み続けられるまちづくりを行っていくことが重要です。

基本施策③ 社会参加の推進についての課題

【アンケート調査結果】

○居住地域で「障がい者や高齢者の社会参加を促進」がされているかわからない人が約5割と最も多くなっており、されていないと思う人と合わせると約8割にのぼっています。

住まいの地域で「障がい者や高齢者の社会参加を促進」がされていると思うか



【アンケート調査等からの課題】

本市では、誰もが安心して地域で自立した生活を送れるよう、障がいのある人や高齢者、不登校のこども、生活困窮者等に向けた相談支援の強化や居場所づくりに努めるとともに、交流の場を充実させることによって、様々な問題を抱える人に対して社会参加の促進を図りました。

今後は、障がい者や高齢者等の社会参加の促進に関する取組やその成果について、情報発信を強化する必要があります。取組の必要性についても周知啓発し、住民の関心を高めるとともに、社会参加の推進について協力を求めていくことも重要です。

3 第4期計画の評価

① 評価集計表

基本目標	A (計画どおり)	B (概ね計画どおり)	C (未実施)
1. 地域で支え合える仕組みづくり	8	11	1
2. 適切な支援を受けられる仕組みづくり	8	14	0
3. 安心していきいきと生活できる仕組みづくり	16	20	0
合計	32	45	1

② 基本目標ごとの総括

■ 目標1：地域で支え合える仕組みづくり

【主な課題と方向性】

- ・地域共生の意識の醸成として、富士山まちづくり出前講座の活用や講演会の実施を通じて、各事業の周知啓発を行いました。特定の団体への対応が多くなっているため、認知が十分でない層への働きかけを強化します。
- ・地域活動の担い手づくりに関する項目では、高齢化により、介護予防ボランティアなど人材の確保が難しくなっているため、幅広い世代が活動に関わることを推進します。
- ・地域見守りあんしん事業では、事業所によって見守り活動に温度差が出てきている部分があり、引き続き地域見守り安心事業連携会議を開催し、幅広い視点に基づいた見守り活動につながるよう連携強化を図っていきます。
- ・生活支援体制整備事業では、協議体に参加している社会福祉法人とともに高齢者の生活課題について検討した結果、社会福祉法人による高齢者の移動支援につながった取組があり、引き続き実際のニーズに応じた支援を進めていきます。

■ 目標2：適切な支援を受けられる仕組みづくり

【主な課題と方向性】

- ・令和6年度から「重層的支援体制整備事業」を開始し、制度の狭間となる方への支援に向けた取組を進める中、庁内の複数課にまたがる連携や、複雑化する課題への対応を強化します。
- ・必要な情報が届いていない方への情報発信を強化するよう、8050問題（ひきこもり）やヤングケアラーなどのニーズ把握や、アウトリーチ（訪問支援）を強化します。

■ 目標 3：安心していきいきと生活できる仕組みづくり

【主な課題と方向性】

- ・災害対策として福祉避難所のマニュアル改訂は完了しましたが、避難行動要支援者の「個別避難計画」作成において、支援者等の調整に時間を要しています。より多くの方の個別避難計画作成に向けた取組の強化を行います。
- ・地域における居場所(地域寄り合い処、地域子育てサロンなど)に、ひきこもり状態であることや、育児や介護といった様々な事情で参加できない方が参加できるような仕組みづくりを強化します。

第3章

計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

この計画の基本理念は「世代をつなぎ 未来へつなぐ 安心して暮らせる福祉のまち」とし、全ての人が役割と生きがいを持ち、お互いに支え合い、心配りをしながら、地域で暮らし続けられるような福祉のまちづくりを目指します。

2 基本目標

「基本理念」の実現を目指し、市民、地域、行政、社会福祉協議会等が協働し、地域福祉の推進について方向性を示すため、次の3つの「基本目標」を定めます。

基本目標1 地域で支え合える人づくり

市民一人ひとりの地域共生の意識醸成を高め、お互いに声を掛け合う関係づくりを目指します。また、地域福祉を担う人材を増やし、住民が主体の地域福祉を推進します。

基本目標2 適切な支援を受けられる仕組みづくり

複合的な地域生活課題を抱える世帯や市民が、必要な支援を受けられるように包括的な支援体制を整備します。また、市民が困った時に支援関係機関とつながることができるよう、分かりやすい情報発信を積極的に実施します。

基本目標3 安心していきいきと生活できる場づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して生活するために、支援を必要とする人を置き去りにしない地域防災活動を推進します。また、社会と関わりを持って、いきいきとした暮らしを送れるよう、市民同士が世代や属性を超えて、社会参加ができる活動の場づくり等を推進します。

3 計画の体系図

(目指すまちの姿 誰もが健やかで安心できる暮らしを地域で支えるまち)

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】

世代をつなぎ
未来へつなぐ
安心して暮らせる福祉のまち

1 地域で支え合える
人づくり

①ともに認め合う意識の醸成
(地域福祉教育の充実)

②誰もが健やかに地域活動に参加できる
意識の醸成

③地域共生社会の担い手づくりの推進

2 適切な支援を受けられる
仕組みづくり

①誰もが取り残されることのない包括的
な支援体制の整備

②福祉課題を抱えた方の権利擁護支援の
推進

③適切な窓口につながるための情報発信
の充実

3 安心していきいきと
生活できる場づくり

①地域防災活動の整備・充実

②地域福祉活動を行う環境の整備・充実

③誰もが健やかに地域で支え合える居場
所づくり

第4章

施策の展開

基本目標1 地域で支え合える人づくり

① ともに認め合う意識の醸成(地域福祉教育の充実)

【現状と課題】

市民アンケートでは、近所付き合いに「満足している」人が85.3%に達する一方で、その内容は「挨拶程度」が47.1%と半数近くを占め、「相談や助け合い」まで関係が深まっている人は17.6%にとどまっています。また、近所に困りごとを抱える人がいた場合、「頼まれれば手助けする」という人は39.5%と最も多いものの、実際に地域福祉が推進されていると実感している人は少なく、約7割が「わからない・されていない」と回答しており、「いざという時に助け合える関係」と「実際の地域福祉の推進状況」に差が生じています。住民の潜在的な「手助けしたい」という気持ちを実際の行動につなげるため、挨拶+αの関係づくりや、地域福祉への関心を高める取組が必要です。

【市の取組】

- 生きづらさを抱えた人への理解を促進し、困りごとに気づき、気に掛けることができる市民を増やします。
- 孤独・孤立対策を推進し、互いに支え合う意識をもった市民を増やします。
- 地域福祉講座を実施し、市民に期待する役割を明確化することで、市民の福祉課題への理解を促進します。
- 認知症サポーター養成講座及び認知症サポーターステップアップ講座を開催し、認知症の理解を深め、ともに生活できる市民を増やします。
- 社会を明るくする運動を通じて、更生保護への理解を深め、刑罰を受けたことがある方も地域社会に受け入れられる気運を醸成します。
- 小・中学生における福祉教育を推進し、小・中学生が地域の福祉活動に取り組む環境の整備を進めます。
- 全てのケアラーに対する理解を深め、「介護する側」も一人の生活者として尊重される気運を醸成します。
- 障がい者等への合理的配慮を推進し、誰もが安心して暮らせる地域を目指します。
- 多文化共生の意識を高め、互いに学び合う市民意識を高めます。

- 青少年の非行を防止し健全な育成を図るため、学校や警察などと連携し青少年を見守ります。
- 地域住民が主体となって地域生活課題を把握し、自分ごととして解決が図れる意識を高めます。

② 誰もが健やかに地域活動に参加できる意識の醸成

【現状と課題】

地域福祉に対するイメージは、「大変そう」が58.8%と過半数を占め、「わからない」も35.2%にのぼるなど、活動への心理的なハードルが高い状況です。活動への参加意向についても「わからない（40.0%）」が最も多く、参加したくない・できない理由として「時間に余裕がない（41.4%）」が上位となっており、「地域福祉＝負担が大きい」という固定観念を払拭する必要があります。現役世代でも参加しやすい活動や、自身の楽しみや健康づくりが結果として地域貢献につながるような意識醸成が必要です。

【市の取組】

- 地域福祉に携わる団体等の日々の活動に感謝を表し、その想いや活動内容を広く周知します。
- 民間企業の社会貢献活動と協働し、地域課題を共に検討します。
- 幸齢社会の実現に向け、一次予防（病気の未然予防）、二次予防（早期発見・早期治療）、三次予防（再発予防・社会復帰）の取組を強化します。
- 地域福祉活動の場を活性化し、市民の地域福祉活動への興味関心を高めます。

③ 地域共生社会の担い手づくりの推進

【現状と課題】

地域福祉活動への参加を阻む要因として、「高齢や持病(29.1%)」が挙げられていることや、高齢化率の増加から従来の担い手の高齢化が懸念されます。一方で、困っている人への対応として「民生委員などに相談する」と答えた人は23.4%おり、つなぎ役として地域の支援関係者への期待は高い状態です。特定の人に負担が集中しないよう、企業や若者など多様な主体が担い手として参加できる仕組みづくりが必要です。

【市の取組】

- 社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーと協働し、地域生活課題解決に向けた取組を推進します。
- 高齢者の健康づくりのための介護予防講座の実施や、介護予防ボランティアを養成し、高齢者の自主的活動及び生きがいを支援します。
- 地域で活動する民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、保護司、各種サポーター等の活動を支援します。
- 地域寄り合い処、地域子育てサロン等の地域福祉活動に携わる団体等へ支援を行い、活性化を図ります。
- 地域見守りあんしん事業を推進し、見守りの目を増やします。
- 幅広い世代が自治会活動に関わることを促進します。
- 社会福祉法人が、地域における福祉ニーズを反映した公益的な取組を行うことができるよう必要な支援を行います。
- 民間企業や若者世代など、多様な主体が地域福祉活動を行うための情報発信や人材育成を行います。
- 学校や地域と連携を図り、次世代の担い手を育成し、地域福祉活動が円滑に継続できる仕組みづくりを検討します。
- 地域福祉人材の登録・マッチング等のコーディネート機能を強化し、一人ひとりのできることを生かした活動に参加できる仕組みづくりを検討します。
- 多世代の地域活動への参加促進に向けて、地域福祉課題に取り組むことのできるボランティア活動の在り方について検討します。
- 誰もが誰かの支え手になれるよう、それぞれの得意分野や経験を生かし、循環する地域社会に向けた人づくりを推進します。

基本目標2 適切な支援を受けられる仕組みづくり

① 誰もが取り残されることのない包括的な支援体制の整備

【現状と課題】

普段の生活の困りごととして「生活費など経済的なこと」を挙げた人が32.6%となり、前回調査（19.4%）から大幅に増加しました。しかし、市や社会福祉協議会に「生活に困っている人を支援する窓口」があることを「知らない」人は45.8%となっています。属性や世代を問わず相談できる「包括的相談支援体制」を整備するとともに、支援が必要な人が孤立しないよう、アウトリーチ（訪問支援）を含めた支援体制、多分野との連携と窓口の認知度向上が必要です。

【市の取組】※詳細は第5章「重層的支援体制整備事業実施計画」に掲載

- 相談者の世代・属性にとらわれず継続的に支援できる体制を構築します。
- 支援を必要とする全ての人達に対応できる包括的支援体制を整備します。
- 住み慣れた地域で継続して生活できるよう、相談体制や各福祉サービスの充実に努めます。
- 孤独・孤立対策を推進し、様々な課題を抱える人が地域で取り残されることのない体制を構築します。
- 保健・医療・福祉・司法・住まい等との連携体制を確立します。
- 就労、住まい、健康等の生活上の悩みについて、対象者を限定することなく支援を行う生活困窮者自立支援事業の取組を拡充します。
- 身寄りのない人への支援の仕組みなど、地域福祉における新たなニーズへの対応について検討します。
- 母子保健から療育、療育から教育、教育から福祉への連携がスムーズになるように連携を強化します。
- ひきこもり状態の方など、自ら支援を求めることが困難な方々のところに出向き、必要な支援を届ける支援機能の充実に取り組みます。
- 保健医療、福祉等の支援を必要とする刑罰を受けたことがある人への社会復帰の支援体制を検討します。
- 高齢、障がい、こども、生活困窮等の分野や属性を問わず利用することができる共生サービスを推進します。

② 福祉課題を抱えた方の権利擁護支援の推進

【現状と課題】

地域包括支援センターや福祉総合相談課での相談状況において、権利擁護の相談が増加しており、今後も、虐待や消費者被害等の権利侵害への早期発見・早期対応に努めることが必要です。

「近所や地域に気がかりな人の有無」の項目において、令和2年度調査と比較し、若干ではありますが、虐待が心配な高齢者、障がい者の割合が増加しています。成年後見制度について「内容を知らない（名称も知らない含む）」と答えた人は約8割に達しており、制度の認知不足が顕著です。また、制度を利用したくない理由として「家族がいる（76.5%）」に次いで、「財産を管理されるのが不安（29.4%）」が挙げられています。認知症や単身高齢者の増加が見込まれる中、制度に対する漠然とした不安を解消する必要があります。制度の正しい理解を促す周知活動や、市民後見人の養成を含めた、誰もが個人として尊重され権利が守られる体制づくりが課題です。

【市の取組】

- 意思決定が尊重され、最期まで自分らしく生活できる環境を整備します。
- 虐待や消費者被害等の権利侵害への早期発見・早期対応に努めます。
- 身寄りのない方の権利擁護支援に向けた体制整備の検討を行います。
- 成年後見制度の適切な利用を促進します。
- 自分の健康に関心を持ち、人生会議などを通じ、自分らしく生活するための取組を推進します。

③ 適切な窓口につながるための情報発信の充実

【現状と課題】

相談窓口の認知状況を見ると、「全く知らない」という人が14.8%存在します。情報の入手手段は「広報ふじのみや（77.8%）」「回覧板（53.3%）」が主流ですが、情報が届きにくい層への情報提供が課題です。特に、生活困窮や権利擁護など専門的な相談窓口の認知度が低い傾向にあります。デジタル媒体の活用及び図やイラストを用いた相談者の特性に合わせた発信の仕方など、情報を本当に必要としている人に確実に届けるための工夫が必要です。

【市の取組】

- 広報紙、ホームページ、公式SNS等を活用し、地域福祉活動に関する情報提供の充実を図ります。
- 支援を必要とする人が、本人に適した必要なサービスまでつながるための情報発信を行います。
- 市が発信する情報において、図やイラストを用いるなど情報発信におけるバリアフリー化を推進します。
- 相談者の特性に合わせ、合理的配慮をした情報発信に努めます。
- ICTを活用した相談支援等多様な在り方を検討し、誰もが相談しやすい体制を構築します。

基本目標3 安心していきいきと生活できる場づくり

① 地域防災活動の整備・充実

【現状と課題】

地域に期待する役割として「災害時の対応」が46.4%で最も高くなっており、防災意識の高さがうかがえます。しかし、避難行動要支援者を支援する「避難行動要支援者名簿」への登録方法については前回より9.5%高まったものの約8割が「知らない」と回答しています。名簿制度の周知徹底や、個別避難計画の作成を通じた平時からの関係づくりなど、実効性のある地域防災体制の構築が課題です。

【市の取組】

- 避難行動要支援者制度の周知・啓発活動を行い、自助・互助の意識醸成の強化に努めます。
- 地域防災に対する意識を醸成し、発災時の市民の役割を明確化します。
- 避難行動要支援者名簿を活用し、安否確認ができるようなルールづくりに努めます。
- 個別避難計画の作成を推進します。
- 個別避難計画に基づいた訓練を行い、定期的に計画が見直されるよう推進します。
- 福祉避難所のマニュアルに基づき、避難所の具体的な受入体制について協議します。
- 災害時の医療救護体制を確立し、発災時に速やかに開設できるよう努めます。
- 地域住民に対し、災害時医療救護活動に関する訓練・講習等を実施し、啓発に努めます。

② 地域福祉活動を行う環境の整備・充実

【現状と課題】

居住地域で「暮らしやすい地域福祉環境づくり」が推進されている実感を持ってない人が約8割を占めています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、住まいの確保支援や移動支援、バリアフリー化（ハード面）に加え、地域全体で生活を支える環境（ソフト面）の充実を進めていきます。

【市の取組】

- 居住に課題を抱える人への横断的な支援の在り方について検討する仕組みをつくります。
- 交通弱者に対する移動支援について、既存の公共交通や事業の精査とともに、福祉的な視点に立った支援の在り方を検討します。
- 各種寄附、寄贈を地域に還元し、地域福祉活動の活性化を行います。
- バリアフリー・ユニバーサルデザイン化に取り組み、公共施設の機能充実を目指します。
- 住民活動の拠点として、市内に設置した公民館・地域学習センターや交流センターが活用できるよう推進します。
- 地域創生、まちづくりの推進とともに、民産学官が協働し、地域福祉活動が行いやすい環境をつくります。
- 世代や分野を超え、互いを知り学び合う場をつくり、ともに地域福祉活動が行える場を確保します。
- 介護予防ボランティア等で養成された高齢者の活躍・活動の場を確保します。

③ 誰もが健やかに地域で支え合える居場所づくり

【現状と課題】

地域での「障がい者や高齢者の社会参加」について、約８割の市民が進んでいる実感を（あるいは現状を）把握していません。制度の狭間にある人や、ひきこもり状態にある人など、既存の縦割りの福祉サービスではカバーしきれない人々の「居場所」が不足しています。サロンや通いの場を、参加者が役割を持ち、誰もがアクセスしやすい環境の整備を進めていきます。

【市の取組】

- 高齢者や障がい者、子育て世代の人、認知症の人、ひきこもりの人、外国人、不登校の子ども等、あらゆる人が社会とつながり、活躍できる居場所づくりを支援します。
- 一次予防（病気の未然予防）、二次予防（早期発見・早期治療）、三次予防（再発予防・社会復帰）と地域づくり活動との連動した居場所づくりを推進します。
- 居場所に参加したくてもできない方が参加できる仕組みを検討し、参加支援を行います。
- 居場所が分野を超えた新たなつながりとなるようなプラットフォームを構築します。
- 地域寄り合い処や子育てサロン等で、健康の維持・向上の意識に根付く居場所づくりを推進します。

第5章

重層的支援体制整備事業実施計画

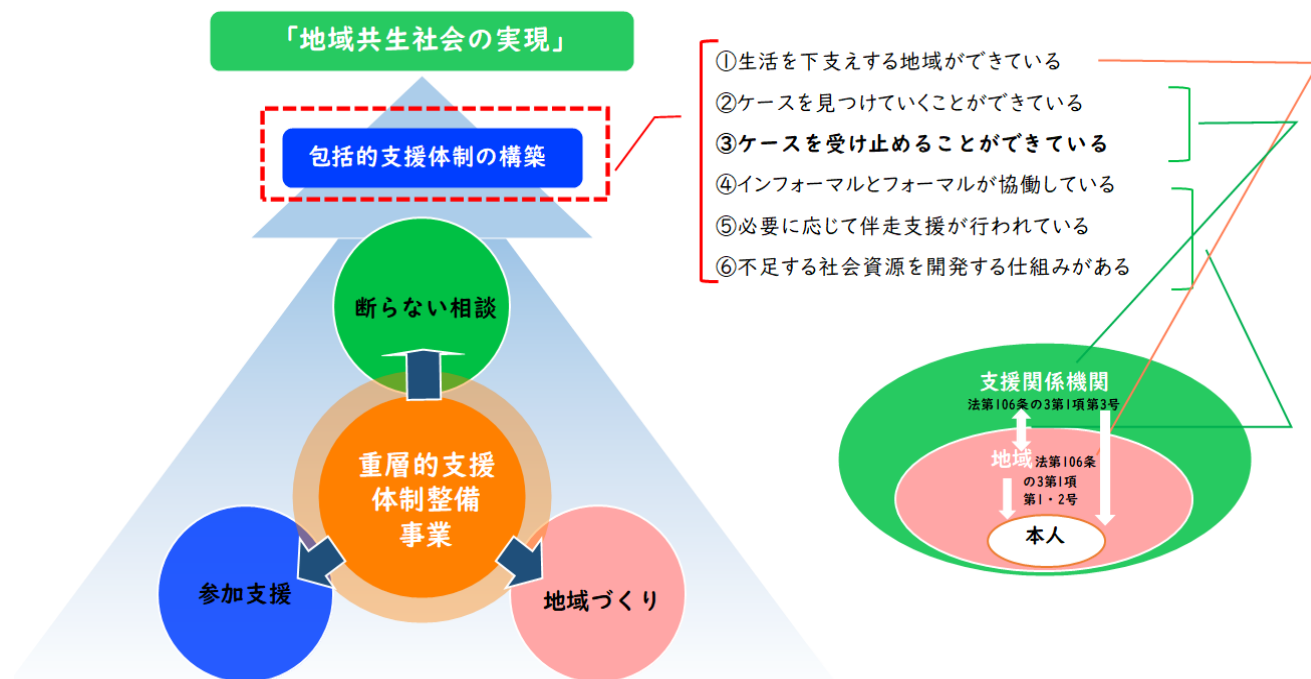
1 計画の目的

少子・高齢化が進み、高齢者のみの世帯や独居世帯が増加し、また、地域における人間関係が希薄化する中で、困りごとを抱え続ける生活困窮者等が散見されるなど、その内容は従来の各福祉分野（高齢、障がい、こども・子育て、生活困窮等）の狭間となるような、複合的で複雑化したものとなっており、市民が安心して生活をしていくためには、住民一人ひとりが抱える課題に対応する「地域力」の向上が必要となっています。

当市では、令和4年度から関連分野の計画との整合を図り、2年に渡り保健福祉部内で事業の在り方を検討し、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づく重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、令和6年度から開始しました。関係機関と共通認識を図り一つのチームとして取り組み、地域共生社会の実現に向け、市民一人ひとりに役割がある、社会参加の機会がたくさんあるまちづくりを目指しています。

地域共生社会を目指す図

包括的支援体制の評価指標①～⑥



一般社団法人 コミュニティネットハピネス 土屋幸己氏作成

2 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的とした事業であり、社会福祉法（第106条の4第2項）に規定される第1号事業から第6号事業までのすべてを実施することとされています。

- ・ 包括的相談支援事業（第1号）
- ・ 参加支援事業（第2号）
- ・ 地域づくり事業（第3号）
- ・ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（第4号）
- ・ 多機関協働事業（第5号・第6号）

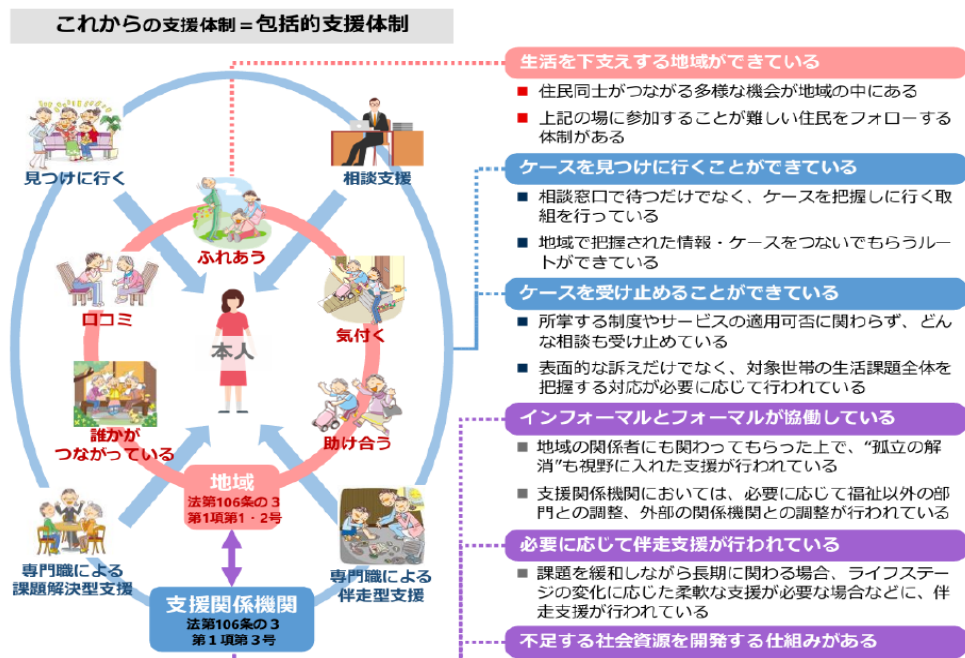
既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限に活用しながら、一体的に行う3つの支援（①つながる、②つなぐ、③場をつくる）に取り組み、誰一人取り残されない支援体制を構築します。



3つの支援 + 多機関協働事業			
① つながる 世代や属性を問わない 相談支援体制の構築	包括的相談 支援事業	地域包括支援センターの 運営	多機関協働事業
		障がい者相談支援事業	
		利用者支援事業	アウトリーチ等 を通じた継続 的支援事業
		生活困窮者自立相談支援事 業	
② つなぐ 多様な参加支援	社会参加にむけた支援 (相談と地域資源をつなぐ・狭間のニーズに 対応する)		参加支援事業
③ 場をつくる 地域づくりに向けた支援	地域づくり 事業	地域介護予防活動支援事業	
		生活支援体制整備事業	
		地域活動支援センター事業	
		地域子育て支援拠点事業	
		生活困窮者支援等のための 地域づくり事業	

包括的支援体制の整備と重層事業の整理

＜「包括的な支援体制」の姿＞



(出典)包括的支援体制整備が努力義務になっているなんて知らなかったひとへのガイドブック
三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング
この図の中の指標 ※1～6 について評価を実施します。

3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画です。

本計画の上位計画である「第5期富士宮市地域福祉計画」においても、重層的支援体制整備事業に取り組むことを明記しており、事業を推進することで地域共生社会の実現を目指します。あわせて、総合計画や各分野別の計画及び富士宮市社会福祉協議会が策定した富士宮市地域福祉活動計画とも整合・連携するとともに、各分野を横断かつ包括する計画とします。

4 計画の期間

本実施計画の期間は、富士宮市地域福祉計画（現行第5期計画期間 令和8年度から12年度）との整合を図った期間とします。

また、PDCAサイクルの管理に従って、毎年度、富士宮市重層的支援体制推進会議や関連機関等との間で施策や目標に関わる取組状況、実績評価を踏まえた見直し検討等を進め、計画内容を充実したものとしていきます。

5 事業評価（令和6年度・7年度の評価）

包括的相談支援事業

- ・「まるごとつながる相談窓口」のチラシを作成し、各公共施設の窓口配架及び民生委員・児童委員に配布し、地域住民へ周知した。
- ・市役所職員を対象に「研修会」を実施し、各窓口での断らない相談体制の強化につなげた。

参加支援事業

- ・参加支援事業の利用となった対象者は「ひきこもり状態」の方が多かった分析結果であった。
- ・ひきこもり当事者の趣味を糸口に、社会参加の「居場所」につなげることができた。
- ・地域活動支援センターでは、障がい者以外の方を受け入れられる体制を構築できた。

地域づくり事業

- ・市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーや、生活支援体制整備事業の協議体担当者と情報交換をし、地域住民の活動について確認できた。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- ・アウトリーチ支援員が市社会福祉協議会に配置されたことにより、ひきこもり状態の人や、8050問題の50代側の支援者が不明確だった方への支援が展開できるようになった。

・社会的ひきこもりの調査について（令和6年度実施）

（対象）民生委員・児童委員、福祉・医療の相談業務を担う機関（76機関）に対してアンケート調査を実施した。

（調査結果）民生委員・児童委員では48人、相談業務の事業所では42人の方を把握していた。状況的には、ひきこもりの方の高齢化・長期化が進み、8050問題も顕在化していた。

また、不登校からつながる、ひきこもりの方も見られた。

（対応）ケースごと状況を確認し、包括的相談支援事業所などにつなぎ、既存の制度で対応が難しい場合には、重層的支援会議・支援会議（つながる会議）を開催した。

多機関協働事業

- ・保健福祉部各課に「連携担当者」を配置し毎月1回会議することで、各機関の役割を明確にできた。
- ・重層的支援会議を開催し、支援の方向性を定めた支援プランを作成できた。

<各会議開催件数>

	令和 6 年度	令和 7 年度 (12 月末まで)
連携担当者会議	12 回	10 回
各連携担当者から 提出事例	16 事例	9 事例
検討後、重層的支援会議・支援会議（つながる会議）が必要と判断された事例	10 事例 ひきこもり（高齢者虐待・8050 問題など同居者のひきこもり）6 人、母子（不登校）1 人、健康問題 2 人、ネグレクト（障がい者虐待）1 人	3 事例（新規） ひきこもり（8050 問題など同居者のひきこもり）3 人
重層的支援会議開催（中核機関としてプラン作成）	8 事例（男性 6 人：女性 2 人）	10 事例（男性 7 人：女性 3 人） 2（新規）8（継続）
アウトリーチ支援プラン作成	5 件	7 件 2（新規）5（継続）
参加支援プラン作成	4 件	6 件 1（新規）4（継続）
プラン終結	0 件	4 件
支援会議開催	2 事例（男性 1 人：女性 1 人）	1 事例（女性 1 人）

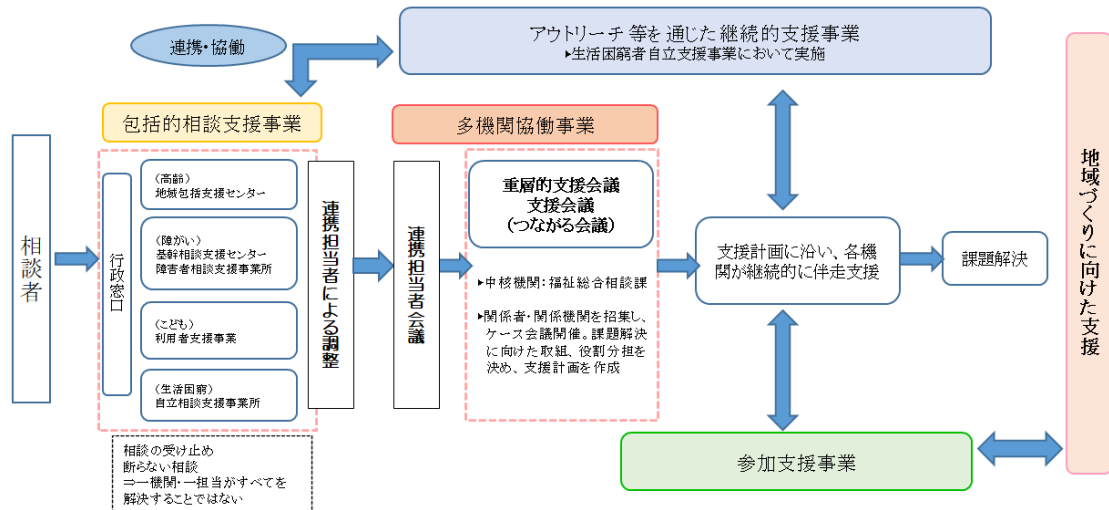
令和 8 年度以降の評価方法

包括的相談支援事業及び地域づくり支援事業においては、各課における既存の事業評価を継続します。事業の全体評価は、福祉企画課が所管する地域福祉計画推進プロジェクトにおいて、包括的支援体制の評価指標に基づき評価します。

評価結果については、地域福祉計画策定専門委員会やセーフティネットワーク会議の場で報告し、委員に意見を求めます。

6 事業の実施体制及び実施内容

富士宮市重層的支援体制整備事業(宮まるごとつながる事業)の体制



富士宮市では、保健福祉部各課に連携担当者を配置し、担当者間で協議を行うことで、重層的支援体制として取り組む事例か否かの判断及び事例の進捗管理を円滑に行うことができていくことが特徴です。

○包括的相談支援事業（第1号）

包括的相談支援事業は、高齢、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施している既存の相談支援において、断らない相談支援体制を構築し、相談者の属性、世代に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、課題の解決に向けて必要な機関へのつなぎや連携した支援を行います。既存の各分野における相談支援を重層的支援体制整備事業として一体的に実施し、利用可能なサービス等に関する情報の提供及び助言、支援関係機関等との連絡調整を行います。

【現状】

【高齢】地域包括支援センター事業

既存の制度にあてはまらないケースへの対応に苦慮していたが、重層的支援会議において支援方針や役割分担が明らかになり、地域包括支援センターがケースを抱え込む心配が薄らぎました。

【障がい】相談支援事業

相談件数の増加のみならず、複合的な問題を抱えた相談が増加しており、適切な対応、支援ができるよう体制整備を行う必要があります。

【こども】利用者支援事業

出生数は減少しているものの、相談件数は増加しており、その内容も複雑化・複合化しています。こどもの問題というよりは、親の問題が大きく、こども未来課、健康増進課、障がい療育支援課等の複数課で協議し対応しています。

【生活困窮】自立相談支援事業

課題解決できぬまま支援が途絶えてしまったケースの実態把握、サポートを継続する体制づくりが必要です。

【施策・目標】

- ①行政窓口をはじめ各包括的相談支援事業者は、相談者の属性や世代を問わず相談を受け止め、抱える課題の整理を行います。
- ②複雑化・複合化した課題を抱え支援関係機関の役割分担を整理する必要がある事例については、各分野の連携担当者に支援を依頼します。
- ③相談がつながりやすくなるよう、相談窓口の周知や民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、見守り安心事業協力事業所等、地域住民や地域の多様な団体とネットワークを構築します。

○参加支援事業（第2号）

参加支援事業は、既存の制度や支援で対応が難しい本人や世帯のニーズ等に対応し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。また、あらゆる市民が役割を持てるような居場所や出番をつくる「参加」の機会を増やすため、市内の社会資源の把握と活用・連携に向けた働きかけを実施します。

【現状】

- ・高齢分野で実施している「地域寄り合い処」では、世代や属性を問わない参加者が参加できる居場所が一部で生まれてきています。
- ・障がい分野では、地域活動支援センターで障がい者以外の方を受け入れできるよう「内職ステーション」を開設し、世代や属性を問わない参加者が参加できる環境を整えました。

【施策・目標】

- ①社会福祉法人や地域協力事業所・者等に対して、他者との交流機会や就労準備等を行う機会となる受け入れ先を開拓し、属性にとらわれず新たな通いや集いとなるプログラムを創出していきます。
- ②参加の機会を必要とする住民が、希望する参加の場を利用できるように、その参加希望者・協力者との調整を行い参加支援事業としての仕組みづくりを行っていきます。
- ③誰でも気軽に参加できる居場所やコミュニティなどの場づくりをし、その中で本人の役割づくり等を支援します。
- ④福祉以外の分野にも働きかけを行い、多様の場の創出に取り組み、孤立の解消を視野に入れた支援を行います。

事業名	運営形態
参加支援事業	委託

重層的支援体制整備事業で活用する既存の資源としての一例

主な対象者	社会参加資源等
高齢者	地域寄り合い処・スロトレ等
	認知症カフェ
	就労場所
障がい者	就労継続支援 B 型事業
こども	地域子育てサロン
	園庭開放
	地域子育て支援センター
生活困窮者	生活困窮者等世帯のこどもの学習・生活支援事業

地域寄り合い処・スロトレ等の詳細については、「地域資源情報 生活支援体制整備事業」「一般介護予防事業の案内」に掲載をしています。

○地域づくりに向けた支援事業（第3号）

既存の法体系に基づく拠点づくり以外にも含めて、地域づくりに向けた支援事業は、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備します。「人與人」「人と居場所」などをつなぎ合わせ、顔の見える関係性や気に掛け合う関係性が地域の中でうまれるよう促し、共に生きる力を育みます。さらに多様な地域づくりの担い手が、出会い学び合うプラットフォームを促進することで地域における活動の活性化や発展を図ります。

また、居場所の整備とともに、各拠点において把握及び受け止めた課題を専門機関等につなぐ流れを整備することで、必要な相談や参加支援につないでいく体制を構築します。

【現状】

【高齢】一般介護予防事業(地域介護予防活動支援事業)

スロトレ、脳トレ等の介護予防ボランティアの育成・活動支援、地域寄り合い処の運営支援を継続して行っています。使用する会場が限定してきており、会場確保の方法について検討が必要です。

【高齢】生活支援体制整備事業

通院、買い物などの移動支援が必要な高齢者が増えており、第一層協議体の大きなテーマとなっています。

【障がい】地域活動支援センター機能強化事業

制度の狭間にあるケースの受け入れ等、新たな取組について検討を行います。

【こども】地域子育て支援拠点事業

子育て支援に関連するサービスメニューについて検討中です。

【生活困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業

既存事業で行ってきた地域づくりの取組を把握し、それら取組との連動を考える必要があります。

【施策・目標】

- ①人與人、人と地域がつながり支え合う関係性を育み、見守りなどのセーフティネットの充実を図ります。
- ②高齢、障がい、こども、生活困窮者等の居場所を確保し、すべての住民を対象として地域における交流の場や居場所の確保を進めていきます。
- ③興味・関心から地域におけるつながりが生まれる場や、これまでつながりの薄かった分野の取組と積極的につながりをもつように努めます。
- ④分野、領域を超えた地域の多様な主体が出会い、つながりの中から更なる展開を生む機会となるプラットフォームを形成します。

重層的支援体制整備事業として一体的に実施する事業

福祉分野	事業名	運営形態
高齢者	介護予防活動支援事業 (介護保険法第115条の45第1項第2号)	直営
	生活支援体制整備事業 (介護保険法第115条の45第2項第5号)	直営 委託
障がい者	地域活動支援センター事業 (障害者総合支援法第77条第1項9号)	委託
こども	地域子育て支援拠点事業 (児童福祉法第6条の3第6項)	直営
	(子ども・子育て支援法第59条第9号)	委託
生活困窮者	生活困窮者支援等のための地域づくり事業 (生活困窮者就労準備支援等事業等実施要項)	委託

○アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（第4号）

長期に渡りひきこもり状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人に支援を届けられるよう伴走支援を行います。

【現状】

- ・困り感があるが相談につながっていない市民や民生委員・児童委員等から相談につながるよう事業の周知を行い、相談のあった方は、重層的支援会議につなげ、支援プランを作成しています。また、家庭訪問や電話連絡等を実施し、ひきこもり当事者やご家族等へのアプローチを行っています。

【施策・目標】

- ①高齢、障がい、こども、生活困窮分野で取り組まれている他のアウトリーチと協働し、特定の分野が単独でアプローチすることが困難な事例を支援します。
- ②本人と直接対面することや、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行います。
- ③地域住民のつながりや、様々な支援関係機関のネットワーク等を活用して、潜在的な相談者を発見できる入口を多様にし、支援を必要とする人の早期把握に努めます。

事業名	運営形態
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	委託

○多機関協働事業（支援プランの策定）（第5号・第6号）

多機関協働事業は、包括的相談支援事業者等から繋がれた複数の支援関係機関の連携による支援を必要とする地域住民に対し、多機関が協働して支援の方向性や役割分担を検討していきます。多機関協働事業者は地域生活課題を解決するために支援プランを作成し、アウトリーチ等を通じた継続的支援及び参加支援事業と一体的に進めていきます。

【現状】

- ・事業につながったケースについては、各分野が従来の役割のみにとらわれることない支援をしていく意識の醸成が少しずつなされています。

【施策・目標】

- ①福祉総合相談課が中核機関となり、多様な関係機関との連携やアウトリーチ・参加支援・地域づくり支援事業と連動させていきます。
- ②各分野の連携担当者と調整し、単独の包括的相談支援事業者では対応が難しい複雑化・複合化した課題に対する解決に向けた重層的支援会議・支援会議（つながる会議）を開催し、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めた支援プランを作成します。
- ③重層的支援会議・支援会議（つながる会議）を通じ、支援関係機関の対応力向上を目指します。
- ④多機関協働事業で抽出された地域生活課題等については、各種計画等における包括的相談支援体制や地域づくり支援事業と連動させ新たな施策整備を目指していきます。

事業名	運営形態	相談窓口・事業所名
多機関協働事業	直営	富士宮市 福祉総合相談課

※「支援会議」

社会福祉法第106条の6に規定。潜在的な相談者へ支援を届けるために、個々の事例の情報共有や地域における必要な支援体制の検討を行う。会議構成員に対し守秘義務が課せられる。

※「重層的支援会議」

相談のあった事例に対し、多機関協働によるプランの適切性の協議やプラン終結時等の評価、必要な資源開発にむけた検討等を行う。個人情報の取扱いについては、本人同意が必要。

第 6 章

成年後見制度利用促進基本計画

1 現状と課題

(1) 成年後見制度が必要となる背景

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が不十分な人の財産や権利を擁護し、支援していく制度です。

高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者の増加が予想されます。また、障がい者を介護する方の高齢化等に伴い、今後、成年後見制度の利用が必要な障がい者が増加すると考えられます。

令和6年12月末時点における本市の成年後見制度の利用者数は262人ですが、市内の高齢者施設、障がい者施設、居宅介護支援専門員、相談支援専門員及び富士圏域にある入院病床を有する精神科病院を対象とした令和6年9月の実態調査では、現在もしくは近い将来、制度の利用が必要と思われる人の合計は260人で、潜在的なニーズが多いという結果でした。一方、市民の成年後見制度の認知度は低く、「制度名は知っているが、内容は知らない」の割合が53.6%、「制度名も内容も知らない」の割合が26.4%というアンケートの結果となっています。

(2) 成年後見制度の利用支援

成年後見制度に関する相談件数は、年度によって変動がありますが、増加傾向にあります。特に身寄りのない方（親族がいない又は親族がいても支援が受けられないというケース）の相談が増加しています。将来に備えて、今から何ができるか検討したい（任意後見制度の活用等）という相談も増えていきます。

さらに、高齢者や障がいのある人等の成年後見制度利用にあたり、必要経費負担能力のない人に対して経費の一部又は全部を助成する成年後見制度利用支援事業の利用者も増加しています。

【前回計画の具体的な取組における評価指標】

	取組内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
普及・啓発	市民及び専門職向け講演会並びに研修会の開催回数	2	3	3
相談体制の充実	保健福祉部及び各地域包括支援センターへの相談件数	470	677	510
利用支援	市長による審判の申立件数	13	19	12
	後見人等報酬助成件数	29	33	30
担い手育成	市民後見人養成基礎講座参加者			12
	市民後見人養成本講座参加者			4
	養成終了人数			4
	名簿登録人数（各年4月1日現在）	9	13	13
	フォローアップ研修 開催日数	3	4	4
	フォローアップ研修 参加人数	36	49	47
ネットワークづくり	ネットワーク会議の回数	6	6	5
	受任者調整（マッチング）件数	15	22	19

（３）課題

市民一人ひとりが、どのような状態になっても意思決定をしていく主体者として、地域社会に参加できるための意識醸成を図る必要があります。あわせて、判断能力が十分ではない高齢者や障がいのある人等の権利を擁護するため、支援が必要な人を早期に発見し、速やかに支援に結び付けることが重要です。また、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る支援を推進するために、権利擁護支援策の総合的な充実に向けた検討が必要です。

【市の取組】

- ・支援を必要としている当事者が地域生活に参加し、共に生活するための意思決定支援に関する取組を推進します。
- ・中核機関（権利擁護支援推進センター）の機能、体制を強化します。
- ・地域連携ネットワークづくりを推進及び強化します。
- ・権利擁護意識を持った市民の育成及び支援体制の整備を推進します。
- ・新たな権利擁護人材（権利擁護サポーター等）の育成等について検討し、どのような状態になっても誰もが意思決定できる体制を整備します。
- ・成年後見制度の見直しに伴う権利擁護支援策と、持続可能な権利擁護支援に向けた取組を検討します。
- ・相談窓口の広報、周知を強化します。
- ・市民や関係機関に対し、任意後見制度を含めた成年後見制度及び関連諸制度に関する正しい理解を促進します。
- ・市長申立てを適切に実施します。
- ・成年後見制度利用支援事業を推進します。

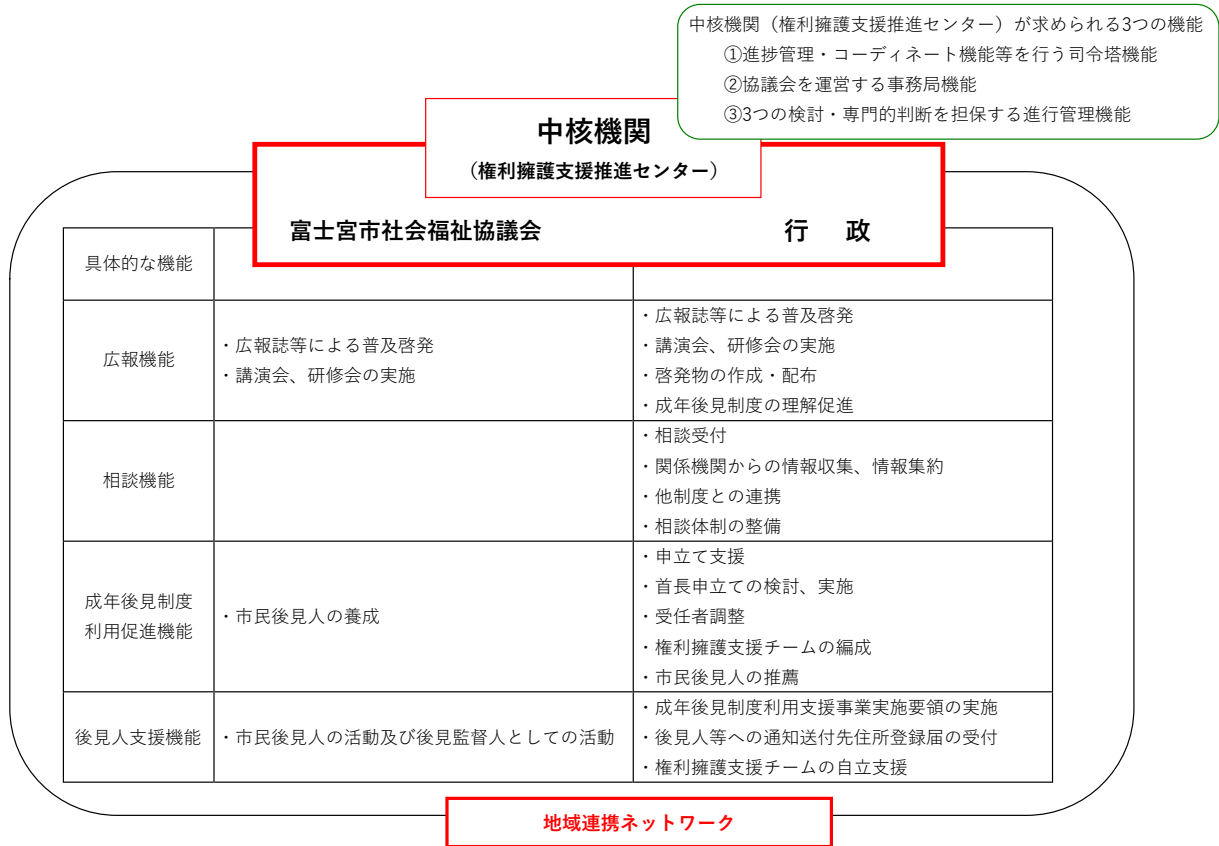
2 具体的な取組

(1) 中核機関（権利擁護支援推進センター）の機能、体制の強化

地域連携ネットワークのコーディネートを担当する中核機関の役割には、①司令塔機能、②事務局機能、③進行管理機能があります。

地域連携ネットワーク及び中核機関（権利擁護支援推進センター）が担うべき具体的な機能等については、次に掲げる①広報機能②相談機能③成年後見制度利用促進機能④後見人支援機能が求められています。また、これらの4つを整備・強化するとともに、不正防止にも配慮します。

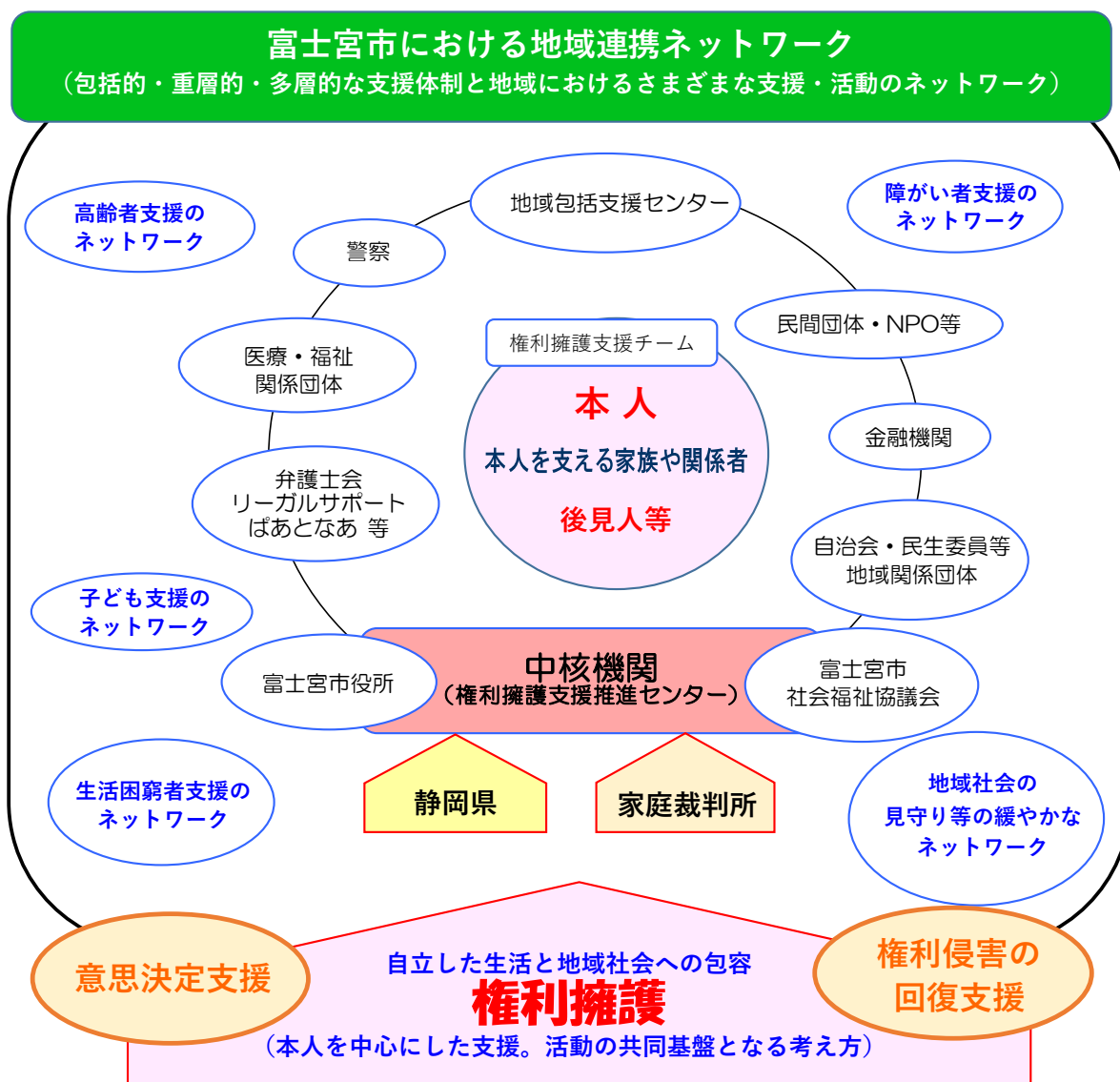
本市においては、行政と富士宮市社会福祉協議会を中核機関（権利擁護支援推進センター）として位置づけ、富士宮市社会福祉協議会に市民後見人の育成及び活動支援を業務委託し、中核機関（権利擁護支援推進センター）の運営を協働して行います。



(2) 権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくり

尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図れるよう、地域連携ネットワークの関係機関と共に、包括的・重層的・多層的な支援体制を構築し、地域連携ネットワークを推進するために、富士宮市権利擁護ネットワーク会議を開催します。

会議は、地域連携ネットワークの関係機関が集まり、多職種間の連携強化、権利擁護に関する課題の検討、調整、解決策等を協議する全体会と、個別ケースの検討等チームとして支援する案件が生じた際、必要に応じて招集する作業部会の2層構成とします。また、全体会では地域課題の把握及び分析を行い、総合的な権利擁護支援策の充実に向けた検討を行います。あわせて、民間企業とも協働し、持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討します。



【地域連携ネットワークにおける役割】

市民	・ 任意後見制度を含めた成年後見制度及び関連諸制度を理解する。 ・ 成年後見制度の利用が必要だと思われる人を専門職につなげる。 ・ 市民後見人養成講座や権利擁護に関する講演会に参加する。 ・ 市民後見人の活動を理解し、その活動に協力する。 ・ 最期まで自分らしく生活するための準備をする。
専門職 及び 関係機関	・ 任意後見制度を含めた成年後見制度及び関連諸制度について理解を深め、成年後見制度の利用が必要な人を適切に制度につなげる。 ・ 中核機関（権利擁護支援推進センター）及び地域包括支援センター等の相談機関との連携を強化する。 ・ サービス提供をする際に本人の意思決定について支援する。 ・ 成年後見人等の活動を理解し、ともに本人の支援を行う。
市社会福祉協議会	・ 中核機関（権利擁護支援推進センター）として、行政と協働し運営を行う。 ・ 市民後見人の育成や活動支援を行う。 ・ 法人後見事業を行う。 ・ 市民及び専門職に対して任意後見制度を含めた成年後見制度及び関連諸制度の普及・啓発を行う。 ・ 意思決定支援に関する取組を推進する。
行政	・ 中核機関（権利擁護支援推進センター）として、権利擁護に関する全市的な体制を整備する。 ・ 相談機能を充実させる。 ・ 市民及び専門職に対して任意後見制度を含めた成年後見制度及び関連諸制度の普及・啓発を行う。 ・ 意思決定支援に関する取組を推進する。 ・ 富士宮市権利擁護ネットワーク会議を開催する。 ・ 地域課題の把握及び分析を行い、総合的な権利擁護支援策の充実に向けた検討を行う。 ・ 持続可能な権利擁護支援に向けた取組の検討をする。

(3) 市民後見人等の権利擁護意識を持った市民の育成・支援体制の整備

近年、親族以外の第三者後見人が選任される割合が高まっています。第三者後見人として、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職が選任されることが多かったのですが、これら専門職は、受任できる件数が限られていることから、第三者後見人の担い手として市民後見人への期待が高まっています。また、同じ地域に暮らす生活者の立場で本人の意思を丁寧にくみ、その決定を支援できる人材としての役割が期待されています。

市民後見人の活動を普及・啓発し、市民後見人の認知度の向上を目指します。市民後見人を養成し、その活用を図ること等によって、市民の権利擁護を推進できると考え、市民後見人を継続的に養成・育成し、その活動を支援する取組を継続的に行います。

新たな権利擁護人材（権利擁護サポーター等）の育成等について具体的に検討し、どのような状態になっても誰もが意思決定できる体制を整備します。

【市民後見人養成の流れ】

	市民	市・市社会福祉協議会
1 年目	養成研修の受講 基礎研修 1 日 養成研修50時間(実習含む)	市民後見人養成講座の実施
2 年目	名簿登録 社会福祉協議会の権利擁護事業に従事 フォローアップ研修の受講	市民後見人名簿登録者の選定・ 名簿作成 市民後見人名簿登録証発行 権利擁護事業従事者への指導・監督 フォローアップ研修実施
3 年目 以降	市民後見人として活動開始 (富士宮市社会福祉協議会が監督人)	市：家庭裁判所へ市民後見人を推薦 市社協：市民後見人の後見監督人として活動

3 評価指標及び評価方法

本計画に基づく各取組及び事業の進捗管理を行うとともに、効果等に関する評価を加え、改善を図ります。

評価方法については、下記評価指標に基づき、富士宮市権利擁護ネットワーク会議において、進捗状況や実施状況等を確認評価することにより、必要に応じて計画の見直し等を行います。

	取組内容
普及・啓発	市民及び専門職向け講演会並びに研修会の開催回数
	市民及び専門職向け講演会並びに研修会の参加者数
	チラシ、リーフレット、パンフレットの配布数
相談体制の充実	保健福祉部及び各地域包括支援センターへの相談件数
利用支援	市長による審判の申立件数
	申立費用助成件数(市長申立て以外)
	後見人等報酬助成件数
担い手育成	市民後見人養成基礎講座参加者
	市民後見人養成本講座参加者
	養成終了人数
	名簿登録人数（各年4月1日現在）
	フォローアップ研修の開催日数
	フォローアップ講座の参加人数
ネットワークづくり	ネットワーク会議の回数
	受任者調整（マッチング）件数

第7章

計画の推進体制

1 計画の周知

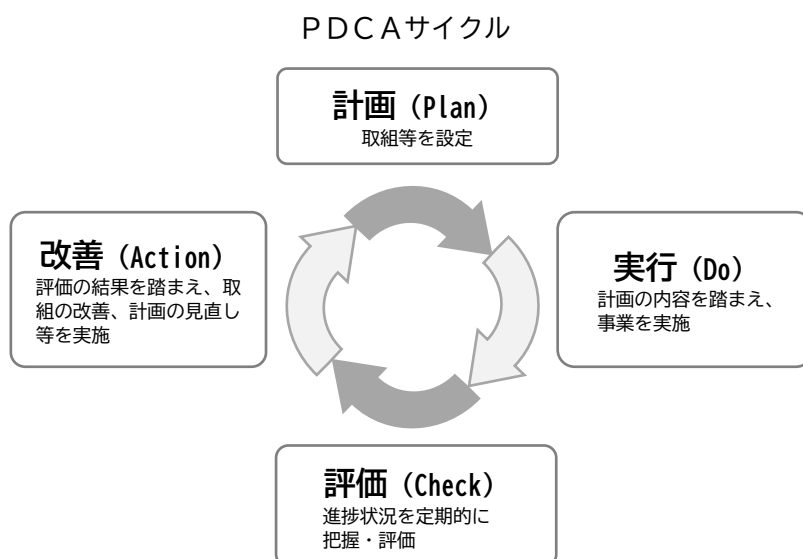
地域福祉を推進する上で、本計画の考え方や施策の展開について、地域住民、福祉活動団体、ボランティア、医療・福祉関係者、福祉事業所などすべての人が共通の認識を持つことが重要です。そのため、広報紙やホームページに掲載する等、様々な機会をとらえて周知を図ります。

2 計画の推進体制と管理・評価

地域課題への取組についての協議や意見交換をする場を確保するとともに、社会福祉協議会や福祉関係機関等と協議・連携し、地域の課題を地域で解決する取組や自助・互助・共助・公助の在り方を検討します。

進行管理の点検は、管理手法の基本的な考え方である「PDCA」サイクルを取り入れ、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）を繰り返し行うことで進行状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善に取り組めます。

また、本計画の基本理念や基本目標の達成状況を把握するため、毎年度、関係する事業等の進捗状況を評価していきます。



我がごとと参画 まるごとつながる富士宮（富士宮市版地域共生社会）



富士宮市版地域共生社会

『我がごと参画 まるごとつながる富士宮』とは

意味はとてもシンプルであり、お年寄りも、障がいのある人も、こどもも、今は少し生活に困っている人も「誰一人取り残されない」で、みんなが一緒に、いきいきと暮らせるまちをつくろう！という目標を描いています。

1. 『住民が互いに気をかけあう地域づくり』とは

地域のあたたかい「つながり」を目指す、地域住民が主となる内容です。

日常でのあいさつを通じて「最近あの人を見かけないな」という、近隣住民だからこそ気付ける「小さな気づき」が、誰かの孤立を防ぐこと、時には命を救うきっかけになります。

いざという時、頼りになるのは近くの隣人（友人）です。図にある「防災訓練」や「地区社協活動」は特に互助の要です。「気をかけ合う」ことは、このまちの安全を守る最初の砦となり、このような行動が地域力を高める大きな力になります。

2. 『まるごと相談（分野を超えた断らない相談支援）』とは

行政を中心に学校など関係機関が連携し、誰一人取り残されない支援を目指すという内容です。

日常生活では、自分だけでは解決できない、難しい問題が起きることがあります。「介護と育児が重なってしまった」、「病気で働けず生活が苦しい」など問題は複数重なっている状況もあります。

その際に相談を受ける機関は、まず「まるごと」受け止め、解決するための内容に合わせて専門機関が連携しサポートにつなげていきます。これが、市民の生活を支えるセーフティネットの役割となります。

3. 地域における人と資源の「循環」

このように、地域共生社会では「困っている人に気付く地域」と「行政をはじめとする専門的に支える多機関チーム」が車の両輪のように連動していきます。また、地域には居場所をはじめ、産業や文化といった様々な資源があります。地域における人と資源を循環させ、普段は支えられる側であった人も得意分野や経験を活かし、環境によっては誰かを支える側になるという「誰もが誰かの支え手」となることを推進します。

地域共生社会を実現するために大切なことは、「民産学官の連携」です。住民（民）、企業や産業（産）、学校など教育機関（学）、そして行政（官）が連携し、安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指していきます。

第2部 富士宮市地域福祉活動計画

第1章

計画の概要

1 地域福祉活動計画策定の趣旨

富士宮市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）では、社会福祉法第109条に規定される「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であることを踏まえ、平成20年から概ね5年ごとに、地域住民をはじめ、地域の関係団体や企業、行政などとの連携や協働のもと、地域福祉活動計画を策定し、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

今日の地域社会は、少子高齢化による人口減少、核家族化や高齢者世帯の増加の他、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、同じ地域に暮らす住民同士のつながりの希薄化が進んでおります。それに加え、不登校やひきこもりをはじめとする社会的な孤立、貧困、8050問題（80代の親と50代の無職の子の同居世帯の増加）、ダブルケア（介護と育児を同時に行う世帯）、また自殺者が後を絶たないなど、複雑で複合的な社会問題が顕在化し、公的サービスや制度だけでは対応しきれない課題が増加しております。

このような社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や、「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指していきます。

市社協では、住民主体の地域福祉活動を推進し、地域の助け合い・支え合いの仕組みを強化し、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを目指し第5期地域福祉活動計画を策定しております。

2 計画の期間・評価

この計画は令和8年度を初年度として、令和12年度までの5年間を計画期間とします。社会情勢の変化や他計画との整合性を図るため、年2回評価し、必要に応じて見直しを行います。

3 これまでの活動計画のあゆみ

富士宮市社会福祉協議会では、平成 20 年度よりおおむね 5 か年を計画期間とする活動計画を順次策定し、地域福祉の推進を図るための施策・事業を実施してまいりました。

第 1 期地域福祉活動計画（平成 20 年 4 月～平成 25 年 3 月）

基本目標：「人にやさしい福祉のまちづくり」

推進内容：地域をステージにした事業を展開し、住民のみなさんが住み慣れた地域で、安心して生活できるよう取り組みました

第 2 期地域福祉活動計画（平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月）

基本目標：「ふれあい」「ささえあい」「まなびあい」

～地域における連携・協働を進める～

推進内容：予防・ニーズの発見（声掛け・見守り）から、孤立・孤独を無くし、地域で温かく寄り添えるような地域づくりに向け取り組みました。

第 3 期地域福祉活動計画（平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月）

基本目標：住み慣れた家庭や地域で、安心していきいきと暮らしあえる福祉のまちづくり

推進内容：同じ地域に暮らす住民同士のつながりを基盤として、お互いに支えあい、助け合いながら、住み慣れた家庭や地域で暮らし続けられるよう取り組みました。

コロナ禍により地域との対話の機会が得られないことから策定を 1 年遅らせました

第 4 期地域福祉活動計画（令和 4 年 4 月～令和 8 年 3 月）

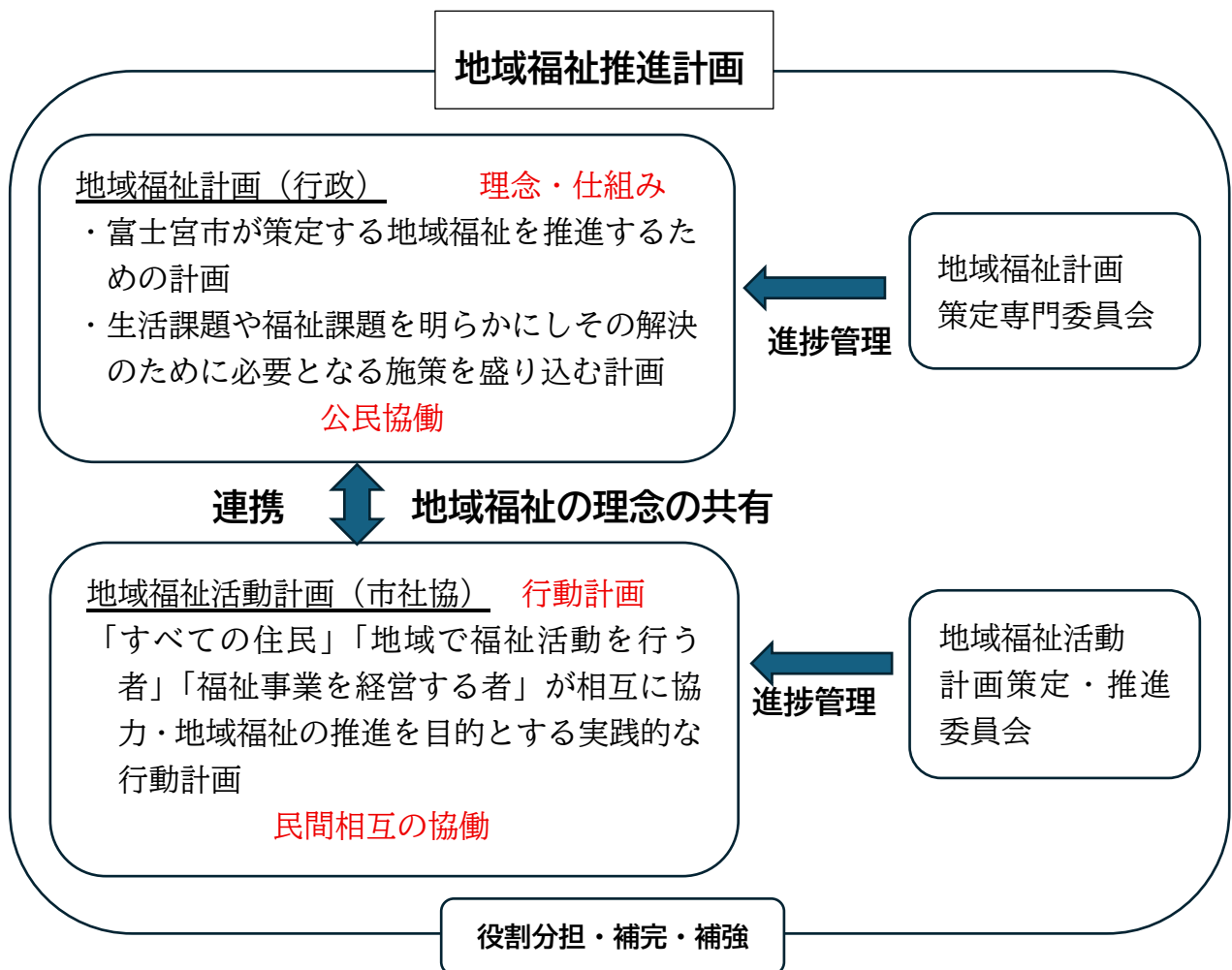
基本目標：いきいきと暮らし 心をかけあう福祉のまち

推進内容：すべての人々が生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らしていけることを目指し、市内 14 か所の各地区社協ごとの取組みを明確にしました。

評価：地区社協が社会情勢（ひきこもり支援・8050 問題など）に目を向け、地域課題として捉え意識の醸成に努めました。その課題における地域の役割を整理し着実に歩みを進め概ね達成できました。継続課題は、第 5 期の計画として地区社協の事業として取り組みます。

4 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

富士宮市地域福祉活動計画は、富士宮市が策定する富士宮市地域福祉計画と、地域福祉推進における両輪として策定しています。両計画は相互に補完し合い、一体的に推進するものであるため、富士宮市と富士宮市社会福祉協議会では、計画の策定及び推進を連携・役割分担しながら進めております。



①進行管理について

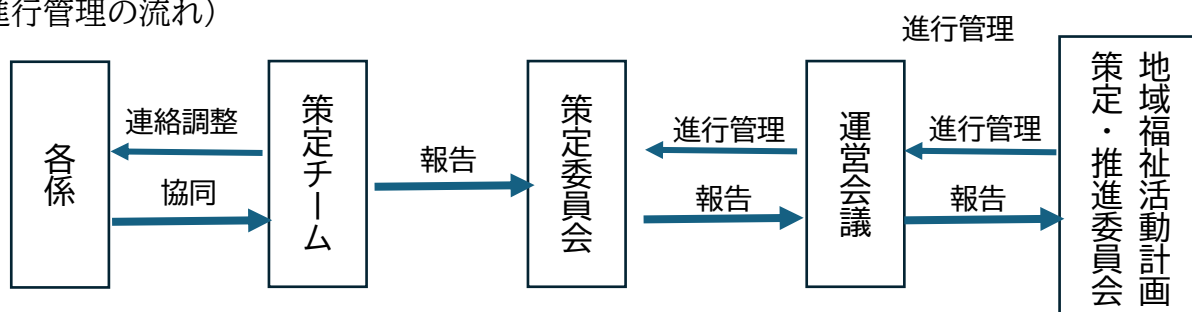
第5期地域福祉活動計画を実行性の高い計画とするために、これまでと同様に、PDCAサイクル（PLAN（計画）→DO（実施）→CHECK（検証）→ACTION（改善）の繰り返し）に基づき、進行管理を行います。



②進行管理と評価

この計画は令和8年度を初年度として、令和12年度までの5年間を計画期間とします。上半期・下半期の年2回評価し、必要があれば計画の見直しを行います。進行管理は策定チームが行い市社協運営会議で報告します。これらのプロセスを経て取りまとめた進捗状況や評価の結果は、地域福祉活動計画策定・推進委員会で報告します。

（進行管理の流れ）



③計画に関する意見集約

地区社協はじめ地域の活動者及び各事業の対象者に向け、適宜意見集約を行うとともに、必要に応じアンケート調査を実施し、計画の見直しや次期計画に反映できるよう整理します。

第2章

地域福祉活動計画

1 体系図

基本理念	基本目標	基本施策			市社協の方針
世代をつなぎ、未来へつなぐ 安心して暮らせる福祉のまち	地域で支え合える人づくり	基本施策1	富士宮市	ともに認めあう意識の醸成	●福祉を知る・見る・感じる ●地域福祉教育の実践
			市社協	ふくしを学んで地域を育てる	
			地区社協	一人ひとりに目を向ける	
		基本施策2	富士宮市	誰もが健やかに地域福祉活動に参加できる意識の醸成	●活動者の育成・支援・開拓 ●「無理なく続けられる」活動設計
			市社協	気づきが動きに、動きがつながりに	
			地区社協	広める・伝え合う	
		基本施策3	富士宮市	地域共生社会の担い手づくりの推進	●多世代・横断的な担い手の育成 ●地域課題に応じた役割の創出 ●社会福祉法人間の連携
			市社協	誰もが支え手、支えられ手	
			地区社協	学ぶ・つくる・考える	
	適切な支援を受けられる仕組みづくり	基本施策1	富士宮市	誰もが取り残されることのない包括的な支援体制の整備	●断らない相談支援体制の構築 ●孤立予防、社会とのつながりの創出
			市社協	社協がつなぐ地域の安心ネットワーク	
			地区社協	つなぐ・つながる	
		基本施策2	富士宮市	福祉課題を抱えた方の権利擁護支援の推進	●意思の尊重と意思決定支援の実践 ●福祉・医療・司法など多職種連携と支援体制の整備
			市社協	本人の意思尊重で安全・安心・信頼の社協へ	
			地区社協	つなぐ・つながる	
		基本施策3	富士宮市	適切な窓口につながるための情報発信の充実	●適切な情報提供 ●制度の広報、普及啓発
			市社協	必要な情報を必要な人に届ける	
			地区社協	つなぐ・つながる	
	安心していきいきと生活できる場づくり	基本施策1	富士宮市	地域防災活動の整備・充実	●関係機関・活動団体のネットワーク ●災害時の体制強化
			市社協	災害に強い地域のつながり	
			地区社協	備える・助け合う	
		基本施策2	富士宮市	地域福祉活動を行う環境の整備・充実	●地域の実情に合わせた活動支援 ●企業やNPO、学校との連携
			市社協	暮らしに寄り添う地域のしくみ	
			地区社協	備える・助け合う	
		基本施策3	富士宮市	誰もが健やかに地域で支え合える居場所づくり	●参加促進のための情報発信・マッチング ●居場所や交流の場の多様化・活性化 ●バックアップ体制の確立
			市社協	やりたい・行きたいがかなう場づくり	
			地区社協	参加できる・参加する	

2 地域福祉活動計画の読み方について

①基本施策は**社協として取り組むべきこと**に変換（体系図を参照）

<体系図>

基本目標	基本施策			市社協の方針
地域で支え合える人づくり	基本施策1	富士宮市	ともに認めあう意識の醸成	●福祉を知る・見る・感じる ●地域福祉教育の実践
		市社協	ふくしを学んで地域を育てる	
		地区社協	一人ひとりに目を向ける	
	基本施策2	富士宮市	誰もが健やかに地域福祉活動に参加できる意識の醸成	●活動者の育成・支援・開拓 ●「無理なく続けられる」活動設計
		市社協	気づきが動きに、動きがつながりは	
		地区社協	広める・伝え合う	
	基本施策3	富士宮市	地域共生社会の担い手づくりの推進	●多世代・横断的な担い手の育成 ●地域課題に応じた役割の創出 ●社会福祉法人間の連携
		市社協	誰もが支え手、支えられ手	
		地区社協	学ぶ・つくる・考える	

<地域福祉活動計画>

基本目標1：地域で支え合える人づくり

基本施策①	富士宮市	ともに認めあう意識の醸成					
	市社協	ふくしを学んで地域を育てる					
社協のこれから　～5年後の姿～							
自然にお互いが気にし合える関係ができています							
方針	①福祉を知る・見る・感じる ②地域福祉教育の実践		取組事業	社協で取り組むすべての事業			
計画			R8	R9	R10	R11	R12
地域共生社会の実現に向けた福祉教育			福祉教育プログラムの充実・講座（障がい・要介護者・介護者理解等）実施				
学校と家庭がつながるしくみづくり			連絡会実施・各校実施の際に保護者へ伝えるしくみを検討				
地域との協働		福祉をテーマにした勉強会の開催・共に学ぶ場の創設					

事業における課題を整理し
活動計画に落とし込みました。

<事業別計画>

地域福祉教育事業	地域住民が地域の課題について考える機会を作る。	実施	ミニ講座の開催・プログラムづくり	・住民対象の福祉教育の場が設けられている。 ・地域住民が地域の課題に関心を持ち行動する。 ・先生たちの福祉のイメージが「ふだんの暮らしの幸せ」に変わっている。 ・ガイドブックが更新され、活用されている。 ・地域福祉教育の活動・考え方を地域の色々な人が知っている。 ・地域福祉教育プログラムが充実している。
	市社協が目指す福祉のイメージを伝え続ける世代に合わせた周知方法を検討する。	実施	連絡会の継続(担当以外の参加呼びかけ)読み物としての分かりやすい資料づくり	
	こどもが学んだことを保護者に伝える。	実施	ふくしの連絡網プリントの作成	
	地域福祉教育のプログラムの充実	実施	福祉教育の協力者を増やしリストアップ	

3 活動計画

基本目標 1：地域で支え合える人づくり

基本施策①	富士宮市	ともに認めあう意識の醸成				
	市社協	ふくしを学んで地域を育てる				
社協のこれから　～5年後の姿～						
自然にお互いが気にし合える関係ができています						
方針	①福祉を知る・見る・感じる ②地域福祉教育の実践	取組事業	社協で取り組むすべての事業			
計画		R8	R9	R10	R11	R12
地域共生社会の実現に向けた福祉教育		福祉教育プログラムの充実・講座（障がい・要介護者・介護者理解等）実施				
学校と家庭がつながるしくみづくり		連絡会実施・各校実施の際に保護者へ伝えるしくみを検討				
地域との協働	福祉をテーマにした勉強会の開催・共に学ぶ場の創設					

基本施策②	富士宮市	誰もが健やかに地域活動に参加できる意識の醸成				
	市社協	気づきが動きに、動きがつながりに				
社協のこれから　～5年後の姿～						
つながりが育ち、支え合いが根付く地域に成長している 地域住民と頼り頼られる関係性ができている						
方針	①活動者の育成・支援・開拓 ②「無理なく続けられる」活動設計	取組事業	地区社協事業、地域寄り合い処事業、子育てサロン事業、ボランティア事業、生活支援体制整備事業、重層的支援体制整備事業、企画広報事業・交通遺児援護事業、移動支援事業			
計画		R8	R9	R10	R11	R12
協力者や理解者の増加		事業間連携をはかる、講座を開催、SNSの充実				
民間企業等との連携		相談対応・コーディネート				
活動者間の連携・協働の促進		既存の通いの場と連携・参加可能な場の周知				
		ネットワーク構築・強みを活かした支援				
地域との協働	活動の仲間探し・地域課題に応じた助け合いのネットワークづくり					

基本施策③		地域共生社会の担い手づくり				
市社協		誰もが支え手、支えられ手				
社協のこれから ～5年後の姿～						
新たな担い手が増え、住民の助け合いが促進されている						
方針	①多世代・横断的な担い手の育成 ②地域課題に応じた役割の創出 ③社会福祉法人間の連携	取組事業	日常生活自立支援事業、法人後見事業、生活困窮者自立支援事業、重層的支援体制整備事業、生活支援体制整備事業、地域寄り合い処事業、子育てサロン事業、地域活動支援センター事業、移動支援事業			
計画		R8	R9	R10	R11	R12
活躍の場づくり		社会福祉法人連絡会における継続的な発信				
		ボランティアニーズ調査、活躍の場の創出・育成				
		市民後見人への移行、権利擁護人材の活躍の場の創出				
個別課題を地域全体で支える仕組みづくり		ニーズの見える化・調査・協議				
ボランティアセンター設置		設置に向けた検証				
地域との協働	地域の拠点となるボランティア相談窓口づくり・すきまボランティアの創出					

基本目標２：適切な支援を受けられる仕組みづくり

基本施策①		富士宮市	誰もが取り残されることのない包括的な支援体制の整備				
		市社協	社協がつなぐ、地域のあるしんネットワーク				
社協のこれから　～５年後の姿～							
ひとりの困りごとにＡＬＬ社協で取り組んでいる 困っている人がとり残されない地域となっている							
方針	①断らない相談支援体制の構築 ②孤立予防、社会とのつながりの創出		取組事業	社協で取り組むすべての事業			
計画			R8	R9	R10	R11	R12
生活のしづらさを抱えている人の支援体制づくり			相談機関の周知・相談支援体制の強化・様々な専門職とのネットワーク				
誰もが初期相談を受けられる体制づくり			共通の相談シートの作成・積極的な研修への参加				
切れ目のない相談支援体制づくり			ＣＳＷとの連携・重層的支援体制整備事業視点醸成				
組織内の共通認識と情報共有の場づくり			専門性を活かした組織内研修・事例検討会の実施・相談システム導入検討				
困っている人が地域とつながる仕組みづくり			民生委員児童委員との連携・地域福祉教育の実施				
地域との協働		属性を問わない相談支援体制づくり・積極的な多職種連携					

基本施策②	富士宮市	福祉課題を抱えた方の権利擁護支援の推進					
	市社協	本人の意思尊重で安全・安心・信頼の社協へ					
社協のこれから　～５年後の姿～							
本人にとって最善の権利擁護を検討する体制ができている							
方針	①意思の尊重と意思決定支援の実践 ②福祉・医療・司法など多職種連携と支援体制の整備		取組事業	日常生活自立支援事業・法人後見事業			
計画			R8	R9	R10	R11	R12
事業対象者と事業理解者の拡充			講演会の実施・ミニ講座の開催・SNSの活用				
意思決定支援を踏まえた権利擁護の展開			勉強会の開催・研修会への参加				
各専門職と連携できる関係づくり			福祉専門職集団へ働きかけ・土業専門職集団との関わり				
身寄りのない人の生活支援			法人後見事業の推進・新しい日常生活自立支援事業の実施				
地域との協働	本人の声を起点とした支援の展開・見守り支援の展開						

基本施策③	富士宮市	適切な窓口につながるための情報発信の充実					
	市社協	必要な情報を必要な人に届ける					
社協のこれから　～5年後の姿～							
・ 制度を必要とする人に情報が行き届いている							
・ 情報提供のツールが拡充している							
方針	①適切な情報提供 ②制度の広報・普及啓発		取組事業	社協で取り組むすべての事業			
計画			R8	R9	R10	R11	R12
多様な媒体を活用した広報の充実			HPやSNSの充実・社協広報紙のレベルアップ・各媒体の役割整理				
広報紙の設置協力機関の拡充			協力企業の開拓				
住民のニーズに合った情報編集と発信			住民の声を拾う・ニーズに即した情報発信・「やさしい日本語」での発信				
みんなが社協の広告塔という意識づくり			社協パンフレットのリニューアル・発信情報の共有の場づくり				
地域との協働		地域ニーズの集約・住民のあんしんにつながる情報発信					

基本目標3：安心していきいきと生活できる場づくり

基本施策①		富士宮市	地域防災活動の整備・充実				
		市社協	災害に強い地域のつながり				
社協のこれから　～5年後の姿～							
災害支援ネットワークが構築されている							
方針	①関係機関・活動団体のネットワーク ②災害時の体制強化		取組事業	社協で取り組むすべての事業			
計画			R8	R9	R10	R11	R12
災害時を想定した組織基盤強化			市との災害協定締結、協定締結団体との情報共有会議実施・連携				
災害ボランティア本部立上げ訓練実施			自治会との連携、協定締結団体との連携				
社協内部の役割を明確化			災害ボランティア本部マニュアル見直し・周知・実施				
協定締結団体との連携強化			協定締結団体との定期情報共有会議の実施・協定の見直し・改正・実施				
地域との協働		災害ボランティア本部立上げ訓練への住民参加・情報が集まるシステムづくり					

基本施策②	富士宮市	地域福祉活動を行う環境の整備・充実				
	市社協	暮らしに寄り添う、地域のしくみ				
社協のこれから　～5年後の姿～						
地域全体の福祉力を高め、誰もが住みやすい環境が整えられている						
方針	①地域の実情に合わせた活動支援 ②企業やNP0、学校との連携	取組事業	地区社協事業、生活支援体制整備事業、地域福祉教育事業、重層的支援体制整備事業、共同募金配分金事業			
計画		R8	R9	R10	R11	R12
地域住民活動へのバックアップ体制の強化		研修や講座の実施、地域福祉活動計画の進捗の把握とサポート				
適切な補助金・助成金の交付		原資の確保、柔軟な助成金・補助金交付検討				
地域との協働	住民同士のつながりづくり・見守り活動の推進					

基本施策③	富士宮市	誰もが健やかに地域で支え合える居場所づくり				
	市社協	やりたい・行きたいがかなう場づくり				
社協のこれから　～5年後の姿～						
誰もが参加しやすい居場所・通いの場づくりが進められている						
方針	①参加促進のための情報発信・マッチング ②居場所や交流の場の多様化・活性化 ③バックアップ体制の確立	取組事業	重層的支援体制整備事業、地域活動支援センター事業、地域寄り合い処事業、子育てサロン事業、子育て支援センター事業、地区社協事業、生活支援体制整備事業、総合福祉会館管理・経営事業、生活困窮者自立支援事業、結婚相談事業			
計画		R8	R9	R10	R11	R12
ニーズに応じたプラットフォームづくり		社会資源の情報収集、協議の場づくり、社会福祉法人連絡会との連携強化				
既存の通いの場・居場所への多様化支援		居場所・通いの場立上げ支援、若者の社会参加の場づくり				
地域との協働	誰かにとって特別な居場所づくり・孤立のない地域づくりと社会参加の資源づくり					

4 個別計画（事業別計画）

事業名	課題	スケジュール					5年後の目指す姿
		R8	R9	R10	R11	R12	
移動支援事業	担い手の確保	実施	事業内容の見直し・検討				①移動困難者に対して多くの人や機関がかかわるようになる。 ②行政も含め移動困難者対策が発展していく。
		実施	住民同士の助け合い推進				
企画広報事業	応援してくれる企業を探す。	実施	地域貢献活動紹介・つなぐ				①企業とのつながりが協力金の増加につながり地域に還元できる財源が増える。
	社協の認知度を上げる。	実施	読者、閲覧者を増やす				
	関係団体を見える化する。	実施	企業の取り組みを紹介				
遺児・交通遺児 援護事業	必要な人に情報を届ける。	実施	SNSの活用・関係機関と連携				①必要な人に支援や情報が行き届くようになる。
	寄付金の活用方法	実施	寄付者・利用者に要望調査				
共同募金運動	募金額を増やす。	実施	募金方法の選択肢を増やす				①必要性を理解してもらう機会が増え、募金額が増加する。
	認知度を上げる。	実施	地域行事等に協力依頼				
	新しい協力者を増やす。	実施	協力依頼を直接する機会を作る				
福祉会館管理 経営	新しい利用者を増やす。	実施	SNSの活用・ミニ講座				①年間10万人が訪れる場所になる。
	身近に感じてもらえるようにする。	実施	趣味の合う人同士の交流の場づくり				
	利用者の声を聴く、拾う。	実施	定期的なアンケートの実施				
日常生活自立 支援事業	事業の正しい広報	実施	研修会、ミニ講座の充実・SNSの活用				①導入前に本人にとって最善の権利擁護を検討できる仕組みを作る。 ②新しい権利擁護事業に取り組む。
	担い手募集の工夫	実施	活動者の声の発信・呼びかけ方法の工夫				
	つなぎ先の確保 身寄りのない人への対応	実施	ケース会議の開催・身寄りのない方対応検討				
法人後見事業	後見人の具体的な役割明示	実施	研修会の開催・専門職配置の検討				①1人に対する後見事務チームを作る。 (専門分野に切り分け) ②権利擁護サポーターの活躍 ③後見人受任法人が増えている。
	制度を広く周知する。	実施	研修会、ミニ講座の充実・SNSの活用				
	法人後見の担い手を増やす。	実施	社会福祉法人連絡会における継続的な発信				
	市民後見人の活躍の場を作る。	実施	市民後見人への移行を進める 権利擁護人材としての活躍の場の創出				
貸付事業	生活再建に向けた伴走支援	実施	関係機関との連携・積極的なアウトリーチ				①その人らしい生活への第一歩を踏み出している。 ②償還率が上がり、次の相談者へ貸付を行う事ができるようになる。

事業名	課題	スケジュール					5年後の目指す姿
		R8	R9	R10	R11	R12	
生活困窮者自立支援事業	本事業の周知を図り、理解者を増やす。	実施	講演会・出前講座の開催の開催、				①事業が定着し、誰もが必要な支援を受けられる。 ②その人に合った孤立せず安心して集える居場所がある。 ③身近でお互いに支え・支えられる関係性ができる。
	孤立を防ぐ居場所づくり	実施	参加しやすい・興味を持ちやすい居場所調査				
	担い手を育成し、活躍の場を作る。	実施	ボランティアニーズ調査の実施 担い手の活躍の場の創出				
結婚相談事業	結婚相談所を周知する。	実施	HP・SNSの活用、チラシの配布				幅広い世代に周知され、身近な相談場所となる。 社会情勢を鑑みて社協がこの事業を継続するか否かを決定していく。
	今後の事業の在り方検討する。	実施	相談件数の減少と今後の動向踏まえた検討				
生活支援体制整備事業	いろいろな団体の強みを活かす。	実施	意見を持ち帰り、団体としての意見を聴く				①包括等から情報を得る。 ②協議体の圏域や開催方法を検討し、個人で困っている方に対して、協議・解決できる場を設ける。
	個別課題を解決する。	実施	課題ごとの小さな協議体作り				
地区社協	地区社協活動を周知する。	実施	広報(市社協・市・学校等)				①認知度が上がり、住民が参加しやすくなる。 ②地区社協の在り方を検討し、地域福祉活動が充実する。
	講座等を通じ、関わってくれる人を増やす。	実施	ボランティア、重層と連携し、講座等を開催				
	補助金要綱をわかりやすく改定し、共有する。	実施	地区社協の手引き作成と周知				
地域寄り合い処	茶話会の大切さを伝える。	実施	現状把握、『茶話会のすすめ』作成・配布・周知				①個人負担の軽減(移動など) ②運営協力者の増加 ③多世代が参加できるような自由設計が可能な寄り合い処づくり
	寄り合い処への協力者(理解者)を増やす。	実施	自治会向けガイドブック作成・配布、周知				
			SNSの充実・活用(市社協Instagramなど)				
	移動に関する困りごとを把握する。	実施	第2層協議体と連携、調査実施				
新規参加者の増加	実施	SNSの充実・活用、(若者向け)フォーラム実施					
子育てサロン	利用者を増やす。	実施	SNSでの周知の充実、6カ月健康相談等での周知、チラシ設置場所の開拓・設置				①20か所の子育てサロンの継続 ②子育てサロン卒業者の地域活動への参加 ③子育てサロンの認知度向上
	認知度の向上を図る。						
	参加者の利用に関する要望等を確認する。	実施	アンケート調査実施、分析、反映				
	参加者の選択肢を増やす。(開催日が重ならないようにする。)	実施	子育て支援連絡会にて確認・調整・実施				
重層的支援体制整備事業(参加支援事業)	企業等の事業理解が進まない。(企業等がメリット感じる部分は不明確。)	実施	事業説明・企業のメリット把握・協力依頼				①企業等が事業理解を深め、地域貢献活動の一環として職業体験等の提供が行われている。 ②既存の通いの場の伸びしろが広がり、参加しやすい環境が整っている。 ③内職ステーションが広がっている。
	通いの場、就業体験の場の不足	実施	既存の居場所との連携・参加可能な場の周知・内職ステーション周知・マッチング・実施				
重層的支援体制整備事業(地域づくり事業)	社会的孤立を防ぐ仕組みづくり	実施	事業啓発・広報・活動者の把握				①住民が互いに気かけ合い、役割を持ち、地域活動に参加している。 ②多様なニーズに応える仕組みが地域に根付いている。
	個人を中心とした地域づくり	実施	ニーズ調査・プラットフォーム展開				

事業名	課題	スケジュール					5年後の目指す姿
		R8	R9	R10	R11	R12	
ボランティア事業	はじめたい人に向け周知する。	実施	チラシの充実とSNS発信、学生の自習場所に設置				①係横断的に検討できる体制をとれる。 ②参加方法が多様化している。 ③様々な分野の講座を実施 ④ニーズ把握のツールが確立する。 ⑤若い世代の相談が増える。 ⑥職員及び地域住民の防災意識が高まる。
	活動に繋がる講座を開催する。	実施	活動メニューの充実、負担感のない活動内容の講座の実施				
	団体とつながり続ける。	実施	活動日の把握をして訪問する				
	災害時の協力者を見つける。	実施	協定締結団体を増やす・地域住民への防災意識の醸成				
	協定締結団体との連携強化	実施	協定締結団体との情報共有会議の実施・協定の見直し				
	災害ボランティア本部立上げ訓練の実施	実施	自治会との連携、協定締結団体との連携				
	社協内部の役割の明確化	実施	災害ボランティア本部マニュアル見直し・周知・実施				
	ボランティアセンターの設置	実施	設置の検証				
地域福祉教育事業	地域住民が地域の課題について考える機会を作る。	実施	ミニ講座の開催・プログラムづくり				・住民対象の福祉教育の場が設けられている。 ・地域住民が地域の課題に関心を持ち行動する。 ・先生たちの福祉のイメージが「ふだんの暮らしの幸せ」に変わっている。 ・ガイドブックが更新され、活用されている。 ・地域福祉教育の活動・考え方を地域の色々な人が知っている。 ・地域福祉教育プログラムが充実している。
	市社協が目指す福祉のイメージを伝え続ける世代に合わせた周知方法を検討する。	実施	連絡会の継続(担当以外の参加呼びかけ) 読み物としての分かりやすい資料づくり				
	こどもが学んだことを保護者に伝える。	実施	ふくしの連絡網プリントの作成				
	地域福祉教育のプログラムの充実	実施	福祉教育の協力者を増やしリストアップ				
基幹相談支援センター	相談窓口の周知と顔の見える関係づくり	実施	民児協との連携と地域課題の把握				・誰もが相談できる体制づくり ・地域に根差した関わりがもてるようになる。
		実施	地域包括との定期連携と地域課題の把握				
	住民への障がい福祉理解促進を図る。	実施	住民へ福祉教育を関係機関と協働				
指定相談支援事業	障がい理解を進める。	実施	個別支援会議の中で福祉教育を行っていく				地域の活動に参加できる人が増えている。
		実施	民児協と連携する				
		実施	個別避難行動計画を通じ地域住民との関わりを広げる				
	地域アセスメントを強化する。	実施	CSWや地域包括支援センターと協働する				
地域活動支援センター	市民に地域活動支援センターを知って頂く。	実施	SNSを利用し周知、民協へ事業周知				住民の障がい理解を進め利用者とボランティアが立ち寄りやすい居場所を創る。
	市民に障がい理解を促す。	実施	市民が関心のもてる公開講座の開催				
	ボランティアを育成する。	実施	公開講座を基にボランティア活動に繋げる				

事業名	課題	スケジュール					5年後の目指す姿
		R8	R9	R10	R11	R12	
居宅介護支援	地域に要介護者がいる事を知ってもらう。(啓発)	実施	本人了承のもと、地域に協力の発信				隣近所の要介護者を気にしてくれる地域
		実施	民協定例会に参加し情報共有				
		実施	地域包括と連携し近隣共助の体制づくり				
訪問介護	地域資源の情報収集	実施	相談先・施設や居場所の情報を提案発信				・訪問介護員の定着 ・地域住民との協働
	人材確保	実施	介護職の魅力、やりがいを発信				
	権利擁護の意識を持つ。	実施	支援の気づきを適切につなぐ				

富士宮市社会福祉協議会 事業名一覧

係名	事業名
法人係	法人運営事業
総務係	企画広報事業 結婚相談事業 遺児並びに交通遺児援護事業 共同募金配分金事業 総合福祉会館管理・経営事業
地域ささえあい係	地域福祉推進事業 地区社協事業 生活支援体制整備事業 福祉教育事業 地域寄り合い処事業 地域子育てサロン事業 ボランティア事業 子育て支援事業
生活あんしん係	日常生活自立支援事業 法人後見事業
くらし相談係	生活困窮者自立支援事業 応急小口資金貸付事業 高額療養費貸付事業 生活福祉資金貸付事業 重層的支援体制整備事業
介護障がい係	居宅介護支援事業 訪問介護事業 基幹相談支援センター事業 指定相談事業 地域活動支援センター事業 障がい者居宅介護事業
団体事務局	富士宮市民生員児童委員協議会 日本赤十字社静岡県支部 ふじさんシニアクラブ富士宮

5 アンケート結果報告

市で実施した「市民アンケート」とは別に、実際の事業に関係する方の声を拾うためにアンケート調査を実施しました。

●実施期間：令和7年9月1日～30日（1か月間）

●対象者：①事業利用者

生活困窮者自立支援事業・結婚相談事業・日常生活自立支援事業
指定相談支援事業・地域活動支援センター事業・居宅介護支援事業
訪問介護事業

②スタッフ

地区社協事業・生活支援体制整備事業・地域寄り合い処事業・
子育てサロン事業

③高校生

ボランティア事業

④総合福祉会館利用者

総合福祉会館管理・経営事業

●考察と計画への反映

アンケート結果から見えた課題に対して

①事業の取組みで対応できること

②社会福祉協議会で実施する他事業との協働が解決の糸口となること

③課題解決のために地域と連携をめざすこと

上記3つに整理し、多角的な視点で事業を推進していくことを示しました。

上段ではアンケート集計と考察、下段は考察を踏まえた個別計画（事業別）掲載しました。
アンケートを実施しない事業については、個別計画のみ掲載しました。

生活困窮者自立支援事業

事業対象者アンケート集計

協力者数	10人(男性4女性6)	考察と計画への反映
年 代	10代(1)20代(2)30代(2)40代(1)50代(4)	
居住学区	大富士中(1)二中(2)四中(2)富士根南中(3)芝川中(1)未記入(1)	
家族構成	1人(3)2人(5)4人(1)未記入(1)	
近所づきあい	ない(7)	・事業対象者の半数以上が、仕事と家庭との両立の難しさ、体調面の問題、自治会加入の負担感などを理由に、自治会とのつながりに対し消極的な傾向にあることが分かった。他県からの転入者は、地域との接点を持つ機会が十分でないまま、日々の生活が進んでいることも確認できた。 反面、希望する取組については「話し相手」「交流の場」へのニーズが高く、日常生活の安心感や人とのつながりを求めていることがわかった。本事業を通じ、地域との接点を作り支援が離れた後もSOSが出せる仲間づくりを意識したプラン作りに取り組む。
自治会活動(清掃・防災訓練)	不参加(7) [理由]腰痛、班の仕事ができない。 転入してきたばかり、意欲の低下	
近隣の相談者	いない(5)	
地域の情報	不足(5) [理由]水道管の老朽化に伴う断水の情報がなかった。	
今後地域に取り組んでほしいこと	仕事がない日の園児のリフレッシュ目的の預かり事業(土・日)	
この事業をどのように知ったか	家族や知人が相談窓口で連絡(2)家族・知人からのすすめ(2) 市役所からの紹介(2)支援団体からの紹介(2)	
希望や困りごと、状況などを理解してもらえたか	満足(9)	
悩みや不安の解消につながったか	満足(8)まあ満足(1)	
全体として満足できるか	満足(8)まあ満足(1)	
今後あったら嬉しいサービス	イベント情報(4)働くための情報(3)話し相手(3)交流の場(3)	
その他の要望	同年代の友達がほしい、広報をひろく行って欲しい。	
事業内で対応できること	情報発信、講演会の開催、居場所づくり、 地域とのつながりが持てるプラン作り	
他事業と連携できること	地区社協事業、ボランティア事業、共募、民生委員児童委員協議会	
地域と連携をめざすこと	社会とのつながりづくり	

個別計画

課題	スケジュール					5年後の目指す姿
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
本事業の周知を図り、理解者を増やす。	実施	講演会・出前講座の開催の開催				①事業が定着し、誰もが必要な支援を受けられる。 ②その人に合った孤立せず安心して集える居場所がある。 ③身近でお互いに支え・支えられる関係性ができる。
孤立を防ぐ居場所づくり	実施	参加しやすい・興味を持ちやすい居場所調査				
担い手を育成し、活躍の場を作る。	実施	ボランティアニーズ調査の実施・担い手の活躍の場の創出				

結婚相談事業

相談者アンケート集計

協力者数	10人(男性5女性5)	考察と計画への反映
年 代	30代(3)40代(6)50代(1)	
居住学区	上野中(1)大富士中(1)三中(1)四中(1)富士根南中(1)芝川中(1)富士市(2)	
家族構成	1人(3)2人(1)3(2)4人(4)	
近所づきあい	ない(5)	・対象者の半数以上が近隣や自治会とのつながりが希薄であり、仕事や生活の忙しさにより地域との関係を持ちにくい現状がみられた。 結婚相談事業への満足度は概ね高く、相談員の対応や安心感に一定の評価が得られた。 ・今後あったらうれしいサービスとして、出会いにつながるきっかけや情報を得られる場を求める声がみられた。 ・事業を周知する一方で相談件数が年々減少していることや財源となる共同募金配分金が減少していることを踏まえて今後の事業の在り方を検討していく。
自治会活動(清掃・防災訓練)	不参加(6) 理由：仕事が不定休、時間がない、アパートなので義務なし。	
近隣の相談者	いない(6)	
地域の情報	不足している(4)	
今後地域に取り組んでほしいこと	防災について、高齢者の問題	
この事業をどのように知ったか	広報誌「明るいまち」(4)SNS(1)パンフレット(2)親族・知人(3)富士宮市公式LINE(1)	
希望や困りごと、状況を理解した上で対応したか	満足(4)まあ満足(5)どちらともいえない(1)	
結婚相談所システムについて	満足(2)まあ満足(2)どちらともいえない(4)やや不満(2)	
全体として満足できたか	満足(2)まあ満足(4)どちらともいえない(3)やや不満(1)	
今後あったら嬉しいサービス	登録用紙の書式変更(1)オンライン面談(3)交流の場(3)	
	複数人一緒に相談(1)ネット検索(1) 見合い結果をその場で知りたい(1)	
事業内で対応できること	情報発信	
他事業と連携できること	生活困窮者自立支援事業、地区社協、民生委員児童員協議会	
地域と連携をめざすこと	結婚相談事業の周知	

個別計画

課題	スケジュール					5年後の目指す姿
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
結婚相談所を周知する。	実施	HP・SNSの活用、チラシの配布				①幅広い世代に周知され、身近な相談場所となる。
今後の事業の在り方を検討する。	実施	相談件数の減少と今後の動向踏まえた検討を行う				①社会情勢を鑑み事業の存続を決定する。

日常生活自立支援事業

事業対象者アンケート集計

協力者数	22人(男性11人 女性11人)	考察と計画への反映
年 代	80代(2)70代(1)60代(6)50代(4)40代(1)未回答(8)	
家族構成	1人(14)2人(2)3人(1)5人(1)不明(4)	
近所付き合い	ある(6)ない(14)不明(2)	・自治会活動を免除されている方の殆どは、近隣関係が疎遠となっている。このような状況下の不安から、「見守り強化」や「地域の居場所の増設」、困ったときの相談者には民生委員を挙げるなど、地域生活を送る上で本人を中心とした地域のネットワークづくりを検討していく必要がある。 ・今後あったら嬉しいサービスとして、特に身寄りのない方や親族と疎遠となっている方にとって「死後事務」や「入退院時の支払い代行」は喫緊の課題となっていることが分かった。これらのニーズに対し権利擁護の視点を持ち本人を支える仕組みや体制を検討していく。
自治会活動 (清掃・防災訓練)	参加している(3)参加していない(17)不明(2) (理由)自治会未加入、施設入所中、面倒に感じる。	
近隣の相談者	いる(9)(民生委員、妹、従妹、高校時代の友人) いない(11)不明(2)	
地域の情報	届いている(6)不足している(11)不明(5)	
今後地域に 取り組んでほしいこと	夫の情報を地域で共有して欲しい、見守り強化 ふらっとのような障がい者の集まる場が欲しい。	
この事業を どのように知ったか	家族、知人からのすすめ(2)市役所からの紹介(2)支援団体からの紹介(12)その他(5 内訳：障がい相談員・相談支援専門員・ケースワーカー・病院相談員)	
今後あったら嬉しい サービス	受診同行(2)入退院の付き添い(2)入退院時の支払い代行(3)死後事務(4)その他(5 内訳：食事作り、病院受診、買い物付き添い)	
事業内で対応できること	地域資源等の情報を収集し、情報をわかりやすく伝える。	
他事業と連携できること	生活困窮者自立支援事業、相談支援事業、居宅介護支援事業、地区社協事業、生活支援体制整備事業→地域の情報提供、見守り強化、障がい者の居場所創設	
地域と連携をめざすこと	関係機関と連携し、本人とつながりをもつ。	

個別計画

課題	スケジュール					5年後の目指す姿
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
事業の正しい広報	実施	研修会、ミニ講座の充実・SNSの活用				①導入前に本人にとって最善の権利擁護を検討できる仕組みを作る。 ②新しい権利擁護事業に取り組む。
担い手募集の工夫	実施	活動者の声の発信・呼びかけ方法の工夫				
つなぎ先の確保 身寄りのない人への対応	実施	ケース会議の開催・身寄りのない方対応検討				

指定相談支援事業
事業対象者アンケート集計

協力者数	7名（男性1名 女性6名）	考察と計画への反映
年 代	20代(1)30代(2)40代(2)50代(2)	
家族構成	1人(1)2人(3)3人(1)4人(2)	
障がい種別	知的障がい(5)身体障がい(1)精神障がい(1)発達障がい(3)(併発含む)	・近隣との関係性はあいさつをする程度に留まっているが、少しずつ理解を得ながら地域生活を送ることができていることが分かった。 ・自治会活動は、病気や怪我等を理由に参加できなくなった傾向は見られるが、地域のサポートや関わりを求める意見は多かった。 ・地域活動は、障がいを理由に参加しづらい、つながりにくいという現状がある。安心して地域で暮らし続けるために当事者と地域をつなげる役割を担い、参加できる形を作っていく。
近所づきあい	ない(3)	
自身の障がい理解	多少理解してもらえている(5)理解されていない(2)	
自治会活動	参加していない(6)（理由）もうできない、けが、重労働になる。家族が参加している、自治会に入っていない、移動が大変。	
近隣の相談者	いない(5)	
地域の情報	届いていない(3)	
今後、地域に取組んでほしい事。あったらうれしい支援や交流	ゴミ出し(2)災害時(3)（避難介助、安否確認）話し相手(1)交流の場(2) 同じ年代や障がいのある子との交流、近所の障がい児を抱えている家庭を知りたい、交流より地域活動に参加したい。	
事業内で対応できること	個別ケースの関わりから地域住民と協力し障がい理解を伝えていく。	
他事業と連携できること	CSWと情報共有をし、協働をしていく。	
地域と連携をめざすこと	民生児童委員に協力し、話しやすい関係性を作っていく。	

個別計画

課題	スケジュール					5年後の目指す姿
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
障がい理解を進める。	実施	個別支援会議の中で福祉教育を行っていく				地域の活動に参加できる 人が増えている。
	実施	民児協と連携する				
	実施	個別避難行動計画を通じ地域住民との関わりを広げる				
地域アセスメントを強化 する。	実施	CSWや地域包括支援センターと協働する				

地域活動支援センター事業

利用者アンケート集計

協力者数	29名（男性17名・女性12名）	考察と計画への反映
年 代	20代(2)30代(5)40代(2)50代(14)60代(5)70代(2)	
居住学区	三中(4)富士根南中(2)大富士中(5)芝川中(9)柚野中(1)富士(1)	
家族構成	1人(9)2人(7)3人(6)4人(2)5人(3)6人(1)8人(1)	
障がい種別	知的障がい(11)身体障がい(2)精神障がい(14)発達障がい(3) その他(6:無診断含む)	・近所付き合いがない人が3割超で、自身の障がいを理解されていない、知られたくないと思っている人は1割程存在する。また7割の方が近隣に相談者が存在せず地域情報も届いていないことが分かった。 ・円滑な社会参加のための研修の要望など、地域社会に歩み寄りたい気持ちがあることを確認できた。 このことから、地域住民を対象に、地域で暮らす障がい者について理解促進と共に地域活動支援センターの周知に努め、障がい者が地域生活を送るための協力者を増やすための事業展開を行っている。
近所づきあい	なし(10)	
自身の障害理解	あまり理解されていない(2)理解されていない(1) 知られたくない(2)	
自治会活動	参加していない (17) 自治会未加入、幼児の声が好きではない。 父母にあまり外に出るなと言われる。	
近隣の相談者	いない (21)	
地域の情報	届いていない (21) 寄合会、障がい者への見守り、気軽な相談相手が欲しい。	
今後地域に 取り組んでほしいこと	障がい者側が社会に円滑に参加する為の研修	
事業内で対応できること	市民向け公開講座で市民の関心の持てる講座を検討する。	
他事業と連携できること	フォーマル、インフォーマルを含め地域事業を確認し周知を行う。	
地域と連携をめざすこと	市民が関心を持てる講座を開催し障がい理解を促す。	

個別計画

課題	スケジュール					5年後の目指す姿
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
市民に地域活動支援センターを知って頂く。	実施	SNSを利用し周知、民協へ事業周知				住民の障がい理解を進め 利用者とボランティアが 立ち寄りやすい居場所を 創る。
市民に障がい理解を促す。	実施	市民が関心のもてる公開講座の開催				
ボランティアを育成する。	実施	公開講座を基にボランティア活動に繋げる				

居宅介護支援事業所

事業対象者アンケート集計

協力者数	13人（男性6女性7）	考察と計画への反映
年 代	70代(3) 80代(5) 90代(5)	
居住学区	一中(1) 二中(1) 三中(2) 四中(6) 大富士中(2)	
家族構成	2人(5) 3人(7) 4人(1)	
近所づきあい	なし(7)	・対象者の半数が、近所づきあいや地域の相談者がいないと回答され、家族や専門職が困りごとの解決者となっている様子が見られる。 ・自治会活動は高齢や体調不良等を理由に参加されていない方が7割を上回っている。 ・「必要なサービスや地域に望むこと」から、地域とのつながりは大切に感じている方が多いことが分かった。 ・災害への不安の解消を地域に求める声も多かった。 以上のことから、対象者を中心とした地域におけるサポート体制の構築として、個別避難行動計画を地域の方と実施していく。
近隣の相談者	いない(7) 誰に相談したらよいかわからない。	
介護状態の理解	理解不足(3) 知られたくない(1)	
自治会活動	参加していない(10) (理由) 高齢、体調不良、要介護、歩行困難、寝たきり	
地域に望むこと	障がいのある人たちのサロン活動	
	災害時や日常の健康、防犯の見守り	
必要なサービス	外出支援買い物や通院(2) 災害時の安否確認や避難介助(5)	
	話し相手・交流の場(3)	
生活の困りごと	家族の外泊が不自由	
	耳の聞こえが悪く来客や電話対応ができない。	
事業内で対応できること	他事業と連携し社会資源を取り入れたプラン作成を行う・不便さに寄り添い対策を共に考える。	
他事業と連携できること	生活支援体制整備事業・指定相談支援事業・地区社協事業	
地域と連携をめざすこと	対象者を中心としたサポート体制づくり	

個別計画

課題	スケジュール					5年後の目指す姿
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
地域に要介護者がいる事を知ってもらう。(啓発)	実施	本人了承のもと、地域に協力の発信				隣近所の要介護者を気にしてくれる地域
	実施	民協定例会に参加し情報共有				
	実施	地域包括と連携し近隣共助の体制づくり				

訪問介護事業所

事業対象者アンケート集計

協力者数	15人（男性4女性10その他1）	考察と計画への反映
年 代	10代（1）40代（1）50代（2）60代（5）70代（1）80代（5）	
居住学区	一中（1）二中（1）三中（1）四中（1）富士根根南中（1）大富士中（3）	
家族構成	1人（9）2人（4）3人（2）	
近所づきあい	なし（9）	・利用者は独居の方が多く、近所づきあいや相談者が少ない事がわかった。ヘルパー利用によって何とか家庭での生活は成り立っているものの地域の方々の助けを望んでいる意見が聞かれた。 ・自治会活動についても、回答者全ての方が高齢や障がいを理由に参加できていないことが分かった。 ・今後、住み慣れた場所でその人らしい生活を送っていただけるように、孤立の防止、異変の早期発見、必要な情報提供を行い地域とのつながりを構築していく必要がある。そのため多職種連携をはかり安定的な支援を維持していくうえで必要な人員体制を確保する。
近隣の相談者	いない（11）	
介護状態・障害の理解	理解不足（6）	
自治会活動	参加していない（15） （理由）高齢、要介護、車椅子、視覚障害、歩行困難、自治会がわからない。	
地域に望むこと	高齢で独居の為他人との関わり 民生委員の訪問（支援内容の統一）	
必要なサービス	外出支援買い物や通院（6）災害時の安否確認や避難介助（10） 話し相手・交流の場（1）	
生活の困りごと	ゴミ出し アパート居住の為情報が入らない。	
事業内で対応できること	困りごとを受け止め対応を検討する。	
他事業と連携できること	生活支援体制整備事業・居宅介護支援事業・指定相談支援事業 地区社協	
地域と連携をめざすこと	顔の見える関係性を作り必要な情報を伝える。	

個別計画

課題	スケジュール					5年後の目指す姿
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
地域資源の情報収集	実施	相談先・施設や居場所の情報を提案発信				・訪問介護員の定着 ・地域住民との協働
人材確保	実施	介護職の魅力、やりがいを発信				
権利擁護の意識を持つ。	実施	支援の気づきを適切につなぐ				

地区社協事業・生活支援体制整備事業

役員及び委員アンケート集計

協力者数 47名		考察と計画への反映
1. 地域福祉活動の課題		・ 担い手不足と感じている地区が85%と深刻化が見られる。地区社協補助金要綱の見直しにより、事業整理を促しながら役員の負担軽減を目指し、併せて情報提供や運営支援を行っていく。 ・ 関心の高い自治会活動や防災訓練と関連させながら、見守りの視点の醸成や、負担感の少ないちょっとしたボランティア活動へ促せるよう事業連携を図っていく。 ・ 財源は若干不足と感じるものの、事業困難という意見はない。ただし必要な地域活動として赤い羽根共同募金が挙げられていることから、福祉活動の貴重な財源であることを周知し、募金活動への参画方法など地域と共に検討していく。
担い手について	充足されている（5）不足している（40）	
財源について	充足されている(16) 不足している（23）	
	事業困難（0）数年は大丈夫そう（9）	
市社協からの情報提供	十分(33)不十分(7)	
2. 地域福祉活動		
負担感について	大いにある(10)多少ある(28)あまりない(6)全くない(0)	
必要だと思われる地域活動	自治会活動(25)近所のちょっとした手伝い(15)見守り(20) P T A（6）平時の防災訓練(13)地域でのボランティア活動(15) 赤い羽根共同募金(2)	
市社協との連携	ある(30)不十分(10)ない(1)	
運営支援に望むこと	他地区の情報提供、情報共有	
事業内で対応できること	他地区の情報提供、情報共有、広報（周知）	
他事業と連携できること	ボランティア、福祉教育、赤い羽根共同募金、企画広報	
地域と連携をめざすこと	見守り活動、地域のニーズに合った負担感の少ない助け合い活動	

個別計画

地区社協

課題	スケジュール					5年後の目指す姿
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
地区社協活動を周知する。	実施	広報(市社協・市・学校等)				認知度が上がり、住民が参加しやすくなる。 地区社協の在り方を検討し、地域福祉活動が充実する。
講座等を通じ、関わってくれる人を増やす。	実施	ボランティア、重層と連携し、講座等を開催				
補助金要綱をわかりやすく改定し、共有する。	実施	地区社協の手引き作成と周知				

個別計画

生活支援体制整備業

課題	スケジュール					5年後の目指す姿
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
いろいろな団体の強みを活かす。	実施	意見を持ち帰り、団体としての意見を聴く				包括等から情報を得る。 協議体の圏域や開催方法を検討し、個人で困っている方に対して、協議・解決できる場を設ける。
個別課題を解決する。	実施	課題ごとの小さな協議体作り				

地域寄り合い処事業

スタッフアンケート集計

協力者数	122名（内訳：男性33名、女性88名、不明1名）	考察と計画への反映
年 代	50代(4)60代(19)70代(71)80代以上(24)不明(2)	
居住学区	一中(18)二中(13)三中(13)四中(14)大富士中(12)富士根南中(12) 富士根北中(7)上野中学区(5)北山中(3)西富士中学区(5) 井之頭中(1)芝川中(8)柚野中(5)不明(7)	
家族構成	1人(16)・2人(48)・3人(23)・4人以上(23)・不明(12)	
市社協との連携	ある(102)・不十分(5)・ない(2)・不明(13)	・運営上の課題として挙げられている参加者の固定化は、誰もがいつでも参加ができる環境の整備や意識の醸成、また周知に努める必要がある。一方では居場所として定着しているとも読み取れる。 ・活動の継続性に向けてはスタッフの後継者問題、高齢化による移動の問題などが挙げられており、生活支援体制整備事業をはじめとする他事業との連携が重要であることが分かった。 以上のことを踏まえ、地域住民に対する広報活動として、寄り合い処の存在意義と利便性を再周知すると共に自治会、民生委員、地区社協などとの協働を通じて、情報共有や参加促進を図っていく。
参加者の制限	ある（町内会のみ・会場の人数制限）(3)・ない(111)・不明(3)	
地域活動への参加	参加したい(25)機会があれば(51)興味はある(24)難しい(12)不安(12)	
地域活動の目的 （複数回答あり）	地域を良くしたい(58)人と関わりたい(65) 困っている人を助けたい(34) 自分の経験を活かしたい(11)その他(2:みんなの力を引き出したい)	
運営上の課題 （複数回答あり）	世代間交流の難しさ(24)設備・施設の制約(7) その他(7:後継問題、移動問題)	
今後の展開	多世代が関わるプログラム作り(18)地域との連携強化(44) 認知度向上(33) 人材育成(18)デジタル活用(4)その他(7:eスポーツ普及、周知)	
必要なサポート	他地域の活動の情報共有 イベントの具体的な実施方法の研修 参加意思はあるが移動の問題で参加できない人へのサポート	
事業内で対応できること	自治会等へ呼びかけ、スタッフ確保。参加しやすい場づくりに関するレクチャーを進める。	
他事業と連携できること	地区社協事業、生活支援体制整備事業、子育てサロン事業、ボランティア活動事業	
地域と連携をめざすこと	自治会・地区社協・社会福祉法人等との連携の中で地域寄り合い処を支える基盤づくり	

個別計画

課題	スケジュール					5年後の目指す姿
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
茶話会の大切さを伝える。	実施	現状把握、『茶話会のすすめ』作成・配布・周知				①個人負担の軽減(移動など) ②運営協力者の増加 ③多世代が参加できるような自由設計が可能な寄り合い処づくり
寄り合い処への協力者(理解者)を増やす。	実施	自治会向けガイドブック作成・配布、周知				
		SNSの充実・活用(市社協Instagramなど)				
移動に関する困りごとを把握する。	実施	第2層協議体と連携、調査実施				
新規参加者の増加	実施	SNSの充実・活用、(若者向け)フォーラム実施				

子育てサロン事業

スタッフアンケート集計

協力者数	13名（内訳：男性1名、女性12名）	考察と計画への反映
年 代	40代(1)50代(1)60代(5)70代(5)80代以上(1)	
居住学区	一中（2）二中（1）四中（2）富士根南中（1）富士根北（1）北山中（3）西富士中（1）芝川中（1）柚野中（1）	
家族構成	2人(3)3人(3)4名以上(5)不明(1)	
市社協との連携	ある(11)不十分(1)不明(1)	・運営上の課題として、人手不足、参加者の固定化、世代間交流の難しさが挙げられているが、参加者の固定化については、居場所の定着とも捉えられる。今後の展開として、地域との連携強化、拠点としての周知、人材育成などの必要性が挙げられているため、子育てサロン連絡会などで共有し、課題解決に向け取り組んでいく。 ・子育てサロンの理解者を増やすことや、安心できる居場所づくりに向け、自治会や他の事業と連携し、スタッフが安心して活動できる環境づくりのサポートを行う。
参加者の制限	ある(4：未就園児とその保護者)なし(7)不明(2)	
地域活動への参加(複数回答あり)	機会があれば参加(6)興味はある(5)難しい(1)時間がない(4)	
地域活動の目的	地域を良くしたい(8)人と関わりたい(5)	
	困っている人を助けたい(4)自分の経験を活かしたい(4)	
運営上の課題	人手不足(6)財源の確保(2)参加者の固定化(4)	
	世代間交流の難しさ(1)その他(1：スタッフの世代交代)	
今後の展開	拠点としての認知度向上(8)地域との連携強化(8)人材育成(3)	
	多世代が関わるプログラム作り(2) 親子が参加できる雰囲気づくり(1)	
必要なサポート	子育てサロンを理解し、支えてくれる人材育成	
	新たな親子や保護者が安心して参加できる雰囲気・環境づくり	
事業内で対応できること	自治会等へ呼びかけ、スタッフを確保 参加しやすい場づくりに関するレクチャーを進める。	
他事業と連携できること	地区社協事業、ボランティア活動事業、地域寄り合い処事業	
地域と連携をめざすこと	自治会・地区社協等との連携の中でサロンを支える基盤づくり	

個別計画

課題	スケジュール					5年後の目指す姿
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
利用者を増やす。	実施	SNSでの周知の充実、6カ月健康相談等での周知、チラシ設置場所の開拓・設置				①20か所の子育てサロンの継続 ②子育てサロン卒業者の地域活動への参加 ③子育てサロンの認知度向上
認知度の向上を図る。						
参加者の利用に関する要望等を確認する。	実施	アンケート調査実施、分析、反映				
参加者の選択肢を増やす。(開催日が重ならないようにする。)	実施	子育て支援連絡会にて確認・調整・実施				

ボランティア活動事業

高校生アンケート集計

協力者数	市内在住高校生36名(富士宮北高等学校2年生)	考察と計画への反映 ・アンケート回答者の約8割が、ボランティア活動に興味関心があり、環境や情報提供次第で参加につながる可能性が高いことがわかった。 ・活動は「長期休暇」や「空き時間」の活用が多数を占めており、学校生活や私生活を充実させた中で更に空いた時間に無理なく活動できる内容が求められていることが分かった。 このことから短時間・単発型の活動や、興味関心の高い、幼児・高齢者との交流活動など様々な経験が積めるようプログラム展開していく。また若者に届く情報発信のツールを積極的に活用していく。
居住地域	富士宮市内	
活動への参加	参加したい(4)機会があれば参加したい(25)興味はある(7)	
活動に参加する際に使いたいツール	Googleフォーム(9)チラシ(13)ホームページ(25)オープンチャット(2)	
ボランティア活動に関する情報を得たいツール	メール(4)Instagram(16)社協広報紙明るいまち(2)	
希望の活動頻度	週2～3回程度(3)月1回程度(4)月2～3回程度(2) 空き時間にやりたい(13)長期休暇中(18)	
出来そうなこと・やってみたいこと	清掃活動、イベント補助、スポーツ、ハンドメイド、料理 遊びを通じた交流、ものづくりDIY、読み聞かせ	
ボランティア活動について知りたいこと(複数回答)	すきま時間の活動(16)活動者・団体の様子(7)活動体験談(7) 活動の始め方(10)募集情報(17)その他(2:活動時間について)	
ボランティア活動について意見等	高齢者の人たちと遊べる機会が欲しい。 幼稚園児へ読み聞かせをしたい。 孤独感を感じないようにみんなで楽しみたい。	
事業内で対応できること	参加しやすいボランティア活動の場を広げていく。	
他事業と連携できること	地区社協事業、子育てサロン事業、地域寄り合い処事業	
地域と連携をめざすこと	学校・地域団体・施設等とボランティア活動を広げるネットワークづくり	

個別計画

課題	スケジュール					5年後の目指す姿
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
はじめたい人に向け周知する。	実施	チラシの充実とSNS発信、学生の自習場所に設置				①係横断的に検討できる体制をとれる。 ②参加方法が多様化している。 ③様々な分野の講座を実施 ④ニーズ把握のツールが確立する。 ⑤若い世代の相談が増える。 ⑥職員及び地域住民の防災意識が高まる。
活動に繋がる講座を開催する。	実施	活動メニューの充実、負担感のない活動内容の講座の実施				
団体とつながり続ける。	実施	活動日の把握をして訪問する				
災害時の協力者を見つける。	実施	協定締結団体を増やす・地域住民への防災意識の醸成				
協定締結団体との連携強化	実施	協定締結団体との定期情報共有会議の実施・協定の見直し				
災害ボランティア本部立上げ訓練の実施	実施	自治会との連携、協定締結団体との連携				
社協内部の役割の明確化	実施	災害ボランティア本部マニュアル見直し・周知・実施				
ボランティアセンターの設置	実施	設置に向けた検討・準備				

総合福祉会館管理・経営事業

来館者アンケート集計

協力者数	428名（内訳：男性(99)女性(329名)	考察と計画への反映
年 代	10代～20代(36)30代～40代(24)40代～50代(65) 60代～70代(257)80代以上(57)	
家族構成	1人(55)2人(170)3人(90)4人(43)5人(30)6人(18)7人以上(7)	
利用のきっかけ	友人の紹介（208）社協広報紙（52）ホームページ(7) SNS(1)	・利用者は、単身含め高齢者世帯が多く、中でも女性の利用者が約8割を占めている。 口コミが多い中、広報紙をきっかけに利用につながるなど、広報活動が一定の効果があることがわかったため、今後若い世代の利用促進に向け広報戦略の検討を行っていきたい。 ・利用目的はサークル活動をはじめ交流、仲間づくりと答えた方が多く、コミュニティ形成の場として機能していることがわかった。 福祉会館の自主事業である講座を通じ、継続的な交流の場として発展できるよう、立上げ支援に積極的に取り組んでいく。
利用目的	サークル活動（217）会議（113）	
使いやすさ	駐車場の広さ(169)利用しやすさ(161)清潔(96)職員親切(81)	
興味関心	健康づくり・創作活動・音楽が高関心、親子参加型も関心あり。	
要望と改善点	今のままで満足(155)講座の増設(30)機材更新(25)	
要望	設備面の要望多数：エアコンの不具合(24) カーリング修理(8)	
	トイレ改修、机椅子交換、プロジェクター更新など	
	運営面：器具の扱い方、若者向け広報など	
今後あったら嬉しいサービス	Wi-Fi、PC予約等利便性向上の要望	
	文化、健康、交流系設備希望	
	若者、親子、市外利用者への配慮	
事業内で対応できること	情報発信と広報戦略の見直し、講座の新規開設	
他事業と連携できること	ボランティア事業、子育てサロン	
地域と連携をめざすこと	広域でのコミュニティ形成ができる講座等の展開	

個別計画

課題	スケジュール					5年後の目指す姿
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
新しい利用者を増やす。	実施	SNSの活用・ミニ講座				①年間10万人が訪れる場所になる。
身近に感じてもらえるようにする。	実施	趣味の合う人同士の交流の場づくり				
利用者の声を聴く、拾う。	実施	定期的なアンケートの実施				

6

地域福祉活動計画・社協基本要項つながり表

社協で実施するすべての事業は、基本要項2025の機能や、地域福祉活動計画施策の視点のもと実施しております。
ここでは機能重点事業のみ示しております。（すべての事業については前頁をご参照ください。）

基本要項2025			地域福祉活動計画								
			地域で支え合える人づくり			適切な支援を受けられる仕組みづくり			安心していきいきと生活できる場づくり		
			ふくしを学んで地域を育てる	気づきが動きに、動きがつながりに	誰もが支え手、支えられ手	社協がつなぐ地域のあんしんネットワーク	本人の意思尊重で安全・安心・信頼の社協へ	必要な情報を必要の人に届ける	災害に強い地域のつながり	暮らしに寄り添う、地域のしくみ	やりたい・行きたいがかなう場づくり
機能		機能重点事業									
①	住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動の推進	生活困窮者自立支援事業	●	●	●	●		●	●		●
		地区社協事業	●	●		●		●	●	●	●
		地域寄り合い処事業	●	●		●		●	●		●
		地域子育てサロン事業	●	●	●	●		●	●		●
		ボランティア事業	●	●		●		●	●		
		地域づくり事業（重層）	●	●	●	●		●	●		●
②	組織化、連絡調整	生活支援体制整備事業	●	●	●	●		●	●	●	●
		地区社協事業	●	●		●		●	●	●	●
		地域づくり事業（重層）	●	●	●	●		●	●	●	●
③	福祉活動・事業の企画・実施、支援	生活支援体制整備事業	●	●	●	●		●	●	●	●
		移動支援事業	●		●	●		●	●		
		生活困窮者自立支援事業	●	●	●	●		●	●		●
		参加支援事業	●	●	●	●		●	●	●	●
④	相談支援	貸付事業	●			●		●	●		
		結婚相談事業	●			●		●	●		●
		生活困窮者自立支援事業	●	●	●	●		●	●		●
		基幹相談支援センター事業	●			●		●	●		
		地域活動支援センター事業	●		●	●		●	●		●
		生活支援体制整備事業	●	●	●	●		●	●	●	●
		地域子育てサロン事業	●	●	●	●		●	●		●
		参加支援事業	●	●	●	●		●	●	●	●
⑤	権利擁護	地域福祉教育事業	●			●		●	●	●	
		地域活動支援センター事業	●		●	●		●	●		●
		日常生活自立支援事業	●		●	●	●	●	●		
		法人後見事業	●		●	●	●	●	●		
⑥	調査・研修、計画、ソーシャルアクションの実施	生活困窮者自立支援事業	●	●	●	●		●	●		●
		地域福祉推進事業	●	●		●		●	●	●	
⑦	福祉教育の推進	地域福祉教育事業	●			●		●	●	●	
		企画広報事業	●	●		●		●	●		
⑧	地域福祉を支える活動者・従事者の育成と協働の促進	生活困窮者自立支援事業	●	●	●	●		●	●		●
		地域づくり事業（重層）	●	●	●	●		●	●	●	●
		ボランティア事業	●	●		●		●	●		
⑨	災害時等の支援	ボランティア事業	●	●		●		●	●		
⑩	地域福祉の財源確保及び助成の実施	共同募金・歳末たすけあい募金	●			●		●	●	●	
		地区社協事業	●	●		●		●	●	●	●
上記以外の事業			●			●		●	●		

7 策定経過

開催日	会議名	主な内容
令和7年2月14日	アドバイザー会議	検討会：土屋幸己アドバイザー ・第4期計画の終結に向けた評価 ・第5期計画への移行方法
	市福祉企画課と打合せ	工程の確認
令和7年4月18日	地域福祉活動計画職員勉強会	勉強会：土屋幸己アドバイザー ・活動計画の趣旨と策定までのプロセス
令和7年6月13日	第1回 策定チーム会議	1部：市社協版 2部：地区社協版
令和7年5月14日	市福祉企画課と打合せ	コンサルティング会社と打合せ
令和7年7月17日	第2回 策定チーム会議	各事業課題整理について
令和7年7月～9月	地区社協懇談会 地区社協随時	第4期評価と第5期計画について
令和7年8月15日	第3回 策定チーム会議	検討会：土屋幸己アドバイザー ・体系図の整理 ・骨子案の検討
令和7年8月22日	第4回 策定チーム会議	・アンケート（案）確認 ・体系図完成
令和7年9月18日	第5回 策定チーム会議	・個別計画の確認 ・アンケート中間報告
令和7年9月28日	第1回 策定会議	進捗報告と協議
令和7年10月10日	第1回 地域福祉活動計画 策定・推進委員会	・委嘱状交付 ・委員長、副委員長選任 ・第4期計画 進捗報告 ・第5期計画（案）報告・協議
令和7年10月28日	第1回 地域福祉推進計画 合同会議	・地域福祉計画 報告及び協議 ・地域福祉活動計画 報告及び協議
令和7年11月13日	第7回 策定チーム会議	・作業チーム報告 ・アンケート集計と計画への反映 ・評価シートの検討
令和7年12月5日	第8回 策定チーム会議	アンケート考察について検討
令和7年12月10日	第9回 策定チーム会議	土屋幸己アドバイザー ・計画の進捗管理について ・基本要項 2025 との関連性の見せ方
令和8年1月10日	第10回 策定チーム会議	進捗評価シートの作成について 基本要項 2025 とのつながり表について
令和8年2月13日	第11回 策定チーム会議	土屋幸己アドバイザー ・最終稿の確認 ・次年度の目標設定について
令和8年3月11日	第3回 地域福祉活動計画 策定・推進委員会	完成に向けた最終確認会議

8

第5期地域福祉活動計画策定メンバー

●富士宮市地域福祉活動計画策定・推進委員会（令和7年7月16日～令和9年7月15日）

役職	氏名（敬称略）	選出区分	所 属
委員長	山崎 好信	地域福祉活動有識者	生活支援体制整備事業（第1層）
副委員長	佐野 秀明	地域住民団体の代表者	富士宮市ボランティア連絡会
委員	土井 正孝	地域福祉活動有識者	富士宮市介護保険事業者連絡協議会
委員	佐野 芳洋	地域住民団体の代表者	富士宮市区長会連合会
委員	齊藤 幸子	地域福祉活動有識者	すくすくサロンゆずっ子
委員	山崎 雅史	福祉教育有識者	富士宮市校長会

●富士宮市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定会議

役 割	職 名	氏 名
委員長	事務局長	宇佐美 巧
	事務局次長	遠藤久仁子
	総務係長	佐野建一郎
	生活あんしん係長	増田 成孝
	相談支援係長	山田 公彦
	地域ささえあい係長	石川みちる

●地域福祉活動計画策定チーム

役 割	係 名	職 名	氏 名
リーダー		事務局次長	遠藤久仁子
	総務係	係長	佐野建一郎
		主幹	橋村 佳絵
	生活あんしん係	係長	増田 成孝
		主任	鴨狩 美枝
	相談支援係	係長	山田 公彦
		主事補	遠藤めぐみ
所管係	地域ささえあい係	係長	石川みちる
		主幹	渡井 友洋
		主任	藤巻 梢

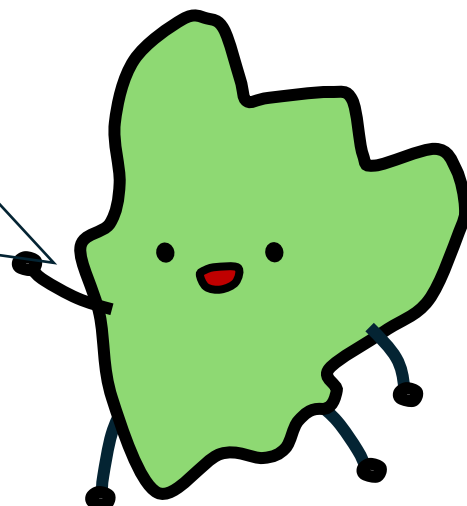
富士宮市社会福祉協議会地域福祉推進アドバイザー 土屋 幸己氏

第 3 章

富士宮市地域福祉活動計画 ＜地区社協版＞



僕の名前は「みや けんいき」です！
富士宮市の形をしています！
富士宮市には 14 地区の「地区社会福祉協議会」
があるよ！地区社協は、地域のつながり、支え
合い、助け合う気持ちを育て、地域のネットワ
ークを活かした活動を行っているんだよ！今
から 14 地区を紹介するね。



大宮地区社会福祉協議会

○目標(めざす姿)

みんなで築こう「和やかで とても住みよい ここんとこ この地域」

○主な地区社協事業

- ・三世代ふれあい交流大会
- ・見守りネットワーク事業
- ・学習会
- ・社協だより

○私たちが思う地域のいいところ(強み)

- ・昔ながらの人とのつながりが強く、何かあれば集まることができる
- ・行事に多くの人が協力し合って盛り上げている
- ・富士宮市の街中にある

○第4期計画の評価

課題	第4期計画の成果	第5期に向けた課題
①地域の高齢者世帯の困りごとの実態調査をする。	①・② 見守りネットワーク事業全体調査を実施し、困りごとの内容を把握した。 ③・④ 地区社協の範囲を超える課題と判断した。	・地域の活動者との繋がりを密にする。 ・地域のこどもたちとの繋がりを強化する。
②老々介護世帯の実態を把握し、具体的な支援方法を検討する。		
③自治会に入らない人の実態を把握し、加入してもらう方法を検討する。		
④8050 世帯の実態を把握し、支援方法を検討する。		



事業名 大事な視点	事業内容	5年後の事業の姿 (こうなっていたら良いな)	5年後に向け行動すること
三世代ふれあい 交流大会 ★学ぶ・つくる・考える ★参加できる・参加する	小学生から中学生を中心にしたこどもからお年寄りまで幅広い年齢層が集まり、工作や軽スポーツなどをしながら交流を深める。	・こどもたちを中心とした参加者が増えている。 ・こどもたちがより楽しめる場になっている。 ・顔見知りの関係が増えている。	・ポッチャやEスポーツ等の新しいゲームを取り入れる。 ・こどもや中学生との企画を検討する。 ・広報活動を充実する。
見守り ネットワーク事業 ★一人ひとりに目を向ける ★つなぐ・つながる	困りごとなどを相談することが難しくなってしまった高齢者を「それとなく」見守る。	・心配ごとを話せる人が周りにいる。 ・自治会の様子が見える関係性ができている。 ・民生委員以外の人たちも見守り活動が行える体制ができている。 ・地域に活動内容が届いている。	・防災とリンクしたような安否確認ができる小チームづくりをする。 ・聞き取る内容など一定のルールをつくる。 ・活動状況を地域に伝える機会を作る。
学習会 ★広める・伝え合う ★学ぶ・つくる・考える	いきいきと暮らし、心をかけあう地域につながるよう福祉について理解を深める。	・様々な学びの場を通して地域で支え合える体制になっている。 ・不安のない生活が送れるようになっている。	・アンケート調査を実施し、学びたい内容を把握する。 ・学習を通して学校と地域をつなげる。
社協だより ★広める・伝え合う	年3回(6,10,1月)発行地区社協の活動を知らせる。	・誰でも読みやすく分かりやすい内容になっている。 ・各自治会の予定や地域で活動している人、学校の様子等が掲載されている。	・具体的な掲載内容を検討する。 ・発行回数を検討する。

大宮東地区社会福祉協議会 東支部

○目標(めざす姿)

誰もが安心して暮らせるひとにやさしい福祉のまちづくり

○主な地区社協事業

- ・友愛訪問
- ・三世代ふれあい交流会

○私たちが思う地域のいいところ(強み)

- ・活発な意見がたくさん出る。
- ・地域内、住民同士の団結力がある。



3 世代ふれあい交流会



○第4期計画の評価

課題	第4期計画の成果	第5期に向けた課題
①移動手段のない高齢者の移動手段を検討する。	①～③未着手 ④継続 友愛訪問を実施	・アパート世帯の独居高齢者または高齢者世帯との繋がり、関わり方の検討 ・若い世代の地域活動への参加を促す。 ・排除しない、相互理解を促していく。
②地域に暮らす外国人の実態を把握する。実施把握が出来たら自治会に加入してもらう方法を検討する。		
③8050 世帯の実態を把握する。実施把握が出来たら支援方法を検討する。		
④障がいのある人や高齢者の独居世帯、高齢者のみ世帯の実態を把握する。把握出来たら支援方法を検討する。		

令和8年度～令和12年度 大宮東地区社会福祉協議会 東支部 地域福祉活動計画

事業名 大事な視点	事業内容	5年後の事業の姿 (こうなっていたら良いな)	5年後に向け行動すること
友愛訪問 ★一人ひとりに目を向ける	75歳以上の独居者及び85歳以上の高齢者の自宅を訪問し、状況把握や、困りごとの収集を行う。	・回数を増やす。 ・友愛訪問がなくても自然に気に掛け合える地域になっている。 ・学生と一緒に活動できるようになっている。	・学校に理解を求める。 ・活動のPRをする。
3世代ふれあい交流会 ★参加できる・参加する	ゲームやグラウンドゴルフを通じ、世代を超えて様々な人と交流できる機会を作る。	・事業が継続できている。 ・更に魅力のあるイベントになっている。 ・幼児から楽しめる内容になっている。	・内容を刷新する。 ・参加案内を工夫する。 ・子ども会とコラボする。 ・若い人に声掛けする。
支部会合・役員会 ★学ぶ・作る・考える	各事業について話し合いを行う。	・区長参加のもと、充実した会合になっている。 ・多世代の人の声が集まる会合になっている。	・活発な意見が多く出る雰囲気を作る。 ・地域の声をたくさん拾う。

大宮東地区社会福祉協議会 黒田支部

○目標(めざす姿)

地域での繋がり大切さを伝えていく

○主な地区社協事業

- ・友愛訪問
- ・歩け歩けふれあい交流会
- ・支部だより

○私たちが思う地域のいいところ(強み)

- ・地域内のまとまりが良い。
- ・地域で顔見知りが多く、繋がりがある。



友愛訪問



三世代ふれあい交流会

○第4期計画の評価

課題	第4期計画の成果	第5期に向けた課題
①移動手段のない高齢者の移動手段を検討する。	①継続 ②、③は地区社協の範囲を超える課題と判断した。 ④継続 友愛訪問や安心・安全見守り事業での関わりが出来た。	地域内での繋がり、関わり大切さを伝えていく。
②地域に暮らす外国人の実態を把握する。実施把握が出来たら自治会に加入してもらう方法を検討する。		
③8050 世帯の実態を把握する。実施把握が出来たら支援方法を検討する。		
④障がいのある人や高齢者の独居世帯、高齢者のみ世帯の実態を把握する。把握出来たら支援方法を検討する。		

令和8年度～令和12年度 大宮東地区社会福祉協議会 黒田支部 地域福祉活動計画

事業名 大事な視点	事業内容	5年後の事業の姿 (こうなっていたら良いな)	5年後に向け行動すること
友愛訪問	80歳以上の方を訪問し、 困りごとを聞くなど生活 状況の把握を行う。	・自治会未加入者の人を含め 地域で暮らす全ての住民に目 を向けられている。 ・アパート暮らし高齢者に、よ り目を向けられている。	活動のPRをする。
★一人ひとりに目を向ける			
歩け歩けふれあい 交流会	ふれあい交流を目的に、 こどもから大人まで気軽 に参加できるウォーキン グを開催する。	・事業が継続できている。 ・参加者が増えている。 ・世代を超えた交流が続けら れている。	・誰でも楽しめる内容を検 討する。 ・地域を知るための企画を 検討する。
★参加できる・参加する			
支部だよりの発行	年2回発行の支部だよ り、地域の情報を発信す る。	・若い世代を含め、色々な世 代の人に見てもらえている。 ・HP等に掲載できている。	・電子媒体の使用を検討 する。 ・配布先の拡充を検討する。
★広める・伝え合う			
安心・安全 見回り事業	地域のこども・高齢者へ の声掛けや地域内の見回 りを行う。	・区長、民生委員以外の人も参 加している。	・地域の人へ声をかける。 ・どんな人たちに関わって もらいたいのか検討する。
★一人ひとりに目を向ける			
企画推進委員会	地区社協事業の話し合いや 勉強会等を開催する。	・多世代の人の声を集めて開 催できている。	・活発な意見が出るような 雰囲気づくりを意識する。
★学ぶ・つくる・考える			

大宮東地区社会福祉協議会 富士見支部

○目標(めざす姿)

どの世代も楽しく暮らせる地域づくり

○主な地区社協事業

- ・ふれあい交流会
- ・社会を明るくする運動
- ・支部だより
- ・集会所の開放

○私たちが思う地域のいいところ(強み)

- ・地域内に、様々な活動をしている人や
特技を持った方が多い。
- ・地区の中心に区民館があり、みんなが集まりやすい。



ふれあい訪問



3 世代交流会

○第4期計画の評価

課題	第4期計画の成果	第5期に向けた課題
①移動手段のない高齢者の移動手段を検討する。	①～④地区社協の範囲を超える課題であったが、ふれあい訪問や三世代交流等を実施した。 地域の人が集まれる居場所として、集会所を開放し、様々な活動を展開した。	地域活動等に誰もが参加しやすい方法を検討していく。
②地域に暮らす外国人の実態を把握する。実施把握が出来たら自治会に加入してもらう方法を検討する。		
③8050 世帯の実態を把握する。実施把握が出来たら支援方法を検討する。		
④障がいのある人や高齢者の独居世帯、高齢者のみ世帯の実態を把握する。把握出来たら支援方法を検討する。		

令和8年度～令和12年度 大宮東地区社会福祉協議会 富士見支部 地域福祉活動計画

事業名 大事な視点	事業内容	5年後の事業の姿 (こうなっていたら良いな)	5年後に向け行動すること
ふれあい交流会 ★参加できる・参加する	交流会や訪問など、地域の高齢者と顔を合わせる機会を作る。	みんなが協力し参加しやすい交流会になっている。	事業の実施体制を検討する。
グラウンドゴルフ会 ★参加できる・参加する	グラウンドゴルフを通じ、こども・親世代・高齢者が世代を超えて交流する。	引き続き、こどもも大人も大勢参加のもと開催されている。	活動についてPRをする。
富士見支部だより発行 ★広める・伝え合う	支部活動を地域に発信する。	地区内の活動が、地域の人に届いている。	他地区にも情報を届ける。
社会を明るくする運動 ★つなぐ・つながる	安心できる地域づくりを目指し、保護司・更生保護女性会に協力する。	地域住民みんなが保護司、更生保護女性会の活動を理解している。	色々な活動をしている人に参加の声掛けをする。
集会所の開放 ★参加できる・参加する	麻雀や卓球など、地域の人たちが交流・参加できる場として集会所を開放する。	地区で生活する誰もが気軽に足を運べる場になっている。	他地区の情報を知る。
安心安全な地域活動 ★一人ひとりに目を向ける	一人暮らしの高齢者や青少年の見守りと声掛けを実施する。	・地域の人同士が挨拶できるようになっている。 ・顔の見える関係性、向こう三軒両隣の関係ができています。	地域の人から情報を得る。

大宮西地区社会福祉協議会

○目標(めざす姿)

誰もが普通に小さな幸せを感じながら生活できる地域

○主な地区社協事業

- ・子ども福祉委員会
- ・ふれあい訪問
- ・推進委員会(研修会)
- ・こども遊び広場
- ・社会を明るくする運動
- ・ふれあいの集い
- ・住民福祉健康講座
- ・広報誌



ふれあいの集い

○私たちが思う地域のいいところ(強み)

- ・一人ひとりが地域に対し強い想いをもち、気兼ねなく自分の考えを伝えることができる
- ・こども福祉委員会の取り組みが活発なところ
- ・商業やお祭りが盛んな地区から自然の豊かさを感じられる地区がある



こども遊び広場

○第4期計画の評価

課題	第4期計画の成果	第5期に向けた課題
①コミュニティの希薄から生じる問題に対して情報共有や相談できる体制をつくる。	①「ちょこっとお助け電話帳」を作成し、区長・民生委員の協力のもと配布した。 ②学童保育の実践者を講師に、学習会を実施した。 ③協議体を高齢者対策委員会として地区社協に組み込み、集いの場への移動支援を地域の社会福祉法人と協力実施した。 ④⑤地区社協の範囲を超える課題と判断した。	・公共交通機関縮小の予防策として、市内の移動手段を周知する。 ・困った時に早く人と繋がることができるよう、一人暮らしの方への対応を検討する。 ・放課後、遠方の学童に通うこどもや、一人で過ごす時間が多いこどもの居場所を検討する。 ・市の協力が必要な時があるため、市と意見交換できる機会を持てるよう検討する。
②学童保育の利用希望のある児童の実態を調査し、地域でできる放課後の児童の支援を検討する。		
③移動手段のない高齢者の移動手段を検討する。		
④地域の60歳以上の方がシニアクラブに積極的に入会してもらう方法を検討する。		
⑤自治会に加入しないマンション住民が自治会へ加入してもらう方法を検討する。		

事業名 大きな視点	事業内容	5年後の事業の姿 (こうなっていたら良いな)	5年後に向け行動すること
子ども福祉委員会 ★参加できる・参加する	おもいやりのある子の育成を目的に各種イベントを開催する。	参加する子たちが増え、保護者の思い出にもなっている。	周知方法について検討する。
社会を 明るくする運動 ★広める・伝え合う ★学ぶ・つくる・考える	安全で安心な明るい地域社会を築くために、福祉について理解を深める。	多くの人々が、地域に様々な背景の人がいることを理解している。	保護司、更生保護女性会と協力して行う。
ふれあい訪問 ★一人ひとりに目を向ける ★学ぶ・つくる・考える	77歳以上の一人暮らし高齢者宅に訪問し、地域とのつながりが途切れないようにする。	民生委員以外の人も活動に参加している。	・民生委員以外の活動者に声掛けをする。 ・こどもたちも交えるように検討する。
ふれあいの集い ★参加できる・参加する ★学ぶ・つくる・考える	77歳以上の一人暮らし高齢者を招き、文化活動などを通じた三世代交流を深める。	・高校生やこどもたちと共同し実施できている。 ・参加者それぞれの出し物ができている。	開催場所や内容について検討する。
推進委員会（研修会） ★学ぶ・つくる・考える	地域の福祉問題について学ぶ。	・様々な福祉的課題についてテーマを絞り学んでいる。 ・支え合いの関係が強くなっている。	研修内容や開催方法について検討する。
住民福祉健康講座 ★広める・伝え合う	地域住民が心身ともに健康でいられるための講座を開催する。	健康増進課と協力し心身の健康を学ぶことができている。	健康増進課と協力して行う。
こども遊び広場 ★参加できる・参加する	地域の幼児・児童との交流を図る。	参加するこどもが増えている。	他の事業との統合も視野に入れ検討する。
広報誌発行 ★広める・伝え合う	広報誌を発行し、地区社協の活動状況を周知する。	・年間予定を地域住民に周知できている。 ・若い世代にも目に入りやすいようになっている。	・記載内容や方法を検討する。 ・ホームページの開設を検討する。
高齢者対策委員会 ★一人ひとりに目を向ける ★参加できる・参加する	地域の高齢者福祉全般の課題を協議する。	地域で起きる様々な福祉的課題が委員会に届くようになっている。	ニーズ把握や対策について検討する。
定例会 ★広める・伝え合う ★学ぶ・つくる・考える	地区社協事業の推進について話し合う。	・若者も参加している。 ・見えてきた問題の具現化に向け行動している。	・地域の様子を共有する時間を持つ。 ・定例会参加者を検討する。

富丘地区社会福祉協議会

○目標（めざす姿）

地域住民が抱える生活課題、地域状況の変化を捉え、地域福祉の推進と地域の活性化を図る。

○主な地区社協事業

- ・推進委員研修会
- ・福祉のつどい
- ・三世代交流
- ・グラウンドゴルフ
- ・あったか家族のつどい
- ・小地域福祉ネットワーク
- ・広報

○私たちが思う地域のいいところ（強み）

- ・地域に住む一人ひとりが地域に愛着をもち、地域を大事にしているところ
- ・こどもたちが挨拶できるところ
- ・自然豊かな地域で、こどもたちが大事に育てられているところ

○第4期計画の評価



福祉のつどい



推進委員研修



あったか家族のつどい

課題	第4期計画の成果	第5期に向けた課題
①困りごとや心配ごとを気軽に相談できる方法を検討する。	①地域の福祉課題に対し、自治会と連携、協力体制を継続し情報を共有できた。 ②部会活動を継続する他、見守りに関しては、地域住民に向けた勉強会を実施 ③地区社協の範囲を超える課題と判断した。 ④実施に至らなかった。	①つながりの希薄化 ②つながる機会の減少
②民生委員以外の多くの人に福祉活動に携わってもらう方法を検討する。		
③地域に暮らす外国人の実態を把握する。実態把握ができたなら地域と交流できる方法を検討する。		
④移動手段のない高齢者の移動手段を検討する。		

事業名 大事な視点	事業内容	5年後の事業の姿 (こうなっていたら良いな)	5年後に向け行動すること
推進委員研修 ★学ぶ・つくる・考える	少子高齢化に伴い地域の状況が変化する中、変化を捉え準備していくために学ぶ機会を作る。	・生活上の課題を話し合える場になっている。 ・コミュニケーションが図れる機会になっている。	・アイデアやイベント案を話す機会を増やす。 ・地域の状況を分析する。
福祉のつどい ★学ぶ・つくる・考える ★参加できる・参加する	富丘地区のみなさんがふれあい交流を深め、学びあう心を育てる。	シニアとこどもたちが合同で活動できている。	・新しい地域発見がある活動を企画する。 ・地域の特徴である自然を活かした取組を行う。
三世代交流 ★広める・伝え合う ★参加できる・参加する	地区内に住む三世代の皆さんが年代を超え交流し、助け合える心を育てる。	・継続して世代間を超えた交流の場になっている。 ・昔の良さを活かした企画ができている。 ・こどもがこどもと楽しめるもの、若い世代ともつながる事業展開ができている。	・若者が企画を作れるようにする。 ・女性だけの集まりを作る。 ・学校施設を活用する。 ・荒地、畑をうまく活用する。
グラウンドゴルフ ★参加できる・参加する	グラウンドゴルフを通じて、高齢者の健康増進を支援する。	親子グラウンドゴルフ大会が開催できている。	大勢の住民が参加できるような仕掛けを検討する。
あったか家族のつどい ★一人ひとりに目を向ける	日中外に出る機会の少ない気がかりな方を対象に、地区社協スタッフと一緒に一日を楽しむつどいを実施する。	人と人とのつながりが活性化している。	活動への無理のない参加方法を検討する。
小地域福祉ネットワーク ★一人ひとりに目を向ける ★つなぐ・つなげる	「高齢者の見まもり活動推進部会」と呼称し、生活支援体制整備事業の機能を持たせながら、地区単位での勉強会等を実施する。	・民生委員の負担が減っている。 ・会話ができる、挨拶ができる地域になっている。	・若い世代と高齢者が参加できる検討会を開催する。 ・住民アンケートを実施する。
広報 ★広める・伝え合う	地区社協がどのような目的で、どのような活動をしているのかを言葉、動画などで発信する。	・若い世代に情報が届くようになっている。	若い世代にアピールする。



大富士地区社会福祉協議会

○目標（めざす姿）

0h/みんながぶじで幸せにすごすために

○主な地区社協事業

- ・健康教室
- ・グラウンドゴルフ大会
- ・社明住民集会
- ・配付サービス
- ・交通安全教室
- ・大富士小まつり
- ・大富士小昔遊び
- ・推進委員会
- ・広報誌発行
- ・単年度事業
- ・協議体との連携



グラウンドゴルフ大会

○私たちが思う地域のいいところ（強み）

- ・若い世代が多く、伸びしろがある
- ・お年寄りから子どもまで、仲が良い
- ・多様な人々が住む地域



視察研修

○第4期計画の評価

課題	第4期計画の成果	第5期に向けた課題
①8050 世帯の実態を把握する。実態把握ができたなら支援方法を検討する。	②宮バスの利用体験、移動手段に関するアンケート調査を実施。公共交通の現状把握を行った。 ①③実施に至らなかった。 ④次期計画にて継続検討予定	・公共交通の上手な使い方を周知していく。 ・外国籍の方と顔の見える関係性を築いていく。 ・活動者の横のつながりを作っていく。 ・区外の人達に地区社協活動への参加を呼び掛けていく。
②移動手段のない高齢者の移動手段を検討する。		
③40～50歳の未婚の人のニーズ調査を行いそのニーズに沿った支援を検討する。		
④地域に暮らす外国人の実態を把握する。実態把握ができたなら地域と交流できる方法を検討する。		

事業名 大事な視点	事業内容	5年後の事業の姿 (こうなっていたら良いな)	5年後に向け行動すること
健康教室 ★一人ひとりに目を向ける	健康増進を目的に、健康チェックや健康に関する相談を年4回実施する。	時代に合った事業展開の検討ができている。	目的を基に、地区社協でできることを考える。
交通安全教室 ★広める・伝え合う	シニアの方々に、交通安全への意識を高めてもらうことを目的に交通安全教室を行う。	参加できていない地区のシニアが参加できるようになっている。	区外の方々への周知も含めて、PRの方法を考える。
グラウンドゴルフ大会 ★参加できる・参加する	地域の方々のふれあい交流、生きがいづくり、健康増進等を目的にグラウンドゴルフ大会を年2回実施する。	こどもから若者、外国籍の人も含め、多くの人達が参加している。	・区外の方々への周知も含めて、PRの方法を考える ・小中学校を通じての周知等検討する。
社明住民集会 ★広める・伝え合う	更生保護や保護司の活動への理解を促すことを目的に、社会を明るくする運動の集会を実施する。		
配付サービス ★つなぐ・つながる	75歳以上の一人暮らし高齢者等の見守り対象者へ、孤独の解消、安否確認等を目的に日用雑貨を届ける。	・緩やかな、さり気ない見守りが続いている。 ・課題を把握し専門機関へつなぐことができている。	無理のない範囲で活動を継続する。
大富士小まつり ★広める・伝え合う	こどもたちと地域の方々の親睦を深めることを目的に、大富士小学校で行われる大富士小まつりへ参加協力する。	・こどもたちとの交流を通じ親世代が福祉に関心を寄せるようになっている。 ・外国籍の人とのつながり作りになっている。	・地区社協事業を周知できるようにブースを作る。 ・PTAの方とできることを考える。
大富士小昔遊び ★広める・伝え合う	こどもたちと地域の方々の親睦を深めることを目的に、昔の遊びを教える活動を行う。		学校と連携し、できることを考える。
推進委員会 ★一人ひとりに目を向ける	地区社協活動の振り返りや、各事業への理解を深めることを目的に、推進委員会を実施する。	専門部が更に充実している。	協議体との連携等、専門部の構成を考える。

事業名 大事な視点	事業内容	5年後の事業の姿 (こうなっていたら良いな)	5年後に向け行動すること
広報誌発行	地区社協の活動や、地域で行われている福祉に関する活動等、地域の方々に地域福祉への関心を持ってもらうことを目的に広報誌を発行する。	・多くの人達が地区社協事業について理解している。 ・若い世代の人達が地区社協活動に参加している。	区外の方々への周知も含めて、配付の方法を検討する。
★広める・伝え合う			
単年度事業	新たに見えてきた地域の課題に対して、できることを考える。	・課題に対してできることを検討する機会が増えている ・「うまく行くか分からないけどまずはやってみよう」という意識で取組んでいる。	地区社協の強みを意識しながら、課題に対してできることを考える。
★一人ひとりに目を向ける			
協議体との連携	高齢の方々の介護予防を切り口に、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりを目指す協議体と連携をとる。	・地区社協の中に「高齢者を支援する専門部会」が設置されている。	協議体と連携しながら、地区内活動者の横のつながりを作る。
★学ぶ・つくる・考える			



富士根南地区社会福祉協議会

○目標（めざす姿）

“人にやさしい福祉のまちづくり”
 ～ふれあい ささえあい 学びあい～
 （相互理解）（相互支援）（相互学習）
 “一人でも安心して暮らせる地域づくり”

○主な地区社協事業

- ・ネットワーク委員会
- ・三世代交流ふれあいまつり
- ・むかしの遊び教室
- ・根南福祉だより発行
- ・推進委員研修会
- ・富士根南地区史跡巡り
- ・出前福祉講座
- ・福祉講演会



三世代交流ふれあいまつり

○私たちが思う地域のいいところ（強み）

- ・16行政区の各区に福祉委員がいる。
- ・各区で見守り活動が展開できてきている。
- ・ネットワーク委員会を通じて、どんなことで困っている人がいるのか吸い上げられるようになってきている。
 （ボトムアップの形になってきている。）



ネットワーク委員会

○第4期計画の評価

課題	第4期計画の成果	第5期に向けた課題
①障がい者への理解を促進する。障がい者が地域で暮らせるような支援体制を構築する。	①三世代交流ふれあいまつりで、福ろう製作所（特別支援学級）と連携 ②三世代交流ふれあいまつりで子育てサロンを周知 ③出前福祉講座で、緩やかな見守りの必要性を発信 ④⑤地区社協の範囲を超える課題と判断した。 ⑥⑦ネットワーク委員会を通じて、高齢者の方々の孤独や不安の解消、隣近所を気に掛ける関係性を広めていくことについて検討した。	・ネットワーク委員会（地域の話題が集まる事業）を最重要事業と位置づけていく。 ・ネットワーク委員会から挙がってくる話題を、地区社協事業に活かしていく方法を検討していく。
②子育てサロンを作り相談できる場所を構築する。		
③ひきこもりの実態を把握する。		
④デマンドバスやタクシーの活用を検討する。公共交通以外のインフォーマルな移動手段を検討する。		
⑤近隣の付き合いが全くない人に自治会に加入してもらう方法を検討する。		
⑥独居高齢者世帯の不安を調査する。不安に対する対応策を検討する。		
⑦定期的な見守り活動の実施を検討する。		

事業名 大きな視点	事業内容	5年後の事業の姿 (こうなっていたら良いな)	5年後に向け行動すること
ネットワーク委員会 ★一人ひとりに目を向ける	各区のネットワーク活動の状況調査、各地区の福祉活動の共有を目的に、年4回会議を開催する。	・全事業の核となっている。 ・福祉的課題の情報共有がより精度高くできるようになっている。 ・各区から地区社協へ課題や提案があがる形（ボトムアップ型）になっている。	・自治会と連携を図る。 ・福祉委員の意識の向上を目指す。 ・隣近所を気に掛ける関係性の構築を図る。
推進委員研修会 ★学ぶ・つくる・考える	地域福祉についての理解を深め、福祉活動への取組を共有することを目的に、推進委員を対象とした研修を実施する。	・地区社協スタッフの事業理解の底上げが図られている。	関係諸団体へ、地区社協への理解を促す。
三世代交流 ふれあいまつり ★広める・伝え合う	富士根南地区の地域交流、親睦を深めることを目的に、ステージ発表やふれあい交流を実施する。	地域の課題に即した事業を実施している。	・ネットワーク委員会を通じて、地域の課題を把握し、事業につなげる。 ・福ろう製作所(特別支援学級)との連携、子育てサロンの周知を継続する。
富士根南地区史跡巡り ★参加できる・参加する	富士根南地区の伝承地を知ってもらい、こどもたちに伝えていくことを目的に、史跡巡りを行う。		ネットワーク委員会を通じて、地域の課題を把握し、事業につなげる。
出前福祉講座 ★学ぶ・つくる・考える	区の要請に基づき、区で行われる福祉セミナーにて、講話等の協力を行う。	・緩やかな見守りの必要性を発信し続けている。	・班長に向け参加呼びかけを続ける。
福祉講演会 ★学ぶ・つくる・考える	福祉の現状や関心事について学ぶことを目的に、地域住民を対象に、専門講師等を招いて講演会を開催する。	・地域の課題に即した事業を実施している。	・ネットワーク委員会を通じて、地域の課題を把握し、事業につなげる。
むかしの遊び教室 ★参加できる・参加する	こどもたちと地域の人との交流を図ることを目的に、むかしの遊び教室を実施する。		
根南福祉だより発行 ★広める・伝え合う	地域の福祉活動情報を地域住民に広く発信し、相互学習につなげることを目的に、根南福祉だよりを発行する。	・地区社協に興味を持つ人が増えている。	・各事業PRを続ける。

富士根北地区社会福祉協議会

○目標（めざす姿）

明るく 住みよい この地域（うらんとこ）

○主な地区社協事業

- ・住民の集い
- ・公民館まつり
- ・三世代交流
- ・ひなの会
- ・友愛訪問
- ・地区社協だより
- ・見守り活動



○私たちが思う地域のいいところ（強み）

- ・皆が顔見知り
- ・昔からのつながりがある
- ・近隣で声かけし合う、気に掛け合っている
- ・横の繋がりがあ



○第4期計画の評価

課題	第4期計画の成果	第5期に向けた課題
①実態が見えやすいこどもの見守り活動について検討する。	①毎朝のこどもの登校見守り・付き添い、通学路の整備 ②地区社協の範囲を超える課題と判断した。 ③方法を検討中 ④実態把握について、地区社協の範囲を超える課題と判断した。	①見守りの人手不足解消 ③若年層が参加したいと思える事業の実施、スキマボランティアの検討 ④緩やかな見守りの実施
②8050 世帯の実態を把握する。把握できたら支援方法を検討する。		
③若い世代の人が地域に関わるための方法を検討する。		
④地域に暮らす外国人の実態を把握する。実態把握ができれば地域と交流できる方法を検討する。		

事業名 大きな視点	事業内容	5年後の事業の姿 (こうなっていたら良いな)	5年後に向け行動すること
住民の集い	小中学生による作文発表を通じ、犯罪・非行防止を啓発する。	若年層も高齢者も一緒になって参加している。	地域の実情に合った内容を検討する。
★広める・伝え合う			
全体会	事業内容の確認、推進委員へ各区による見守り活動の状況を共有する。	次世代に引き継がれている。	誰もが受け継げる事業の形を検討する。
★学ぶ・つくる・考える			
公民館まつり	公民館まつりに協賛、ブースを設置し地域の交流を図る。	大勢の人が参加している。	
★つなぐ・つながる			
三世代交流	昔の遊びや軽スポーツなど、三世代が交流できる場を提供する。	・大勢の人が参加している。 ・住民同士が緩やかに繋がることができる。 ・若い世代が参加している。	・若年層が参加したくなる内容を検討する。 ・推進委員でなくても役割が持てるようボランティアを募集する。
★つなぐ・つながる			
ひなの会	地域に住む高齢者を招待し、保育園児による舞台発表を通じ交流を図る。	・住民が緩やかに繋がっている。 ・住民同士、顔の見える関係ができ、思いやりのある地域になっている。	保育園との繋がりを継続する。
★つなぐ・つながる ★参加できる・参加する			
友愛訪問	孤立・孤独の防止、生活支援を目的に77歳以上独居高齢者宅を訪問し、普段のつながり作りを行う。	住民同士が緩やかに繋がっている。	・誰もが受け継げる事業の形を検討する。 ・地域の実情に合った内容を検討する。
★一人ひとりに目を向ける			
地区社協だより	年3回発行し、地区社協活動の周知を行う。	大勢の人が様々な事業に参加することができる。	・参加を促すチラシを検討する。 ・支援スタッフやスキマボランティアを募集する。
★広める・伝えあう			
見守り活動	登校中のこどもに同行し、事故防止につなげる。また、各区による高齢者の見守り活動を後方支援する。	見守り活動に多くの人が、協力してくれるようになっている。	見守り活動への参加を呼び掛ける。
★一人ひとりに目を向ける ★つなぐ・つながる			

北山・山宮地区社会福祉協議会

○目標（めざす姿）

誰もが安全で安心して暮らせる明るい地域づくり

○主な地区社協事業

- ・広報
- ・高齢者クリスマス会
- ・三世代交流大会
- ・ふれあい訪問
- ・社会を明るくする運動
- ・地域支援会議

○私たちが思う地域のいいところ（強み）

- ・顔見知りが多く、地域のつながりが強く、地域活動を支えている。
- ・気持ちが穏やか、他の人への思いやりがある。
優しい人が多い、住みやすい。
- ・団結力があり、三世代交流など行事の参加率が良い。
- ・あいさつができる。
- ・自然が豊か、風光明媚
- ・野菜がおいしい。
- ・グラウンドゴルフが活発

○第4期計画の評価

課題	第4期計画の成果	第5期に向けた課題
①ひきこもりの実態を把握する。 実態把握ができたなら支援方法を検討する。	①未着手 実態把握が難しかった。	①地区社協ではなく、民生委員としての活動へ。
②高齢者の買い物支援を検討する。	②継続 移動に関する調査や情報交換を行い、移動販売を導入した地域がある。	②住民への周知
③外国人を含めた地域交流の場の創設を検討する。	③未着手	③・④地域との交流が減少しているため、必要性を再検討し、三世代交流大会に集約する等工夫をする。
④こどもが交流できる事業の開設を検討する。	④継続 新たな事業開設はないが、三世代交流大会を実施した。	



三世代交流大会



ふれあい訪問

事業名 大きな視点	事業内容	5年後の事業の姿 (こうなっていたら良いな)	5年後に向け行動すること
広報	広報誌にて年2回程度、地区社協事業を掲載する。	地域で行われている行事に興味を持ち、多くの人が参加している。	各戸配布や電子版の普及など、発行や周知方法、内容等を見直しする。
★広める・伝え合う			
ふれあい訪問・ 高齢者クリスマス会	75歳の独居高齢者、寝たきり高齢者を対象にふれあい訪問・給食サービスを提供する。	・今後も喜ばれるように継続できている。 ・見守り活動が活発化している。 ・若い人達も高齢者について考えてもらえるようになっている。	・継続して活動できる体制を整える。 ・対象年齢の見直しをする。 ・予算を確保する。 ・配達方法を見直しする。 ・自治会役員と対象者の情報共有をする。
★一人ひとりに目を向ける	75歳の独居の方へ、個別訪問し声掛けをしながら、クリスマスを楽しむ活動を行う。		
社会を 明るくする運動	安心安全な地域づくりをめざし、北山小・山宮小・北山中学校の生徒と協働する。	・小中学校と協働で実施できている。 ・犯罪や非行を生み出さない地域になっている。 ・地域内での開催に戻し、多くの住民が参加できるようになっている。	・こどもも大人も聞ける識者の講演など開催内容・時期の見直しを行う。 ・小中学校へ全面的支援を依頼する。 ・PRを強化する。
★学ぶ・つくる・考える			
三世代交流大会	スポーツを通じ世代を超えた絆が深まるよう交流する。	・住民の地域行事への理解が進んでいる。 ・住民が自発的に関わり、こどもや外国籍の人など参加者が増えている。	誰でも参加しやすい内容を検討する。
★参加できる・参加する			
地域支援会議	地域の困りごとを知り、その解決に向け話し合う。	・困りごとを抱える人の解決方法を協議できる場になっている。 ・推進委員がそれぞれの事業に参加し、主体的に活動できるようになっている。 ・地域全体で高齢者を見守る意識が向上している。	・会議に参画する団体を増やす。 ・構成する団体が協働し、事業を展開する。 ・第2層協議体と連携する。
★一人ひとりに目を向ける ★つなぐ・つながる			

上野地区社会福祉協議会

○目標（めざす姿）

地域で支え合う・助け合う（共助）の福祉作り

○主な地区社協事業

- ・推進委員研修
- ・給食サービス
- ・福祉バザー
- ・視察研修
- ・敬老会
- ・交流会
- ・友愛訪問
- ・お買い物バスツアー

○私たちが思う地域のいいところ（強み）

- ・隣近所で声をかけやすい
- ・地区の団結力や包容力、郷土愛が強い
- ・川がたくさんあって、空気やお水が綺麗

○第4期計画の評価



推進委員研修



お買い物バスツアー



交流会

課題	第4期計画の成果	第5期に向けた課題
①移動手段のない高齢者の移動手段を検討する。	①第2層協議体からお買い物バスツアーの継承と宮タクの利用促進を進めた。 ②地区社協の範囲を超える課題と判断した。 ③気になる方は専門機関へつなげた。配食サービスを通じて孤立防止に努めた。 ④子育てサロンへの協力	①地域の移動支援の情報発信とお買い物バスツアーの他地区への展開 ②見守りでカバーしていく。 ④継続実施
②8050 世帯の実態を把握する。実態把握ができれば支援方法を検討する。		
③見守りやその他の支援を拒否する高齢者に対する支援方法を検討する。		
④結婚して子どもを産みやすい環境作りを検討する。		

事業名 大事な視点	事業内容	5年後の事業の姿 (こうなったらいいな)	5年後に向け行動すること
推進委員研修	地域の現状を共有し、地域課題解決に向けできることを考え、地域の力が高まるような研修を実施する。	研修を通して、推進委員同士のつながりが深まっている。	研修内容は、地域課題を参考に検討する。
★広める・伝え合う ★学ぶ・つくる・考える			
敬老会	敬老会へ協力する。	地域に住む高齢者に対して感謝の気持ちを伝える事業ができています。	敬老会廃止に伴い、市の意向を踏まえて事業を検討する。
★参加できる・参加する			
給食サービス	地域で採れた食材などを使って役員と推進委員が共同で料理を作り、完成した料理を地域に住む75歳以上の一人暮らしの高齢者へ提供する。	地域の実情に応じた事業展開ができるようになっている。	・対象年齢75歳から1歳ずつ年齢を引き上げる。 ・5年後に対象者の年齢を友愛訪問対象者と合わせる。
★一人ひとりに目を向ける ★参加できる・参加する			
交流会	上野地区の体育振興会・JA上野支店と共催でグラウンドゴルフを行い、地域住民の交流を図る。	今の事業の姿が継続できている。	関係団体との連携を継続する。 持続可能な事業の形を検討する。
★参加できる・参加する			
友愛訪問	80歳以上の独居高齢者を対象に健康増進・孤立感の解消を目的にお米又はレトルト食品をプレゼントする。		
★一人ひとりに目を向ける ★参加できる・参加する			
福祉バザー	自主財源確保のため、区民から寄せられた品物でバザーを開催する。	今まで関わりの無かった人も参加できている。	会場設営や周知方法等を検討する。
★学ぶ・つくる・考える ★参加する・参加できる			
視察研修	他地区の活動や施設等の見学により、新たなアイデアや知識を生み出し、地区社協の事業に反映する。	視察を通して得た知識が、各事業に反映できている。	視察場所を検討する。
★学ぶ・つくる・考える			
お買い物バスツアー	移動手段のない高齢者への買い物支援としてバスツアーを行う。	対象地区が広がり、利用者も増えている。	・体制と役割を確認し、次世代へ継承する。 ・地区全域へ周知する。 ・利用希望者を把握する。
★一人ひとりに目を向ける ★つなぐ・つながる			

上井出地区社会福祉協議会

○目標（めざす姿）

誰もが安心して共に暮らせる

“人に優しい福祉のまち”をめざして

○主な地区社協事業

- ・ 定例会 ・ 見守り週間 ・ 広報紙発行
- ・ 講演会 ・ ふれあい交流会 ・ ふれあい訪問
- ・ ふれあい給食 ・ 講話（社会を明るくする運動）

○私たちが思う地域のいいところ（強み）

- ・ 人穴区 ：富士山の麓に位置し、
世界遺産の人穴富士講遺跡がある。
- ・ 芝山区 ：コンパクトな区で
昔からの住民同士のつながりが強い。
- ・ 上井出区：市の出張所や図書館、
消防署等の公共施設が集まっている。

○第4期計画の評価



課題	第4期計画の成果	第5期に向けた課題
①移動手段のない高齢者の移動手段を検討する。	①公共交通機関の乗り方について学習会の機会を設けた。	①高齢者の閉じこもり防止策を検討する。 （第2層協議体との連携） ②③④気になる方がいれば見守る。必要に応じて関係機関につなげる。
②地域ができる認知症高齢者の生活支援を検討する。	区によっては富士急バスが通らないため、第2層協議体と連携してふれあい交流会では3世代でウォーキングを行った。	
③8050世帯の実態を把握する。実態把握ができたなら支援方法を検討する。	②認知症に関する学習会を開催した。	
④地域に暮らす外国人の実態を把握する。実態把握ができたなら自治会に加入してもらう方法を確認する。	③④実態把握は地区社協の範囲を超える課題と判断した。	

令和8年度～令和12年度 上井出地区社会福祉協議会 地域福祉活動計画

事業名 大事な視点	事業内容	5年後の事業の姿 (こうなっていたら良いな)	5年後に向け行動すること
定例会	偶数月に1回程度、事業の検討や振り返りのため打ち合わせを実施する。	継続的に実施し、地域福祉に対し前向きな話ができている。	会場や開催頻度、開催方法を検討する。
★広める・伝え合う ★学ぶ・つくる・考える			
見守り週間	年2回程度、民生委員が中心となり、主に高齢者宅を訪問する見守り活動を行う。	外国籍の人や自治会未加入者、こどもなど、地域に住む方々を幅広く見守っている。	・気になることは、包括や市社協、学校等へつなぐ。 ・定例会を活用し、情報共有を行う。
★一人ひとりに目を向ける ★つなぐ・つながる			
広報紙発行	年2回程度、広報紙を発行し、地区社協活動や地域の情報を発信・共有する。	・上井出地区に住む誰もが地区社協について理解が進んでいる。 ・市内に地区社協事業が発信できている。	・地域のあらゆる情報を収集する。 ・情報発信の方法を検討する。
★広める・伝え合う ★つなぐ・つながる			
講演会	福祉に関心を持ってもらうため、地域の人たちを対象に講演会を開催する。	地域に住む人たちの身近なテーマで講演会を実施し、参加者が福祉に関心が持てるようになっている。	・講演会の題材をアンケートや聞き取りで募集する。 ・発信方法を検討する。
★広める・伝え合う ★学ぶ・つくる・考える			
ふれあい交流会	ウォーキングや軽スポーツなどを通じて、こどもから高齢者までが交流できる機会を作る。	・普段会う機会のない人たちがお互いを知る機会になっている。 ・普段の暮らしで気にかける関係が生まれている。	・近隣の他地区や他団体と連携する。 ・興味や関心事から内容を考える。
★参加できる・参加する			
ふれあい訪問	77歳以上の高齢独居世帯を対象に、健康増進・孤立感の解消を目的に小学生の手紙やお土産を手渡しする訪問活動を行う。	・より身近な人たちが関わりを持ち取り組めるようになっている。 ・地域の実情に応じた事業展開ができている。	・対象者を検討する。 ・活動方法を検討する。 ・事業の統合を検討する。
★一人ひとりに目を向ける ★参加できる・参加する			
ふれあい給食	77歳以上の高齢者を対象に健康増進・孤立感の解消を目的にお弁当を配布する。		
★一人ひとりに目を向ける ★参加できる・参加する			
講話 (社会を明るくする運動)	文化祭行事の一環として、小学生・中学生代表が社会を明るくする運動に関連する作文発表をする。	地域に住むこどもや保護者・地域住民が一緒になり非行や犯罪のない社会について考えることができている。	・情報発信の方法を検討する。 ・自治会と連携する。
★広める・伝え合う ★参加できる・参加する			

白糸地区社会福祉協議会

○目標（めざす姿）

オール白糸でいきいき楽しみ、
元気に住める、魅力ある地域

○主な地区社協事業

- ・三世代交流フェスティバル・ふれあいおたのしみ会
- ・敬老会協力
- ・文化祭協力
- ・歳末助け合い
- ・ふれあい訪問
- ・地区社協だより



ふれあいおたのしみ会

○私たちが思う地域のいいところ（強み）

- ・顔見知りが多く、近所づきあいがある。
- ・田園風景や滝などの自然風景、隠れた史跡がある。
- ・自然が多く、のびのびしており、お米や空気がおいしい。

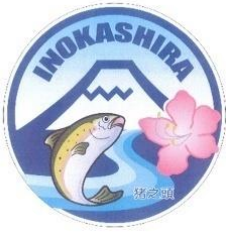


三世代交流フェスティバル

○第4期計画の評価

課題	第4期計画の成果	第5期に向けた課題
①高齢者が外出して交流できる場を増やすことを検討する。	①三世代交流の再開	①交流機会の増加を事業を踏まえて検討する。
②高齢者の孤立や孤独死を防止する。	②災害時世帯台帳の作成と更新を行い、地域の防災訓練等で活用した。	②継続的な実施、継続に向けたマニュアルの見直し
③不登校のこどもの実態を把握する。実態把握ができれば支援方法を検討する。	③実態把握は地区社協の範囲を超える課題と判断した。相談先の周知は可能。	③不登校やひきこもりについて、相談先の周知を検討
④自治会未加入者に地域の行事への参加を呼び掛ける。	④未着手	④自治会未加入世帯への周知方法を検討する。
⑤高齢独居の方のニーズ調査を実施して困りごとを把握する。	⑤地区社協の範囲を超える課題と判断した。	

事業名 大きな視点	事業内容	5年後の事業の姿 (こうなっていたら良いな)	5年後に向け行動すること
敬老会	77才以上の高齢者を対象に、レクリエーションや児童による肩たたきを実施するなど感謝を伝える機会とする。	・高齢者も若年層も集える場ができている。 ・より身近で歩ける距離で集える場ができている。	・事業を見直す。 ・寄り合い処等、既存の集まりの場をサポートする。 ・地域住民が参加したくなる事業内容を検討する。
★つなぐ・つながる ★参加できる・参加する			
三世代交流 フェスティバル	スポーツを通し、多世代が顔を合わせ、知り合いになれる事業を実施する。	・コロナ禍以前のようにコミュニケーションできる場になっている。 ・みんなが役割をもって地域活動に参加できている。 ・事業を通して、顔を見ればあいさつができる地域になっている。	・高齢者も若年層も役割を持てる方法を考える。 ・魅力ある事業内容を検討する。 ・地域の状況に合った形の事業を検討する。
★つなぐ・つながる			
ふれあい おたのしみ会	年1回、こどもと高齢者がお互いの馴染みがある遊びを教えあい、顔見知りになる機会とする。		
★つなぐ・つながる ★参加できる・参加する			
文化祭協力	白糸全区が協働で実施する文化祭に協力し、舞台発表の場や展示の機会を通してつながりを作る。		
★つなぐ・つながる			
ふれあい訪問	独居高齢者、寝たきりの高齢者に個別訪問し、孤立孤独を防止する。	・顔の見える関係性が構築されている。 ・高齢になっても、独居になっても安心して住める地域になっている。	事業に協力してくれる人や、見守りの目を増やす。
★一人ひとりに目を向ける			
歳末助け合い	地域で寄付を募集した物品を地元の施設に届け、地域と施設のつながりを作る。	・地元施設と顔の見える関係性が継続されている。	時代に合った事業方法を検討し、細々と継続する。
★つなぐ・つながる			
地区社協だより	年3回、広報誌を発行し、地区社協や行事内容を周知する。	・地域の人々が、お互い気にかける地域になっている。	・地域福祉の理解を促し、お互いに気にかける意識を醸成する。 ・ながら見守りの呼びかけ方法を検討する。
★広める・伝え合う			



猪之頭地区社会福祉協議会

○目標（めざす姿）

豊かな自然に抱かれた猪之頭地区で、
住民同士がつながりながら、
自分らしく暮らし続けることができるようにする

○主な地区社協事業

- ・ ふれあい給食サービス ・ ふれあい交流
- ・ 心の宅配便

○私たちが思う地域のいいところ（強み）

- ・ 自然豊かで景色がきれい！水がきれい
- ・ にじますもいるし、わさびもあるよ！
- ・ こどもたちが純粹！みんなお年寄りにやさしいんだ～



ふれあい給食



○第4期計画の評価

課題	第4期計画の成果	第5期に向けた課題
①定期的な見守り活動の実施を検討する。	①・②ふれあい交流、心の宅配便などの事業を通じ、見守り活動を展開できた。 ③・④地区社協の範囲を超える課題と判断した。	①外出の機会・頻度が減少し、地域の関係性が希薄化してきている。 ②人口減少、少子高齢化が顕著になってきている。
②見守り対象者から外れてしまう気がかりな方の支援方法について検討する。		
③認知症の方が行方不明になった時の対応を検討する。		
④独身の若者のニーズ把握を行う。把握できたらニーズに沿った支援を検討する。		

令和8年度～令和12年度 猪之頭地区社会福祉協議会 地域福祉活動計画

事業名 大事な視点	事業内容	5年後の事業の姿 (こうなっていたら良いな)	5年後に向け行動すること
ふれあい給食サービス ★一人ひとりに目を向ける ★参加できる・参加する	高齢者を対象に保育園年長の遊戯披露等、食事会を通じて交流する。	・1食200円の地域食堂(月1)等の開催で、食を通じ定期的に顔を合わせる機会が増えている。 ・話す機会ができています。 ・参加しやすくなっています。	・地区社協で検討する。 ・必要な物、情報を揃える。 ・送迎方法を検討する。
ふれあい交流 ★参加できる・参加する	世代間の交流、住民同士の交流を目的に実施する。	・誰でも参加できる場になっている。 ・事業を通じて、人と人、横のつながりが強くなっている。	・地区社協で検討する。 ・試しに歩いてみるなど、誰でも歩けるコースを検討する。 ・こどもの長期休暇に合わせ、開催時期を検討する。 ・送迎方法を検討する。
心の宅配便 ★一人ひとりに目を向ける	77歳以上の高齢者世帯を対象に、訪問活動を通じて交流を図る。	・対象者の基準が見直され、真に必要な人へ訪問できるようになっている。 ・今後も事業が継続している。	・年齢の見直しを実施する。 ・名簿がなくなるため、地区社協で実施方法を検討する。 ・防災訓練を活用して、対象者を考える。 ・お互いの負担を考える。 ・ゆっくり実施できる方法を考える。



芝川地区社会福祉協議会

○目標(めざす姿)

芝川地区の地域力を高めよう
～地域は地域の力で支えよう～

○主な地区社協事業

- ・住民の集い ・まちかど相談室 ・ふれあい交流委員会
- ・見守り委員会 ・広報委員会 ・福祉啓発・福祉研修



スマイルキッチン

○私たちが思う地域のいいところ(強み)

- ・自然がいっぱいで、静か。
- ・田・畑作業をしている人が多い。
- ・優しい人が多い。
- ・昔ながらのつながりが強く、住民相互の知り合いが多い。
- ・地区社協と郵便局が見守り協定を結んでいる。



ふれあいウォーキング

○第4期計画の評価

課題	第4期計画の成果	第5期に向けた課題
①認知症のある人が行方不明になった時の対応を検討する。	①見守り委員会、各団体活動への訪問、研修会等を通し意識の醸成を図った。	①認知症の理解を図り、地域での見守りを継続する。
②移動手段のない高齢者の移動手段を検討する。	②宮タクの動画を作成し、移動に関する情報を周知した。	②移動手段に困っている方のニーズ調査や移動に関する情報発信・啓発を行う。
③住民に自治会へ加入してもらう方法を検討する。	③・④に関しては、地区社協の範囲を超える課題と判断した。	
④DVなどの相談先を地域の中で周知する。		

事業名 大きな視点	事業内容	5年後の事業の姿 (こうなっていたら良いな)	5年後に向け行動すること
住民の集い	ふれあい交流活動推進のために、年1回地域の団体の発表等を行い、交流を深める。	地域の状況に合わせながら継続できている。	年度毎に内容を検討し、地域の団体や小中学校と協力する。
★参加できる・参加する			
まちかど相談室	毎月25日に相談室を開放し、福祉課題を持つ人々を支援する。	普段の暮らしの中で生じる困りごとが、専門職と連携できる地域になっている。	事業廃止について検討する。
★つなぐ・つながる			
ふれあい交流委員会	ふれあい交流活動を推進する。	・スマイルキッチンが地域に根付き継続できている。 ・運営主体や運営方法の検討ができている。	・事業に必要な資金・寄付等を確保し、計画的に実施する。 ・必要に応じて、ニーズ調査をする。
★参加できる・参加する			
広報委員会	・地域福祉ネットワーク活動推進のため、社協だよりや各事業のチラシを発行する。 ・各地区で必要な福祉課題を収集する。	様々な方法で生活上の福祉的ニーズの把握ができている。	・広報誌は年1回、各事業は必要に応じて発行する。 ・ふれあいの場を活用し、直接聞き取る形を検討する。
★広める・伝え合う			
見守り委員会	福祉課題を持つ人々の支援や組織を育成する。	・民生委員を中心に、情報共有を行いながら見守り活動ができている。 ・全体研修会を継続し、地域で見守りの意識が高められている。	・寄り合い処、子育てサロン、施設等へ見守り訪問を行い、適切な機関と情報共有や連携を図る。 ・見守りの視点を確認し合える研修会を実施する。
★一人ひとりに目を向ける ★つなぐ・つながる			
福祉啓発・福祉研修	福祉啓発、福祉教育を推進する。	地域課題の把握をしながら、地区内の活動と連携し、継続できている。	・研修：活動計画で挙げている地域課題等を踏まえて実施する。 ・協議体：1層、2層会議へ出席し、地区社協内で情報共有する。
★つなぐ・つながる			



柚野地区社会福祉協議会

○目標(めざす姿)

住民と共に育む福祉の輪

○主な地区社協事業

- ・広報誌(ゆのちゃんねる) ・柚野応援隊の推進 ・地区社協 PR 活動
- ・見守りネットワーク活動 ・福祉研修会 ・地域寄り合い処の推進
- ・トイレトペーパーラベル包装紙製作



ラベルコンテスト

○私たちが思う地域のいいところ(強み)

- ・ボランティア団体が多い。 ・若い世代(30~40代)が活躍している。
- ・景観が良い！(富士山が一望できる、芝川が流れている。)
- ・地域の人たちが活動に協力的 ・楽しく活動している。



福祉研修会

○第4期計画の評価

課題	第4期計画の成果	第5期に向けた課題
①高齢者の孤立や孤独を防ぐ。	①継続 地域寄り合い処への支援	①地域内で気にかけてあえる関係づくり
②移動手段のない高齢者の移動手段を検討する。	②継続 宮バス・宮タクの啓発	②移動手段の提示や紹介の継続
③不登校のこどもの実態を把握する。把握できたら支援方法を検討する。	③未着手 地区社協の範囲を超える課題と判断した(地区社協で出来ることとすれば、こどもが集まれる場をつくること等)	③地区社協範囲外だが、地域内に居場所・繋がりがあることが必要
④柚野地区の少子化問題の実態を把握する。	④終結 実態把握を実施	④帰ってきたいと思えるような地域の良さの発信方法

事業名 大事な視点	事業内容	5年後の事業の姿 (こうなっていたら良いな)	5年後に向け行動すること
広報誌の発行	地域のあらゆる情報を発信する。	・みんなの声を反映し、継続できている。 ・柚野の活動・団体・地域の声を紹介できている。	・地域活動・団体紹介を継続 ・新たに体験記、地域の様子や転入者の紹介など地域の声を取り入れた内容を検討する。
★広める・伝え合う ★つなぐ・つながる			
地区社協PR	柚野地区のお祭りに参加し、地区社協PRや紙芝居等で啓発活動を行う。	・みんなが地区社協を知っている。	・内部で話し合いを行う。 ・啓発活動を継続する。 ・包装紙以外のPR方法を検討する。
★広める・伝え合う ★つなぐ・つながる			
地区社協PR活動 トイレットペーパー 包装紙製作	地区社協PRのためのイラスト作成を保育園、小学校、中学校へ依頼し、支援・交流活動で活用する。	・学校の協力を得ながら子どもたちが地区社協事業に触れる機会となっている。 ・地区社協を知ることによって参加者が増えている。	・参加対象の幅を広げる。 ・学校へ理解を求める。 ・募集方法を検討する。
★広める・伝え合う ★参加できる・参加する			
柚野応援隊の推進	高齢者等にとって住みやすい地域づくりを目指し、生活支援を展開する。	・みんなが活動を支えながら、継続できている。 ・みんなが生活しやすい環境になっている。	・家事支援を広報する。 ・他地区の情報を収集する。 ・協力者を掘り起こす。 ・資金調達方法を検討する。 ・サポーター募集・コーディネーター育成を検討する。
★一人ひとりに目を向ける ★学ぶ・つくる・考える			
福祉研修会	・避難所運営ゲームHUGを開催し防災意識の向上を図る。 ・外出促進に向け宮タク・路線バスの活用PRを行う。	・自主防災会主催でHUGの開催ができている。 ・様々な世代の人たちが宮タクを利用できている。	・開催方法について、区長会へ働きかけを行う。 ・宮タクに関するチラシを更新する。 ・公共交通利用ツアーの企画、参加募集をする。
★広める・伝え合う ★学ぶ・つくる・考える			
見守り ネットワーク活動	・「必要なところへ必要な福祉」を目指し、要援助者の掘り起しに区長と連携する。 ・定期的に歳末特別訪問を実施する。	・民生委員や地区社協以外の人も参加できている。 ・さりげない見守り活動ができている。	・地域の人へ見守りの必要性を呼びかける。
★一人ひとりに目を向ける ★つなぐ・つながる			
地域寄り合い処の推進	年2回程度、既設5か所との交流及び支援事業を実施する。	・多世代が参加できている。 ・区を越えて参加、交流している。	・スタッフ交流会の開催を検討する。 ・寄り合い処スタッフと地区社協の連携を強化する。
★学ぶ・つくる・考える ★参加できる・参加する			

地区担当者名簿

地区社協名	地区担当	第2層協議体 生活支援コーディネーター
大宮地区社会福祉協議会	伊東 郁乃	橋村 秀秋
大宮東地区社会福祉協議会	遠藤 真央	
大宮西地区社会福祉協議会	伊東 郁乃	旭 克貴
富丘地区社会福祉協議会	橋村 秀秋	橋村 秀秋
大富士地区社会福祉協議会	旭 克貴	
富士根南地区社会福祉協議会	旭 克貴	伊東 伶
富士根北地区社会福祉協議会	伊東 伶	
北山・山宮地区社会福祉協議会	藤巻 梢	藤巻 梢
上野地区社会福祉協議会	後藤 花菜	
上井出地区社会福祉協議会	後藤 花菜	後藤 花菜
白糸地区社会福祉協議会	伊東 伶	
猪之頭地区社会福祉協議会	橋村 秀秋	
芝川地区社会福祉協議会	藤巻 梢	藤巻 梢
柚野地区社会福祉協議会	遠藤 真央	

資料編

1 富士宮市保健・医療・福祉計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 富士宮市の保健・医療・福祉に係る諸計画を策定し、及び当該諸計画における施策を総合的かつ効果的に推進するため、富士宮市保健・医療・福祉計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2条 委員会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 保健・医療・福祉に係る諸計画の策定に関すること。
- (2) 保健・医療・福祉施策の総合的な推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼し、又は任命する。

- (1) 地域住民団体の代表者
- (2) 保健、医療、福祉等関係団体の代表者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 市民
- (5) 行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員でない者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(専門委員会)

第7条 委員会に、専門委員会を置く。

2 専門委員会は、第2条各号に掲げる事項が的確に行われるようにするため、必要な事項

に関する調査及び分析を行い、その結果を委員会に提言する。

- 3 第3条から第6条まで及び第8条の規定は、専門委員会について準用する。この場合において、第3条第1項中「委員会」とあるのは「専門委員会」と、「25人」とあるのは「10人」と、第5条第1項及び第6条第1項中「委員会」とあるのは「専門委員会」と読み替えるものとする。

(報償費)

第8条 委員(第3条第2項第5号の委員を除く。)が会議に出席した場合は、日額7,400円を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉企画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則(平成17年9月1日市長決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、市長決裁の日から施行する。
(富士宮市保健福祉計画推進委員会設置要綱の廃止)
- 2 富士宮市保健福祉計画推進委員会設置要綱(平成13年2月14日市長決裁)は、廃止する。
(専門委員の任期の特例)
- 3 専門委員会が新たに設置された場合の最初の委員の任期については、第7条第3項において準用する第4条第1項本文の規定にかかわらず、2年以内とする。

附 則(平成18年5月9日市長決裁)

この要綱は、市長決裁の日から施行する。

～改正附則一部省略～

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の第3条第2項の規定により委嘱されている委員は、改正後の第3条第2項の規定により依頼された委員とみなす。

2 富士宮市地域福祉計画策定専門委員会委員名簿

役職	氏名 (敬省略)	選出区分	所属団体
委員長	井口 晴道	地域住民団体の代表者	市区長会連合会
委員	宇佐美 巧	保健、医療、福祉関係団体の代表者	市社会福祉協議会
委員	加藤 志乃	保健、医療、福祉関係団体の代表者	市手をつなぐ育成会
委員	小林 収	保健、医療、福祉関係団体の代表者	市民生委員児童委員協議会
委員	小見山 直之	保健、医療、福祉関係団体の代表者	市介護保険事業者連絡会
委員	中村 桐子	知識経験を有する者	野中こども園
委員	土屋 幸己	知識経験を有する者	一般社団法人 コミュニティーネットハピネス

3 富士宮市地域福祉活動計画策定・推進委員会名簿

役職	氏名 (敬省略)	選出区分	所属団体
委員長	山崎 好信	地域福祉活動有権者	生活支援体制整備事業（第1層）
副委員長	佐野 秀明	地域住民団体の代表者	富士宮市ボランティア連絡会
委員	土井 正孝	地域福祉活動有識者	富士宮市介護保険事業者連絡会
委員	佐野 芳洋	地域住民団体の代表者	富士宮市区長会連合会
委員	齊藤 幸子	地域福祉活動有識者	すくすくサロンゆずっ子
委員	山崎 雅史	福祉教育有識者	富士宮市校長会

4 富士宮市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定会議

役割	職名	氏名
委員長	事務局長	宇佐美 巧
	事務局次長	遠藤 久仁子
	総務係長	佐野 建一郎
	生活あんしん係長	増田 成孝
	相談支援係長	山田 公彦
	地域ささえあい係長	石川みちる

5 地域福祉活動計画策定チーム

役割	係名	職名	氏名
リーダー		事務局次長	遠藤 久仁子
	総務係	係長	佐野 建一郎
		主幹	橋村 佳絵
	生活あんしん係	係長	増田 成孝
		主任	鴨狩 美枝
	相談支援係	係長	山田 公彦
		主事補	遠藤 めぐみ
所管係	地域ささえあい係	係長	石川 みちる
		主幹	渡井 友洋
		主任	藤巻 梢

富士宮市社会福祉協議会地域福祉推進アドバイザー 土屋 幸己氏

6 富士宮市地域福祉推進計画策定の主な経緯・経過

〈市〉

開催日	会議名 主な内容	主な内容
令和7年3月13日	富士宮市地域福祉計画策定専門委員会、地域福祉活動計画策定・推進委員会合同会議	策定方針、市民アンケート内容の確認
令和7年5月28日 ～令和7年6月20日	市民アンケートの実施	1,000人対象、 回収数522件
令和7年7月29日	こども家庭センター、青少年相談センター、生活困窮者自立相談支援事業所、地域医療連携室へのヒアリング調査の実施	部門や機関を横断して抱える課題や市民ニーズの調査
令和7年8月5日	地域包括支援センター、基幹相談支援センター、障がい者相談支援事業所へのヒアリング調査の実施	
令和7年8月19日	地域福祉計画進捗管理プロジェクト会議	第4基の評価、第5期体系図の整理
令和7年10月22日	地域福祉計画進捗管理プロジェクト会議	第5期計画骨子案、市の取組案の検討重層的支援体制整備事業の進捗評価
令和7年11月12日	保健福祉部連携担当者会議	第5期計画市の取組案
令和7年11月18日	社会福祉協議会と打合せ	地域共生社会の体制図作成
令和7年12月10日	保健福祉部連携担当者会議	重層的支援体制整備事業実施計画案
令和8年1月15日	地域福祉計画進捗管理プロジェクト会議	第5期計画素案
令和8年1月21日	地域福祉計画策定専門委員会	第5期計画素案
令和8年2月6日 ～令和8年3月5日	パブリック・コメントの実施	
令和8年3月25日	保健・医療・福祉計画策定推進委員会	第5期計画最終案

〈社会福祉協議会〉

開催日	会議名 主な内容	主な内容
令和7年2月14日	アドバイザー会議	検討会：土屋幸己アドバイザー ・第4期計画の終結に向けた評価 ・第5期計画への移行方法
	市福祉企画課と打合せ	工程の確認
令和7年4月18日	地域福祉活動計画職員勉強会	勉強会：土屋幸己アドバイザー ・活動計画の趣旨と策定までのプロセス
令和7年6月13日	第1回策定チーム会議	1部：市社協版 2部：地区社協版
令和7年5月14日	市福祉企画課と打合せ	コンサルティング会社と打合せ
令和7年7月17日	第2回策定チーム会議	各事業課題整理について
令和7年7月～9月	地区社協懇談会 地区社協随時	第4期評価と第5期計画について
令和7年8月15日	第3回策定チーム会議	検討会：土屋幸己アドバイザー ・体系図の整理 ・骨子案の検討
令和7年8月22日	第4回策定チーム会議	・アンケート（案）確認 ・体系図完成
令和7年9月18日	第5回策定チーム会議	・個別計画の確認 ・アンケート中間報告
令和7年9月28日	第1回策定会議	進捗報告と協議
令和7年10月1日	第6回策定チーム会議	・策定・推進委員会に向けた資料確認 ・個別計画の確認 ・体系図の整理
令和7年10月10日	第1回地域福祉活動計画 策定・推進委員会	・委嘱状交付 ・委員長、副委員長選任 ・第4期計画 進捗報告 ・第5期計画（案）報告・協議
令和7年10月28日	第2回地域福祉活動計画 策定・推進委員会 （地域福祉計画と合同会議）	・地域福祉計画 報告及び協議 ・地域福祉活動計画 報告及び協議
令和7年11月13日	第7回策定チーム会議	・作業チーム報告 ・アンケート集計と計画への反映 ・評価シートの検討
令和7年12月5日	第8回策定チーム会議	アンケート考察について検討
令和7年12月10日	第9回策定チーム会議	土屋幸己アドバイザー ・計画の進捗管理について ・基本要項 2025 との関連性の見せ方
令和8年1月10日	第10回策定チーム会議	・進捗評価シートの作成について ・基本要項 2025 とのつながり表について
令和8年2月13日	第11回策定チーム会議	土屋幸己アドバイザー ・最終稿の確認 ・次年度の目標設定について
令和8年3月11日	第3回地域福祉活動計画 策定・推進委員会	完成に向けた最終確認会議

7 用語解説

か行	
介護予防ボランティア	地域に密着した健康づくりの担い手、ボランティアの総称。具体的には、保健委員、健康づくり食生活推進委員、筋トレ応援隊、民生委員・児童委員、主任児童委員、8020推進委員等になります。
環境福祉	児童の養育についての経済的問題、養育に欠ける問題、不良な地域環境、マスコミ等児童をめぐる環境条件に関すること。
幸齢社会	高齢者が安心して年を重ね、幸せに暮らせる社会のこと。
さ行	
市社協	富士宮市社会福祉協議会のこと。地域のさまざまな生活上の問題をみんなで考え、話し合い、協力して解決を図り、「だれもが安心して暮らせる、ひとにやさしい福祉のまちづくりをめざす」民間の団体のこと。
重層的支援体制	地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業のこと。
人生会議	もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組のこと。
制度の狭間にある人	介護保険法や障害者総合支援法等の各福祉サービスの対象にならない人のこと。
セルフネグレクト	生活環境や栄養状態が悪化しているのに、それを改善しようという気力を失い、周囲に助けを求めない状態。ゴミ屋敷や孤立死の原因とも言われています。
た行	
地域福祉コーディネーター	地域福祉コーディネーターは、①地区社協の活動支援、②市社協や市などにつなぐ相談窓口、③団体間のコーディネート（連携調整）を担い、地区社協とともに地域福祉の課題解決を目指しています。市は、市社協に対し地域福祉コーディネーターとなる地区担当職員の配置を支援しています。
地域包括ケアシステム	本人のニーズ、状態に応じた住まいが提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、フォーマル、インフォーマルサービス等の様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような体制のこと。
地域見守りあんしん事業	新聞配達や宅配業者など高齢者の自宅に訪問する機会のある事業所や、スーパー・コンビニ・郵便局など普段お客様と接する機会のある店舗に対して市と協定を締結し、「気になる」「様子がおかしい」と感じた時に、相談機関に連絡する事業のこと。
地域寄り合い処	身近な地域の方たちが、公民館や自宅などを使用し、おしゃべりのできる場を通じて仲間づくりや生きがいづくりを進め、孤立の予防・解消をしていく場所です。
地区社協	概ね中学校区域に組織化され、地域住民の主体的な福祉活動の推進を行う組織。自治会、民生委員児童委員協議会、保護司会、更生保護女性会、シニアクラブ、子ども会等の各種団体の代表者・関係者と地域福祉に熱意のあるボランティアによって構成されています。

な行	
認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の方や家族を温かく見守るサポーターを養成する講座のこと。
は行	
8050問題	「80」代の親が「50」代の子どもの生活を支えるという問題。背景は子どものひきこもりの長期高齢化等がある。こうした親子が社会的に孤立し、生活が立ちいかなくなる深刻なケースが生じています。
ピアカウンセリング	同じような立場や悩みを抱えた人たちが集まって、同じ仲間として相談し合い、仲間同士で支え合うことを目的としたカウンセリングのこと。
避難行動要支援者	災害時が発生した場合や、発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者のこと。
複合的な地域生活課題	一つの世帯に複数の生活課題が存在している状態（8050世帯や介護と育児のダブルケアなど）のこと。
福祉避難所	災害時に一般の避難所では避難生活が困難な要配慮者のため、バリアフリー対策等が施され、協定に基づき社会福祉施設等を利用して開設する避難所のこと。
富士山まちづくり出前講座	市民と行政が一体となってまちづくりを進めるため、市が行っている事業の中で市民の「知りたい」「聞きたい」内容について、市の職員が講師となり、地域へ出向いて講座を行っています。原則として、10人以上の自治会や学校などのグループであれば、誰でも申し込みができます。
プラットフォーム	誰かが困ったときに、地域のどこに相談しても適切な支援にたどりつけるための連携の基盤のこと。

